

令和4年第7回野洲市議会定例会会議録

招集年月日 令和4年12月6日

招集場所 野洲市役所議場

応招議員	1番 小菅 康子	2番 田中 陽介
	3番 山本 剛	4番 石川 恵美
	5番 村田 弘行	6番 木下 伸一
	7番 津村 俊二	8番 益川 教智
	9番 東郷 克己	10番 山崎 敦志
	11番 服部 嘉雄	12番 奥山文市郎
	13番 山崎 有子	14番 橋 俊明
	15番 岩井智恵子	16番 鈴木 市朗
	17番 稲垣 誠亮	18番 荒川 泰宏

不応招議員 なし

出席議員 応招議員に同じ

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

市長	栢木 進	副市長	佐野 博之
教育長	西村 健	病院事業管理者	前川 聡
政策調整部長	赤坂 悦男	総務部長	川端 美香
市民部長	長尾 健治	健康福祉部長	吉田 和司
健康福祉部政策監 (高齢者・子育て支援担当)	田中 源吾	健康福祉部政策監 (病院整備担当)	布施 篤志
市立野洲病院事務部長	武内 了恵	都市建設部長	三上 忠宏
環境経済部長	吉川 武克	教育部長	馬野 明
政策調整部次長	小池 秀明	総務部次長	井狩 勝
広報秘書課長	江口 智紀	総務課長	山本 定亮

出席した事務局職員の氏名

事務局長	遠藤 総一郎	事務局次長	辻 昭典
書記	辻 義幸	書記	井上 直樹

議事日程

諸般の報告

第1 会議録署名議員の指名

第2 議第104号から議第121号まで

(令和4年度野洲市一般会計補正予算(第12号) 他17件)

質疑、常任委員会付託

第3 一般質問

開議 午前9時00分

議事の経過

(再開)

○議長(荒川泰宏君) (午前9時00分) 皆さん、おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、諸般の報告を行います。

出席議員は18人全員であります。

本日の議事日程は、既に送付いたしました議事日程のとおりであります。

次に、本日、説明員として出席通知のあった者の職、氏名は、11月29日と同様であり、タブレットへの掲載を省略しましたので、ご了承願います。

(日程第1)

○議長(荒川泰宏君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、第2番、田中陽介議員、第3番、山本剛議員を指名いたします。

(日程第2)

○議長(荒川泰宏君) 日程第2、議第104号から議第121号まで、令和4年度野洲市一般会計補正予算(第12号)他17件を一括議題とします。

これより質疑に移ります。質疑通告書が提出されておりますので、発言を許します。

まず、第9番、東郷克己議員。

○9番(東郷克己君) おはようございます。第9番、新誠会、東郷克己でございます。

議第104号令和4年度野洲市一般会計補正予算(第12号)のうち、4の野洲駅南口

複合商業施設整備事業支援業務に係る債務負担行為の追加について、議案質疑をいたします。

先日、今議会に上程される議案を中心に、市政全般についての市民のご意見を伺い、意見交換する機会を持ちました。この駅南口周辺整備構想の見直しについては、市民の関心が高く、活発な発言がありました。こうした市民のご意見を踏まえ、また同時に私自身の問題意識も併せて質問をさせていただきます。

1つ目、市としてのビジョンが見えないという課題があるかと思います。もともと野洲駅南口周辺整備構想が検討、策定されています。今回は見直しということですが、病院整備を駅前から外す一方で、現構想の基本的なコンセプトは変えず、見直しという一部修正で進める方針と聞いております。こうした方針のもと、検討委員会を立ち上げ、また支援業者を選定しようとしています。検討委員会の議論も、あるいはコンサル業者とのやり取りや提案も、まずは骨格となる市としてどうしたいのかという大きな方向性が見えなければ、適切な意見や助言は出てきません。相手の立場に立った言い方をすれば、出しようがないと言えます。にぎわい創出という言葉はいいのですが、どんなにぎわいをどういうイメージでつくりたいと考えておられるのか、市長に伺います。できるだけ具体的なイメージが湧くようにお答えいただければ、幸いです。

2つ目、スケジュールについて、お伺いをいたします。検討委員会を8月までの期間に4回開催と予定表では記されておりました。特に7月、8月は連続しております。また、その工程表の中で①から⑪と工程が説明書きされておりますが、非常に詰め込んだ印象があります。かなり無理をして、間に合わせているような印象も受けます。先に紹介した会合での市民の意見も、この工程をめぐって、本当に大丈夫かと心配する意見が多く出ておりました。市民の中に早くという声が多いのも事実であります。また、野洲市の顔とも言える場所が長年放置されている現状を打開することは重要です。ただ、大前提としてあるのがまともな施設、つまり持続性があり、幅広い市民の憩いの場、にぎわいの空間をとということです。今回示されている開業までのスケジュール及び令和4年度から5年度想定工程の各工程は、それぞれ妥当な期間を取っているのかどうか、目標、結論ありきで押し込めていないかどうか、市長にお伺いをいたします。

3点目、過去の検討やサウンディング調査内容を踏まえているかについてお伺いをいたします。駅前南口の整備構想は、市民との懇談会や、あるいは学識経験者らによる検討委員会など、時間と労力、そして何より市民の思いを受け止めて、つくり上げてきた経緯が

あります。病院など、構想の中核と言える施設の移動がある一方で、全体の構想は引き継ぎ、見直しということであるならば、これまでの検討の経緯、どのような意見ややり取りの中で構想が出来上がっているかや、昨年実施したサウンディング調査で得られた内容は当然踏まえて、こうしたものを活かして、見直しをすべきと考えております。この点について、政策調整部長に伺います。

以上3点、よろしく願いいたします。

○議長（荒川泰宏君） 栢木市長。

○市長（栢木 進君） 議員の皆さん、おはようございます。

東郷議員の議案質疑について、答弁させていただきます。

まず1点目の市としてのビジョンについてのご質問にお答えいたします。

野洲駅南口周辺整備構想がビジョンそのものであり、市民は当然のこと、通勤、通学者、観光客、来訪者などが集い、憩い、楽しみ、人と人がつながることができるにぎわいづくりをイメージし、多世代が多目的に利用できる空間整備を官民連携で具現化してまいりたいと考えております。

次に、2点目のスケジュールについてのご質問にお答えいたします。

スケジュールは標準的なものとしてお示したものであり、結論ありきではございません。野洲駅南口の市有地が10年以上空き地となっていることに対しては、地元自治会や学区行政懇談会、市内の経済団体からも一日も早い駅前整備を望まれており、市議会各党派からも同様の要望を受けていることから、一日も早い駅前整備の実現を進めていきたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（荒川泰宏君） 赤坂政策調整部長。

○政策調整部長（赤坂悦男君） それでは、3点目のご質問にお答えしたいと思います。

平成24年に市民活動拠点施設用地として土地を購入いたしまして、野洲駅南口周辺整備構想検討委員会を立ち上げて、検討を開始いたしました。翌年には、滋賀県立大学や立命館大学との共同研究により、機能配置の検討や市民活動団体アンケート、世代別ヒアリング、市民ワークショップ等を実施した上で、平成27年に野洲駅南口周辺整備構想を策定した経緯がございます。そうしたことから、これまでの経緯を十分尊重し、コンセプトはそのままにしますが、現在の情勢に合わせた野洲駅南口周辺整備を進めてまいりたいと考えておるところでございます。また、サウンディングにつきましては、パートナー事業

者の選定に向けまして、活用方策を検討する中で、これまで様々な業種からいただいた意見を取り入れてまいりたいと考えております。

以上、お答えとします。

○議長（荒川泰宏君） 東郷議員。

○9番（東郷克己君） では、再質問をさせていただきます。

これ以降の質問については、少し踏み込んだ内容になりますので、政策調整部長にご答弁をお願いしたいと思います。

先ほど、市長からお答えいただきました1点目の構想がビジョンそのものというようなご説明、集い、憩い、楽しみ、人と人とが集うことだというご説明は分かるんですけど、じゃ、そのイメージとして浮かんでくるかということ、ちょっと浮かびにくいというふうに思っております。

この議案質疑を考える中で、以前読みました本のことをちょっと思い出しました。安倍内閣の広報官をお務めになった長谷川榮一さんという方がお書きになった「首相官邸の2800日」という本の中で、この政府広報をどうやって、何が大事かというようなことに触れられているところがあったので、ちょっと参考に読んでみたいと思います。

人々の行動に影響を与えるほど、インパクトのあるコンテンツの政策はメディアのプロの間でも最も高い技量が求められる難題だ。政府広報でも民間への委託を活用して政策するが、その際に大事なことは広報のねらい、誰にどんな行動を求めるのか、あるいはやめてもらうのか。行動の中止によって、達成しようとする目的は何かを委託先に明らかにすることだ。そうすれば、受託した民間からの企画や提案はより具体的になり、ねらいを組み込んだインパクトある映像コンテンツができるということで、要するに、何を目的にして、この場合は広報なんですけれども、その広報をお願いしているのかという、この大きな目的、方向性ということをちゃんと、やっぱり示さないと、その願うものが得られない。これはもう当たり前の話なんですけど、なかなかほんまにしたいこと、しようとしていること、目的を伝えるのはなかなか難しいということだと思います。

広報と事業の構想という違いはあるものの、民間に委託する際の、あるいはこれは市民との懇談もそうですし、我々議会とのやり取りでも、結局そういうことだと思います。この重要なポイントだと思います。今回の見直しの最上位の目的は何なのか。これから始める検討の一番の核というものが固まっているのかどうか。コンサルとこの核心を明示して、またそれを繰り返し説明して、提案などをいただく、また、いただいて話し合いをすると

いうことでなければ、最初の核心的な目的というものが曖昧なままでは難しいと思います。これまでの反省というようなことを振り返って、誰がどうだと責めるつもりではないので、そこをちょっと踏まえてお話ししますと、今までの議論、栢木市長になる前、後を含めて、こうした本当の目的、やりたいことは何なのかということが曖昧なままに市民の意見とって意見をいただく、議会も含めて。そうすると、ちょっとあんまり言うと語弊があるかもしれないんですけど、曖昧な説明ですと、それぞれが、聞き手のほうが都合のいいように解釈して受け取って、ご意見を返されるので、本当のここに行きたいという目的がばらばらなまま提案されると、意見集約のしようがないというようなことは言えるかと思えます。

ちょっと長くなりましたが、要するに言いたいのは、今、一番大事なものは何を目指しているのか。これはあまりまた具体的に言うと、いろいろ差し障りがあるというふうなお話も聞いております。それは理解できるんですけども、一定、抽象的な表現になるのは分かるんですけども、しかし一方で、聞き手のほうで絵が浮かぶような説明をしていただかないと、先ほど申し上げたように、どれだけ優秀なコンサルの事業者さんを選定したとしても、なかなかその願いにかなったものが出てこないのではないかと。これは検討委員会もわかりだと思えますので、先ほど市長からご答弁いただいたんですけども、再度、この本当の目的、目指すところというものをもう少しイメージできるようにご説明いただければと思います。

これは議論が有効になるかどうかという、非常に重要な、つまり詰まるところは駅前の整備がこれから進んでいったとして、本当に多くの市民が納得していただける、ご満足いただけるものができるかどうかということにもつながりますし、もう少し直近の、今の課題でいえば、この予算が妥当なものかどうかの判断に関わってくるのかと思えますので、お願いをいたします。

2点目の再質問です。

冒頭紹介した議案や市政に対する意見交換の場でも出された駅前南口整備構想見直しについての意見で、注目した意見の1つに、にぎわい創出は賛成ですと、「ただし」ということでおっしゃいました。従前のような商業施設は賛成でないというふうにおっしゃいました。この従前というのがどういう意味なのか。野洲市の従前の計画のことをおっしゃっているのか、あるいは他のことなのかということで確認をいたしました。そうしましたら、全国各地で駅前、あるいは駅から離れたところを含めて、いろんな整備がされているけれ

ども、あちこちで失敗しているじゃないかと。人口も経済も年々右肩上がり成長している時代やったらまだしも、今、もう年々減ってきている。そうした中で整備しようとするものはほんまに知恵と工夫が必要だというようなお話でありました。要するに、失敗例もちゃんと見て、失敗例から学ぶことも大事だろうというようなお話でありました。

先日、ある教育者の方とお話をした中でも同じような話がありまして、教育者の研修の中でも、こうしたらこういう成功したでというような研修は、聞き手のほうが「うんうん、なるほど」と聞く反面、結局、自分のいいところ、自分の考え方に合う、その講演内容の一部を取って帰って、意外とその講師がお話しになっている一番の本質のところ忘れられがちなんだと。対して、こんなふうにしたら失敗したという失敗談の話は、なぜ失敗したのか、なぜその目的とした事業なり、あるいはその教育の方針なりが達成できなかったのかということをもより深く考えて、意外と成功例をお話しされるよりも、失敗例のお話のほうが勉強になるんですわというようなお話を伺いました。成功例を検証するのを要らんとするわけじゃなくて、要するに成功例も収集していただきたいけれども、やはり失敗例もしっかり検証、検討していかないといけないということだと思っております。そうした成功例、失敗例を含めて、これからの野洲の構想を検討していくという予定があるのかなのか。

もう一つ、ちょっと付け加えて言いますと、まずコンサルタント事業者を選定されると思います。検討委員会もですけども。特にコンサルの事業者選定は非常に大きなポイントになりますので、その事業者さんの成功例だけじゃなしに、失敗例と言うと、ちょっと語弊があるかもわかりませんが、あんまりうまいこといかへんかった事例もしっかり集めて、その上で検討もしていただきたいと考えておりますが、そうした予定といたしますか、あるいはこの話を踏まえて検討していただけるかどうか、お伺いをします。

以上、再質問2点、政策調整部長にお願いいたします。

○議長（荒川泰宏君） 赤坂政策調整部長。

○政策調整部長（赤坂悦男君） 東郷議員の再質問にお答えします。

まず1つ目でございますけれども、市長のほうが最初イメージ等について答弁をさせていただきましたけれども、より具体的に分かりやすく最上位の目的、あるいは核心は何かというお尋ねだと思います。今現段階でこういうものをつくれますよという明確なことはできないことはご承知いただいていると質問の中で言っていたいただいておりますので、やはり市長の答弁の中で一番最初に言わせていただきました構想そのもの自体が一番の核となる

もの、そのように考えております。今まで何回も答弁で申し上げてまいりましたとおり、心と体の健康をテーマにしまして、人と人がつながることで生み出されるにぎわいづくりと。

このにぎわいづくりがどういうイメージなのかということをお郷議員が一番おっしゃっていると思うんです。その部分が全て行政のほうに絵を描くような形で、さっきの2問目の全国の失敗事例もごさいますけれども、そういうようなことがありますので、官民連携という今までと違う手法を持ち込んで、そこは民間のアイデア、資力、いろんなものを使うことによって、それを達成するという考え方でごさいます。したがって、イメージ、より具体的などと言われてはいますが、今の現段階ではそのようなことであります。

それと、そもそも民間の土地を市のほうが購入して、その後、いろんな計画を立てて、今回につきましても、官民連携ということで当然関わっていくと。それは、やはり駅前の整備を単純に民間で進めるということではなく、あくまで大事な市の玄関口とそのエリアについては、市が関わっていくべきだというその考え方の基本のもとに、今までずっと経過されてきたというように考えております。

したがって、イメージ、核心の部分については、先ほど言いましたにぎわいづくりということなんですが、それにプラス、市長のほうについては駅前をという問いについては、にぎわいをつくり、税収の確保ということのその2つが大きな部分であると、そのように思っております。

2点目の失敗事例に学ぶということについてでございます。その部分はもう重々それが必要であると私も思います。そういうようなことから、今回債務負担行為で出させていただいております支援業務をするコンサルから、そういうような情報を引き出す。といいますのは、成功事例の場合につきますと、一自治体から他の自治体、成功自治体のほうに、非常に上手にされていますね、ちょっと視察で聞かせてください、どうぞどうぞとあるんですけど、すみませんけど、おたくの失敗を聞かせてくれと、こんなことは当然言えませんが、その辺はそういうコンサルのネットワーク、そういうもので入手をするということが必要ということも踏まえて、コンサルの支援というものを位置づけているところでございます。

それと、その支援業者を選ぶときにその失敗事例、まあ成功事例でどういうようなまちづくりに取り組んできたかという実績等を出すというのはプロポーザルのときに当然あるとは思いますが、失敗事例のその部分は、いわゆるプレゼンとかそういうような失敗事例を出しなさいと、なかなか先ほど自治体の例と一緒にようになりますので、プレゼンと

かそういうようなところの質問の中で聞くようなことも可能ではないかということで、今、東郷議員からご意見いただいたその分については十分頭に残しながら、検討のほうをさせていただきたいと、そのように思っております。

以上、お答えとします。

○議長（荒川泰宏君） 東郷議員。

○9番（東郷克己君） 2問目は同じようなご意見はあるということですので、しっかり踏まえて進めていただければと思います。

1問目のほうは、おっしゃることはよく分かるんですけどという部分で、最後に少しだけお話というか、お聞きをしたいと思います。

官民連携という言葉には結構期待している言葉でもあります。いろんな方とお話ししておりますと、結構多いのがもう官はあかんのや、民がいいのや、民やないとあかんのやみたいなことをおっしゃる方もおられて、私としては、若干そこには抵抗を覚えております。今の時代、特にコロナ禍ということもあってもかもしれませんが、コロナのことがあってもなくても、ものすごく業績を上げて成長される企業、民間もあれば、逆に倒産、破産ということで失敗される民間の事業者も当然おられるわけで、一方的に民を取り入れたらうまくいくんやというような考え方は、私はちょっと違うのかなと思っております。

それも含めて、この絵が浮かぶようなということをお聞きしているわけではありますが、そうした官民連携という言葉には、先ほど申しましたように、期待をしているのでありますが、そこの本質の部分といいますか、民のいいところ、官でないとできないところというのは絶対ありますから、この貴重な野洲駅前の市民の財産であるこの土地をどう活かして、どういうふうなものを造り上げていこうとしているのかという中で、本当に官と民、民と官のいいところ、いわゆる相乗効果で歯車が回って、大きな成果を上げられるようにすることが必要で、そのためにも、何回も繰り返していますように、一番の目的は何やということが大前提となり、その後、いろんなやり取りになろうかと思います。いろいろお話をした中では、そこの思いは共通する思いを持っていただいているのかなと思いつつながら、確認の意味も含めて、最後の質問といたしたいと思っております。

ちょっと何を言っているのか、何かぼやけてしまいましたけど、官民連携を非常に期待するので、本当にそこをいいものになるようにするためにも、1つは、繰り返していますビジョンをしっかり説明するという、そしてお互いのいいところを出し合うとともに、足りないところを補い合うような進め方にさせていただきたいと思っておりますが、この官民連携

の考え方について、最後にご質問いたします。

○議長（荒川泰宏君） 赤坂政策調整部長。

○政策調整部長（赤坂悦男君） ただいまの東郷議員の再々質問についてお答えします。

官民連携についてという問いでございますけれども、東郷議員おっしゃったその内容そのものだと思っております。やはり、今まで公がいろんな計画、それから実施に向けて、作り上げたものです。それを、例えば建設ということに例えますと、物を造るのは実際の整備については民間のほうにお願いするということでもございました。その中身の運営とか、そのものについて、官が主で考えていった部分がございます。先ほどの失敗事例ではございませんけれども、そういうようなことのいろいろな事例の中から官民連携という新たな考え方が登場してきて、その方式によって、今回駅前を整備しようと市のほうは考えているところでございます。先ほどおっしゃいました、官のいいところ、民のいいところ、相乗効果という部分、そういうものは、当然こちらのほうも期待している部分でございます。

イメージということで、あまり具体的な話をすると、今までどうのこうのという話もございましたけど、1つの例えとしますと、例えば駅前に子育てだったら子育てのそういう機能を持たせようとした場合、市のほうでいきますと、子育て支援センターとか、いろんなその機関がございます。今までの行政ですと、それを造ります。箱として造り、その運営主体、職員を配置して、それをしますということなんですが、例えば民間で子育て支援のそういう部分をどうにか造ってもらえないかとなったら、ただ単純に行政がやっているそれでは駄目だということで、違う切り口的なもの、あるいはその仕掛けを持ってこようとすると考えている。そういうときに、例えば玩具のメーカー、おもちゃですね。そういうおもちゃのメーカーがおもちゃの横にスペースを造り、そこに子どもさんと親がいろんな遊び、あるいは子育てを相談するようなコーナーを設けたり、そういうようなことで提案が、いろんなことができないかな。だから、今まで行政がこれしますというのを違う切り口から、それにチャレンジしていくなると、そういうようなことが官民連携における1つの良さで、こちらのほうが期待している部分ということで、今のはあくまで例というか、イメージとして分かっていたくために付け加えさせていただいたものでございます。

東郷委員おっしゃるように、しっかりとそのビジョン、先ほどまだ不十分だということでもございますけれども、今後そのビジョンを市民の方、あるいは今後募集をする業者のほうに分かりやすく説明する。どのようにしたらそれができるかということも含めて、検討

しながら進めてまいりたいと、そのように考えております。

以上、お答えとします。

○議長（荒川泰宏君） 次に、第2番、田中陽介議員。

○2番（田中陽介君） 皆さん、おはようございます。第2番、田中陽介です。

議案質疑を始めさせていただきます。

私もまず初めは、議第104号令和4年度野洲市一般会計補正予算（第12号）の中から質問させていただきます。先ほどの東郷議員と少しかぶるところもあるんですが、今回の補正予算中の野洲駅南口整備構想見直しや支援業務、コンサル費用の点で質疑をさせていただきます。先ほどの答えとかぶる部分があると思いますけれども、シンプルに答えていただけたらと思います。

まず1点目、今回の駅前の整備の見直し、その背景となるもの、ベースというのは何か、これをお答えください。

2点目、この整備によって達成すべき目的、先ほども東郷議員から質問がありましたけれども、これも簡潔にお答えください。

そして3点目、特別委員会では民間での整備、官民連携ということを中心に説明されたのですが、このようにしたいという市民とともにこれから再度構想を検討していくというわけでありましてけれども、その構想が上位なのか、それとも官民連携や複合商業施設といったその手法の部分が上位なのか、どちらを上位として取り組まれるのか、お聞かせください。

そして、最後4点、この市の重要課題である駅前の整備、これは市民にとって非常にこれから影響が大きい案件です。これに対して、多くの市民が主体的に関わることに意義があると思うか、その点を市長にお答えいただきたいと思います。

以上4点、お願いします。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 田中陽介議員の議案質疑にお答えいたします。

1点目の駅前の整備の背景となるベースについてのご質問にお答えいたします。駅前整備の背景は、本市が平成24年に市民活動拠点施設用地として企業から駅前の土地を購入したことを契機とし、周辺市有地を含め、従来から待ち望んできたにぎわいづくりを目的として市民主体で策定した野洲駅南口周辺整備構想がベースとなると考えております。

2点目の整備による達成すべき目的についてのご質問にお答えいたします。心と体の健

康をテーマに、人と人がつながり合うことで生まれるにぎわいづくりという構想のコンセプトを官民連携によりその具現化に取り組むことで、駅前のにぎわいづくりを図ることでありますが、ひいては市の活性化に資するものと考えております。

3点目の、市民とともにこれから再度検討する構想が上位か、民間活用の提案という手段が上位か、どちらかのご質問にお答えをいたします。今回の構想の見直しの主な内容は、市の病院整備方針の変更による病院機能の廃止とこれに伴うにぎわいエリアの拡大であり、再度、抜本的に構想をつくり直すものではございません。これまで市民とつくり上げてきた構想を十分踏まえた上で、民間の提案を求めてまいります。

4点目の駅前の構想に多くの市民が主体的に関わることに意義があるかと思うかのご質問についてお答えいたします。市民が主体的に関わることに意義はありますし、そうあるべきだと思います。このため構想はこれまで多くの市民に関わっていただき、つくり上げてまいりました。今後も市民の皆様には、構想検討委員会の公募委員として関わっていただく他、懇談会など、広く意見を聞く機会を設けていきたいと思っております。

以上でお答えといたします。

○議長（荒川泰宏君） 田中議員。

○2番（田中陽介君） では、再質問させていただきます。

まず1点目、背景として市民活動拠点施設、そしてそれから、そこからのにぎわいづくりという本来の最初の目的がありましたという説明を今受けましたが、その市民活動というのがすごくにぎわいづくりにとって大切であるというこのベースの部分に対しては変わっていないという認識でよろしいのでしょうか。それが1点目です。

次、2点目、先ほどもこの構想を官民連携によってすると。常にこの官民連携という言葉が先に出てくるわけですがけれども、この官民連携のあり方というか、形という、本当に多分、多種多様やと思うんですが、どこまでこれをイメージできているのか。官だけでは絶対やりませんよという意思表示なのか。一体どういう意味合いでこの官民連携という言葉を使っておられるのかというのを伺いたしたいと思います。これが2点目です。

そして3点目、4番目の質問で、市民が主体的に関わることは意義があるというふうにおっしゃっていただきました。この市民の関わり方というのは、本当に私は重要だと思っていて、先ほど東郷議員もいろいろおっしゃいましたが、私の視点で言うと、官と民と、あともう一個、市民という観点を同列に多分並べる必要があると思っています。これはまちづくりで非常に先進的と言われているアメリカのポートランドとかではよくされている

んですが、本当に行政と企業と、あとそこに住む市民の合意形成がしっかりできないと、そもそも許可も下りない。そういうようなことを徹底してやっているところはやっていません。

なので、ただ単に官民だけではなくて、そこにどう市民の方々が納得する形でできるのか。たとえ、事業がうまくいくか、うまくいかないかなんてははっきりと分からないわけですよ。いくら計画しても、そんなものは思いどおりにいくわけではありませんし、今、先ほどもいろんな事例がある、失敗事例、成功事例あるとおっしゃいましたけれども、誰でも最初から失敗しようと思ってやっていないし、計画段階では恐らく成功するという絵を描いて、それを議会に通して、どこの町もやっているわけですから。そうなんですけれども、ただそこじゃなくて、本当にみんなが納得していれば、たちまち失敗、何を失敗と見るかもそうですけれども、納得して進めて、みんながそれを育てていくという、そこまで本当にまちづくりを考えていかないと、1回立てて終わりとか、そういうわけじゃないと思うんです。だから、そういう育てていくというレベルまで醸成できるような、やっぱりやり方を考えていただきたいなと思います。

なので、今回、市民が関わるとおっしゃるところは、例えば官民が案をつくって、出来上がったようなものに対して意見をもらっていくようなことを考えておられるのか、それとも同列でその構想段階からしっかり市民の声を取り入れていきたいと思っておられるのか、どういう考え方なのかをお聞かせください。これは3点目の質問です。

以上3点、お願いします。

○議長（荒川泰宏君） 赤坂政策調整部長。

○政策調整部長（赤坂悦男君） 田中議員の再質問にお答えします。

まず1点目でございますけれども、考え方は、先ほど東郷議員でも答弁のほうをさせていただきますけれども、その中で官民連携という言葉が説明で出て……。

（「1点目は市民活動」の声あり）

○政策調整部長（赤坂悦男君） すみません。申し訳ないです。

1点目は、市民活動拠点の考え方ですね。いわゆるベースの考え方は変わっていないのかというご質問については、変わっていませんということで、コンセプトを変えずやっていきますというのはそういうような意味でございます。

2点目の官民連携の形、やり方ということでございますけれども、私どもが考えておりますのは、あくまで官民連携ということで、民の提案、この部分に重きを置いております。

しかし、先ほどの東郷議員の話でありますけど、民は全ていいのかと、全部それで丸ですかという問いの話もございましたとおり、その部分について、官民連携ということでございますので、官のほうに関わる。その官に関わるそのときに市民の意見、先ほどおっしゃっていた市民の関わりというものがそこで出てくると、そのように考えております。

市民の関わりで、官、民、市民、同列というお話でございますけれども、官は市でございますけど、民はその後、提案業者等の話になってきますけれども、市民さんはもういろんなお考えが当然ございます。千差万別の考え、意見、価値観を持っておられる中で、そこを十分というお話は、それをするがために、答弁でございましたようにいろんな懇談会等をさせていただくんですが、やはり納得性ということですね。納得ということはもう本人は同意していただいているわけですね。市民全員がそれを同意していただくのは、それは計り知ることができません。そういうようなことから、市民にも情報を提供し、この場の市議会のほうでも一緒のような内容を説明して、そこで判断をいただいて、市民の代表としての判断をいただく。そのことで市民全体の意見を集約というような形という考え方になると、そのように考えております。

育てていくというやり方でありまして、何かを決めたその後ほったらかしと、そういうものではないと。常にリニューアル、見直し、検証、そういうものが必要であって、駅前の整備につきましても、一旦造ったらということではなく、あくまで官のほうに関わりますので、そういうような視点を常に持ちながら、最初の段階から、検討の段階から、その考え方をもち、進めていきたいと、そのように考えております。

以上、お答えとします。

○議長（荒川泰宏君） 田中議員。

○2番（田中陽介君） それでは、再質問をします。

今、官民連携のところで、民間の知恵を借りながら官がしっかり関わっていきますよということをおっしゃったんですが、ちょっと別に言葉の揚げ足を取るわけじゃないんですけども、関わるというか、主だと思うんですね、どちらも。これ、同じレベルで話さへんと大変なことになるというか、そのためにコンサルを入れるのかもしれないですが、そのコンサルの言っていることも理解できないといけませんし、やっぱり政策的な官、官が別に僕は能力が低いと思わないので、やっぱり官には官の視点があると思いますから、そこはしっかり同レベルのところまで意識を持っていただきたいなど。民と同じレベルで、むしろそれ以上のレベルで意識を持っていただいて、いろんな知識、知恵を含め、

総動員して、やっぱりかかってもらわないといけないかなと思います。なので、そういったところは、関わるというよりは本当にどちらも主ですよというところの意識を持っていただきたいと思いますが、いかがでしょうかというところが1点目です。

市民との関わりという部分で、先ほど、みんな意見が違うから、全員が納得するのは不可能だろうというふうにちょっと聞こえた感じもしたんですが、本当の意味で全員の思いどおりにするというのは無理やと思います。それは意見が違いますから。みんな違う。反対のことを言ってはるのに、できないんですね。ただ、それをしっかり受け止める。受け止めて議論するという、どういうふう考えたかというのを説明するという、そのプロセスによって、あっ、なるほどなど、そういう考え方もあるのかと。一定、それだったら、まあまあいいかと。僕はそのレベルでいいと思うんですよ。全員がほんまに自分のやりたいことをするなんていうことは不可能だと思うので、ただそのプロセスを持って、一定のやっぱり合意形成というか、そこは、やっぱり今までこの市政において、どこの町もできているか、分からないですけど、非常に手間と時間と労力がかかると思います。でも、そこをやれば、きっとさっき言った、みんなで育てていくというようなものができると思うので、やっぱり理想はそこだと僕は思いますし、その点については、諦めずに努力をしていただきたいなと思いますが、いかがでしょうかというところを2点お伺いします。

○議長（荒川泰宏君） 赤坂政策調整部長。

○政策調整部長（赤坂悦男君） 田中議員の再々質問にお答えします。

まず1点目でございますけれども、私が関わりということで、その積極性、あるいは主体性がないようなということで伝わって申し訳ございません。その辺につきましては、当然、民、それから先ほどご提示ありました市民が同等の立場で、その分については取り組んでいきたいと、そのように考えております。

2点目の市民の思い、意見、その集約ですけども、田中議員は、私が言ったのがそこはまとまりません。それが実際の話で、そこを今の質問の中でうまくまとめていただいたと思うんですが、それを一旦受け止めて、それを市としてこのように考えていますよ。納得性がどこまであるかは分かりませんが、そういうようなプロセスを繰り返すことによって、市民の納得性が高まっていくと、そういうふうな取り組みをしてくださいと。意見と質問だと思いますので、その分につきましては、十分受け止めさせていただいて、今後の検討に努めていきたいと、そのように考えていきます。

以上、お答えとします。

○議長（荒川泰宏君） 3回、終わりました。

田中議員。

○2番（田中陽介君） 次、では議第120号の野洲市市民サービスセンター条例を廃止する条例についての議案質疑に移らせていただきます。

現在、北部合同庁舎に設置されている野洲市市民サービスセンターでは証明書などの発行業務の他にも、例えば車検のことであったりとか、市民の方のいろいろなお困り事相談など、非常に身近な役場的機能を備えているものであります。また、市民活動センターの機能も兼ねており、これらがどうなるのか、廃止後の北部合同庁舎の管理、それから困り事の相談、また身近な役場機能、そういったものに対してどうなるのかという明確な説明をされてはおりません。

そこで質疑いたします。

1つ目、市はこの中主の地域からこうした役場的機能、困り事相談、公共サービスとの身近な接点、そういったものをどうするつもりなのか。これはなくすのが、いろいろな理由があってなくすとしても、必要だったからあったわけですね。そして、必要としている人がいるわけですから、それに対してまちづくりの視点、そして役場的な機能の視点からどのようにするつもりなのか、その展望を聞きたいと思います。

そして2つ目、これもさっきとちょっとかぶりますけれども、この分庁舎の管理、貸館の手配、市民サービスセンター廃止後の施設運営、あの場所が空くということで、空いた場所はどうするのか。そうしたことを含めて、もうこれを廃止するということになったら、人が置けないということになると思いますので、どうするつもりなのかということをお伺いします。

そして3点目、市民活動センターを図書館に移転という話を聞いておりますが、条例でセンターを位置づけて設置するという話は今聞いてはおりません。どういった形で市民活動のより活性化を目指していくのか、今後を見越した考え方をお伺いします。

以上3点、お伺いしたいと思います。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 田中陽介議員の議第120号野洲市市民サービスセンター条例を廃止する条例についての1点目の中主地域の政策展望についてのご質問にお答えをいたします。

今回市民サービスセンターの廃止の提案につきましては、住民票等の発行枚数の減少や

平成30年から開始した市民生活相談業務についての件数も多くないことから、行財政改革の視点から行ったものでございます。これにより人的資源の有効活用とともに廃止後の市民活動支援の拠点を図書館に移設することにより、市民活動支援の強化を図るものでございます。

廃止後の令和5年4月以降につきましては、住民票等の発行等については、取得率が向上しているマイナンバーカードによりコンビニにて取得、または本庁舎にての取得となりますが、コンビニでの交付の場合は休日も含め、原則として午前6時半から午後11時までの交付が可能であり、市民サービスセンターでの交付よりも、より利便性が高くなると考えられます。

次に、ご質問後段の市民サービスセンターの廃止に伴うまちづくりについての質問ですが、今までと変わることはないと考えております。市の総合計画及び都市計画マスタープランでは、北部合同庁舎周辺地域を地域拠点と位置づけており、地域特性に応じた計画的な土地利用の推進、そして地域コミュニティや地域活力の向上などに努めていきたいと考えております。

次に、2点目の市民サービスセンター廃止後の施設運営についてのご質問にお答えいたします。北部合同庁舎の管理や庁舎内の貸館の手配については、職員を配置し対応することを想定しており、廃止される市民サービスセンターが担っていた施設運営に特段の支障はないものと考えております。

続きまして、3点目のご質問のうち、1つ目の市民活動支援の拠点を条例で設置しないのかのご質問にお答えいたします。以前に市民活動支援センターを設置していたときは、同センターにおいて公の施設である図書館のホールや会議室等を管理していたことから、地方自治法第244条の2第1項の規定による設置管理条例が必要でした。しかし、今回は事務所のみを使用し、図書館の施設全体は引き続き教育委員会にて管理されますので、新たに条例により設置する必要はございません。

次に、2つ目の今後の行政による市民活動支援の考え方については、協働推進課の分室を図書館に設置することにより、土曜日、日曜日の自治会からの相談や文書受領に対応ができ、平日勤務をされている自治会長の便宜が図れるとともに、必要に応じて本庁との人的資源の共有を図るなど、市民サービスの向上につながるものと考えております。また、市民活動支援の拠点を図書館に移転することで、市民活動支援のツールとして、ホールや会議室等を活用するとともに、市民活動促進補助金を中心として、現在以上の市民活動支

援を積極的に行いたいと考えております。これらにより、市民に社会貢献を目的とした市民活動の活性化の気運の醸成を図るよう努めてまいります。

○議長（荒川泰宏君） 田中議員。

○2番（田中陽介君） 1点目、コンビニでの交付などができるし、問題ないですよということなんですが、先ほど私も言ったように、役場的な、やっぱりその一番身近な拠点としての機能があったと思うんです。それをなくすということですから、なくすのは手法ですね。でも、その必要な地域の拠点であったりとか、そういう駅前と中主の分庁舎というのは大きな2つの拠点と位置づけられていたわけですから、そこに対するサービスというか、機能、そういった点をなくすんだから、別の方法なり、何らかの手法でそれを補っていく必要があると思いますが、その点をどのようにお考えかというのを、まず1点目、再質問させていただきます。

そして、施設運営は問題ないというふうにおっしゃったんですが、あそこの場所が空になるわけではないということですか。それはどういう位置づけであそこに人が残るのか、すみません、もう一度ちょっと、私は理解できなかったもので、もう一度お答えいただけると助かります。

そして、3点目ですが、今、市民活動センターを図書館に移転するが、貸館とかはやらないけれども、でも貸館とかが市民活動のツールとしてあるので、より活性化できますというような話だったんですけれども、であれば、図書館の事務所は割と奥まっているというか、奥のほうにあって、割と目につきにくいところにあたりするんですけれども、いろんなことをむしろ市民活動センターがそこで受けたほうが、まあ言うたら、もともとのあり方のほうが何か便がよさそうですし、やっぱりそちらのほうがいいんじゃないか。

あと、自治会の方とかが土日でも対応できるようにというのはそれでいいと思うんですが、ただ市民活動自体をどういうふうにもちづくりの中に位置づけるのかということも含めて、やはり以前のような形でのちゃんと先ほどあったような背景と目的を設定したまちづくりセンターの設置等、条例もつくっていくことは検討されたほうがいいんじゃないかなと、これは設置というよりは、これからのまちづくりを、市民活動を考える上で、そういったことも考えるべきではないかというのを3点目の質問とさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 赤坂政策調整部長。

○政策調整部長（赤坂悦男君） 田中議員の再質問でございます、1点目の役場的な意味合いという表現をされたんですけれども、身近に親しみを持ってそこに訪れてという意味

合いも含めて、そこで持っている機能に住民サービスとして受けに行く、享受されるという意味合いだと思います。サービスセンターをなくすということなんですけども、その分庁舎の建物どうのこうのというよりも、この拠点というのはあくまでエリア論ということで、表現のところには、北部合同庁舎を中心としたそのエリアを拠点区域としておりますというような位置づけです。拠点の中には、いわゆる人口が一定集中している部分もあります。そこにはいろんな商業、医療とかいろんなものも固まっています。そういうようなことから生活がしやすいというエリアを大きくその2つを市のほうで設定しているわけでございます。

役場的な意味合いと言われる、それにスカッと答えるのは非常に難しいんですけども、サービスセンターそのものがなくなりますと、図書館の分室とか、市民の方がいろんな相談をされる窓口を持っております社会福祉協議会、商工業者の方がご相談にいかれる商工会等が1つの北部の中に集合体として入っておるということもございますので、そこを訪れる人流的なものも当然ある中で、今までと若干そのサービスセンター、それはなくなりましてけれども、その位置づけの中の市の施設としての機能については、現存しておるといように考えております。

そんなことから、建物そのものを拠点というよりも、地域拠点ということで、1つの建物を中心としたエリア、こちらの市役所のほうが近くですが、駅を中心としたエリアということの捉え方でございますので、そのエリアの中を拠点にふさわしく、いろんな面で市のほうとしては、バックアップしていくというようなことが必要であり、それも引き続きやっていくという考え方でございます。

○議長（荒川泰宏君） 川端総務部長。

○総務部長（川端美香君） 田中議員の2点目の再質問にお答えをしたいと思います。

北部合同庁舎自体が空になるのかというような質問だったと思うんですけども、市長もお答えをさせていただきましたように、現在、職員の配置を調整中でございます。具体的にどういうあり方というのは調整中でございますけれども、北部合同庁舎施設自体の管理、あるいは会議室の受付業務など、今行っている業務に支障を来さないような配置を今調整中でございますので、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 長尾市民部長。

○市民部長（長尾健治君） それでは、田中議員の3点目のご質問にお答えさせていただきます。

現在調整中ではございますが、基本的に昔の市民活動支援センターのように、今のジュース飲んでいる場所の隣のところに事務所を構え、貸館につきましても、現在調整中ではございますが、教育委員会との兼務辞令を発して、そこで貸館等を行い、市民活動に有効に使っていきたいと考えておるところでございます。

それと、あと基本的な考え方を条例等で表したらどうかというご質問だったと認識しているんですけども、平成18年のときに市民活動促進計画が一遍つくられました。その後、時代の変化もございますので、今後の予定といたしましては、令和5年度に、3年に1回の毎回市民活動団体に対するアンケートを取っております。これは3年に1回、ずっとやっているんですけど、それを基に一定、状況を把握しながら、令和6年度に委員会を設立して、新たな計画を策定して、今後の基本的な考え方、または支援につきましても、予算の関係がありますので、今、ここで申し上げることはできませんが、原課としては、今までと違う補助金制度を構想しております。それがもし予算が通るといふか、内部での調整がついて、通って、そういうのを試行錯誤的に一步一步やりながら、実際の計画をやってきたけど、これはもうひとつやなとか、やってみて、あっ、こっちのほうがいいん違うかという意見とかを取り入れながら、一つひとつ活性化に向けて取り組んでいきたいと思っております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 田中議員。

○2番（田中陽介君） 分かりました。

それでは、再質問をします。

1件目と2件目に関わるんですが、商工会、社協、図書館分室ということで、いろんな機能が備わっているんで、その中でしっかりバックアップしていきますよという政策調整部長のお話と、あとは現在の機能には支障がないようにしますという総務部長のお話があったんですけど、この辺をばらばらにというよりかは、ほんまにまちづくりの視点でどういうあり方がいいのか、例えば社協さんをお願いするのか、図書館の分室の方をお願いするのか、分かりませんが、ちょっと縦割りじゃなくて、総合的にできるようなやり方を考えて、ロスのないようなスタイルでやっていただきたいなと思っておりますが、そういった連携をしっかり取れているのかということも1点お伺いしたいと思います。

それと2点目、今の市民部長のご答弁で教育委員会との兼務辞令ということでした。それはある意味すごくいいかなと私も思っていて、教育も今ちょうど地域とのつながりとい

うのをすごく、文科省もそうですし、各市内の学校も求めておるし、実際その活動もすごい増えているので、これ、ただ単に貸館だけの連携に終わらさずに、本当にもっと市民活動とか地域活動を一緒になって、市民活動のメンバーとそういった学校教育であったり、生涯教育の方々ができるような形で本当に、帳面消しじゃなくて、ほんまに意義のある連携を取れるようにしていただけたら、すごくよくなると思うので、そういった考え方もやっていただけるのかということをお願いしたいと思います。

○議長（荒川泰宏君） 川端総務部長。

○総務部長（川端美香君） それでは、田中議員の連携という意味合いで、ご質問にお答えしたいと思います。

あくまでも施設の維持管理という観点で、職員の配置を想定しているわけですがけれども、もともとのスタートが行革の視点ということで、当然ロスがあってはならないと考えておりますので、ロスにならないような形で、配置を想定している中で、市民の方からの問い合わせ、簡単なものにはなると思いますけれども、役場的な機能までとおっしゃるとちょっと難しいかもしれないんですけれども、簡単なご案内ができるような形は考えていきたいと考えています。

以上、お答えいたします。

○議長（荒川泰宏君） 長尾市民部長。

○市民部長（長尾健治君） それでは、2点目の再質問にお答えさせていただきます。

おっしゃるとおりでございまして、教育委員会との連携、これは兼務辞令あるなしにかかわらず、他も環境なり保育なり、いろんな分野において、それぞれ多分担当原課はあると思うんですけれども、そういうような、市民の方は当然行政の中身はよくご存じではございませんから、新たにできる市民活動支援部局が間に入り、またはそこを支援し、やっぱり連携をしていく。その個別の内容につきましては、高度に柔軟性を保ちながら臨機応変に対処する形になろうかとは思いますが、いろんなケースが考えられますので、そこはおっしゃるとおりだと思いますので、そこに向けて努力していきたいと思っております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 暫時休憩いたします。再開を午前10時25分といたします。

（午前10時10分 休憩）

（午前10時25分 再開）

○議長（荒川泰宏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、第14番、橋俊明議員。

○14番（橋 俊明君） 第14番、新誠会の橋俊明でございます。

それでは、議案質疑をさせていただきます。

私は、議第110号令和4年度野洲市病院事業会計補正予算（第4号）、債務負担行為について質問するものであります。この議第110号令和4年度野洲市病院事業会計補正予算（第4号）において、債務負担行為として、野洲市民病院整備準備事業が上げられております。期間は令和4年度から令和5年度まで、限度額9,300万円であります。この野洲市民病院整備準備事業は、新病院整備の発注方式として、基本設計デザインビルド方式で予定されており、受注者選定及び受注者決定後の新病院整備を円滑に進めるために行うものと説明されております。

そこで、この準備事業に関しまして、4問にわたりまして、質問をいたします。

なお、4問とも詳細な内容でございますので、健康福祉部、病院整備政策監にお伺いを立てるものでございます。

それでは問1、準備工事設計業務委託、測量調査業務委託、地盤調査業務委託、井水調査業務委託、土質調査業務委託、設計施工者選定等支援業務は、その分野の専門業者への発注となるのか、伺います。

問2、設計施工者選定等支援業務はどういった分野の業者に発注となるのか、伺います。

問3、設計施工者選定等支援業務は4,220万円と多額の委託料となっておりますが、その要因を伺います。

問4、他の自治体のデザインビルド方式の事業を調べてみますと、大多数がプロポーザル方式により施工者を決定しておられます。プロポーザル方式であれば、プロポーザル委員会を設置しなければなりません。専門の委員により設計施工を比較でき、何より安価になるのではないかと。なぜ設計施工者選定等支援業務を採用されるのか、伺います。

○議長（荒川泰宏君） 布施健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（布施篤志君） 議員の皆さん、おはようございます。

それでは、橋議員の議案質疑について、ご質問についてお答えをさせていただきたいと思っております。

1点目のご質問について、まずお答えをさせていただきます。ご質問、見込みのとおり、各委託業務はそれぞれの専門業者に発注することを予定してございます。

なお、1点、橋議員のほうから土質調査とご発言がございましたけれども、土壌調査で

ございますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、2点目のご質問についてお答えをさせていただきます。まず、設計施工者選定等支援業務につきましては、基本設計デザインビルド方式に際しまして、設計施工者を選定するための発注者の支援等を行う業務でございます。基本設計デザインビルド方式につきましては、基本計画を基にして、その段階において、基本設計、実施設計及び建設工事を一貫して、設計施工者を決定しようとするものでありますので、発注条件が曖昧にならないよう、その品質を確保するために要求水準書を精緻なものとしておく必要や、技術提案による厳格な評価、選定を行う必要がございます。このために、設計施工者選定等支援業務につきましては、コンストラクションマネジメント業務及び医療経営コンサルタント業務を専門とする業者に発注をする予定でございます。コンストラクションマネジメント業務につきましては、建設マネジメントの一種で、主に計画、設計の段階からプロジェクトが完了するまで、設計や施工などに関する技術的な側面から高度な専門知識やノウハウを活用しながらマネジメントを展開するものでございます。さらに、病院整備事業は特殊性の高い事業でありますことから、併せて医療経営コンサルタント業務の分野の専門性も必要とするものでございます。

次に、3点目のご質問でございます。設計施工者選定等支援業務の委託料についてでございますが、まず委託業務の内容につきましては、大きく分けて2つでございます。設計施工者を選定するための選定準備支援と選定支援の業務でございます。そのうち、選定準備支援の主な内容につきましては、要求水準書の作成、諸元表作成等でございます。その他にも、選定要項作成、業務仕様書作成、選定基準策定、選定スケジュール作成、目標工事価格設定等の業務を予定しております。

次に、設計施工者の選定支援の主な内容につきましては、選定委員会の開催支援、質疑回答の取りまとめ及び回答支援、設計施工候補者との対話支援、設計施工候補者より提出されます技術提案の検証、採否の支援、見積書の確認と契約内容の確認助言、契約締結支援などを予定しているものでございます。

なお、委託料といたしましては、これらの業務内容に必要とする人件費や諸経費等を積み上げた金額を予定いたしておりまして、多額なものではなく、十分に精査した予算額であると判断をしているものでございます。

最後に4点目でございます。この業務につきましては、先ほど申し上げましたとおり、設計施工者を選定するまでの準備段階から選定審査に至りますまでの発注者支援業務であ

ります。また、議員のご質問のとおり、設計施工者選定のための審査は、選定委員会を設置した上で専門の委員に審査をいただくことも予定をしているものでございます。その審査に至りますまでには、精緻な要求水準書等の作成から選定基準の設定等への支援が必要不可欠であると判断しているものでございます。したがいまして、今年度内に業務着手いたすべく、当該補正予算の債務負担行為の補正といたしまして、野洲市民病院整備準備事業のうち、一事業として計上したものでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 橋議員。

○14番（橋 俊明君） ただいま答弁をいただきました。そもそも今回の一連の業務委託につきましては、調査の成果物を公表し、基本設計デザインビルド方式により事業者を決定するものでありますので、専門業者に発注するとの答弁でございました。これは当然、恐らく指名競争入札によるものと推測いたしますので、妥当な判断であると考えております。

ただ、問2の設計施工者選定等支援業務、これにつきましては、恐らく病院業務に精通した医療系のコンストラクションマネジメント、並びに医療系の業者と、ややこしい説明がございましたけども。という説明でございました。そもそもこの支援業務、これは、今、政策監から説明がございましたけども、設計施工者選定に伴って発生する積算や検査などの業務を発注者の職員に代わって行うものということでもございました。言い換えると、発注を市の職員に代わって、民が代わって行うものということもでございます。この業務はそもそも設計施工者選定、業者の選定です。端的に言いますと、民が民を選ぶということになるということも考えられますので、非常に一面、危ない要素が絡んでくるのではないかなということが非常に懸念をされます。恐らくクリーンで考えるのであれば、それは問題はないということなんですけども、民が民を選ぶ、それを官が認めるというのは非常に危険な要素が高いのではないかな、問題が大きいのではないかなということも想定されますので、そういったことを、いわゆる阻止するためにも、いわゆる今回の受託業者に守秘義務といえますか、そういった義務を求めるのかどうか、再質問をいたします。

次に、3番の内容がございました。4, 220万、非常に多岐にわたる業務もございまずし、当然、専門的な業者にという内容でございましたので、恐らく基本構想や基本計画等の受託業者の可能性が高いと私は思っております。そこら辺は入札によるものでございますので。ただ、今までの経過から申し上げますと、非常に応募する業者が少ないというこ

とが想定されますが、そのときの対応をこれも再質にさせていただきます。

問4の答弁では、いわゆる選定方式、選定委員会を設けるということでした。私はそこまで想定していなかったんですけども、まあ一例でございますけども、徳島県鳴門市につきましては、新庁舎を建設するに際しまして、本市と同様にデザインビルド方式を採用されておりますが、新庁舎建設事業設計・施工者選定委員会を設置して、業者の選定をされるというような方針を取っておられます。今回も同じような選定委員会を設けるということでしたが、再度、この選定委員会がどのような役割で、どのようなことを中心に進められるのか、以上3点にわたりまして、質問させていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 布施健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（布施篤志君） 橋議員の再質問につきまして、ご答弁を申し上げます。

3点であったかと思えます。

まず、1点目でございます。そもそもこの基本設計デザインビルドの業者を選ぶときに民が民を選ぶのではないかと、こういうようなご懸念かと思えますけれども、基本的に、業者選定につきましては、市が選定をさせていただく、これはもう当然のことでございます。その選定に際しましての準備作業ですとか選定に係ります審査、基準設定、もしくはその前段であります発注支援等につきまして、専門の業者のご支援をいただくというものでございますので、基本的に民が民を選ぶということではございませんので、よろしくお願いを申し上げます。

また、最終的には、今、想定をいたしておりますのが、3点目のご質問でもありましたとおり、専門の先生方に入ってください選定委員会を設けまして、その中での審査を経て、決定をいただくというようなこと、これにつきましては、先例で多数ございますので、その先例を参考にしながら考えてまいりたいというふうに考えておりますし、もちろん、この業務に関しましての守秘義務というのは発生いたしますので、十分な考慮をしていただくところであります。

なお、この選定に際しましては、技術審査の中で聞き取り、ヒアリングというような作業もございます。こうしたことにつきましても、十分専門的な業者の中で聞き取りをしていただくということでございますけれども、あくまでこれは守秘義務を持って、第三者に漏らさないというのが前提になりますので、その辺、十分注意してまいりたいというふうに思います。

また、2点目でございます。今回のこの業務について応募する業者はあるのかと、少ないのではないかとのご懸念でございます。今回の設計施工者選定等支援業務につきましては、具体例から申し上げますと、今年度実施してございました基本計画と素案修正支援業務の受注者がこの分野の業者に該当するというものでございます。今回、基本設計等素案修正業務、支援業務に際しましても、良好な受注業務の状態であれば、引き続き、随意契約をさせていただくというような規定もございますので、その辺も考慮しながら決定をしてみたいというふうに考えております。

3点目、選定委員会でございます。この委員会につきましては、どのような関わりというふうなご質問であったかと思っております。これも1点目のご質問でお答えをさせていただきましたとおり、多様な基本設計デザインビルドの工事が全国的に展開されておりますので、そういった先例事例を参考にしながら、選考委員会のほうを具体的に決めてみたいというふうに思っております。

また、この委員会の関わりでございますけれども、基本的には、最終的にはこの選考委員会の中で評価をいただく、基本的には配点になるかと思っておりますけれども、その配点によって、客観的な評価をいただくというふうに考えておりますし、最終的に業者を決めていただいた内容をもって、契約につなげていくというような内容でございます。

以上、お答えとさせていただきますと思います。

○議長（荒川泰宏君） 橋議員。

○14番（橋 俊明君） 今の答弁を聞きまして、特に気になるのが、ひょっとしたら、基本構想なり修正をされた、いわゆる受託業者、プラスPM・シップヘルスケアリサーチ&コンサルティング共同企業体に随意契約になる可能性が高いというお話でございました。この予算の中で4,220万、突出して費用が高くついて、予算が高くついている。それを随意契約ですというのは、本来は、やはりおかしいのではないかな。まして、先ほど言いました、否定はされましたが、民が民を選ぶ。それを随意契約にするというのは、本来はおかしいのではないかな、誰が考えても私は思いますよ。やはり、ここまで来たら、きちっと入札をして、指名競争入札か、それは今後、プロポーザルもよろしいです。やはり、随意契約というのは避けるべきである。先ほど言いました。もうこれは見方によっては、業者と一体になっているのと違うかな。そういう懸念を払拭するためにも随意契約、これは避けていただきたい。これは私の希望でございますけど。恐らく議員の大多数の方にもそういうような考えが伝わってくると思いますけど、その点について、最後に質問い

たします。

○議長（荒川泰宏君） 布施健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（布施篤志君） 再々質問についてお答えをさせていただきます。

今回の設計施工者選定等支援業務の債務負担行為の補正をお認めいただきました後に、契約となつてまいるわけでございますけれども、随意契約にするかどうかにつきましては、地方自治法に基づく随意契約理由が厳然としてあるかどうかというような判断に基づいて、我々は執行させていただきたいというふうに考えておりますので、法に基づく執行というのを大前提に置きながら、今申し上げたことを実行してまいりたいと考える次第でございます。

以上でございます。

○議長（荒川泰宏君） 次に、第1番、小菅康子議員。

○1番（小菅康子君） 第1番、小菅康子です。

私は2点について質問をさせていただきます。

まず1点目に、議第119号野洲市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について質問させていただきます。

今回の改正は、現在60歳となっている市職員の定年を来年から段階的に65歳まで延長するというものです。延長そのものについては、妥当と私も考えます。定年延長に伴う給与、手当の問題について質問させていただきます。議案説明では、延長に伴い、管理職であった者は非管理監督職に降任とされ、いわゆる管理職手当は支給されなくなります。もう一つは、当面、月額給料は7割水準とするとしています。

そこで質問します。月額給料については、当分の間7割の水準とするとされていますが、この当分の間となっていますが、なぜ当分の間なのか。

2点目に、月額給料7割の水準となっていますが、これについては根拠が曖昧ではないかと思えます。なぜ月額給料が7割なのか、根拠についてお聞きします。

○議長（荒川泰宏君） 川端総務部長。

○総務部長（川端美香君） 小菅議員のご質問1点目の当分の間とした理由についてのご質問にお答えいたします。

定年延長制度における地方公務員の取扱いにつきましては、国家公務員と同様の措置を講ずるため、地方公務員法の改正が行われたことから、本条例の一部を改正するものでございます。本来、60歳を超えても引き続き同一の職務を担うのであれば、給与水準を維

持することが望ましいことなどから、給与制度については、引き続き検討を行うことを前提に、7割措置は当分の間の措置として位置づけられているものでございます。今後、定年の段階的引き上げが完了する令和30年度末までに人事院における検討を踏まえ、政府が所要の措置を講ずることとされているものでございます。

次、2点目。

（「部長」の声あり）

○総務部長（川端美香君） 失礼いたしました。今のお答えで、最後のほう、「令和13年度末」を「令和30年度末」と申し上げたようですので、おわびして、訂正をいたします。令和13年度末でございます。失礼いたしました。

次に2点目、月額給与が7割水準となる根拠につきましては、60歳を超える地方公務員の給与月額につきましても、国家公務員の取扱いに準じて、同条例の一部を改正するものでございます。国家公務員の給与は、社会一般情勢に適応するように変更することとされており、人事院が平成30年8月に行った意見の申出を踏まえ、60歳前の7割の給与水準とする措置が講じられたものとなったものでございます。人事院の意見の申出におきましては、民間企業における高齢期雇用の実情を考慮し、賃金構造基本統計調査及び職種別民間給与実態調査の結果を踏まえ、60歳前の7割水準となるよう給与制度を設計されたものでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 小菅議員。

○1番（小菅康子君） 今、答弁いただきましたが、いずれにしましても、このような根拠では定年延長の職員から見れば、不安の雇用と給与になりかねないと思います。

そこで再度お聞きします。

1点目に、基本的にこれまでと同様の仕事を行う場合、同一労働同一賃金の原則から見れば、給与引き下げは問題があると思いますが、どのような見解なのかをお聞きします。

2点目に、定年延長と給与問題について、基本的には公務員も民間も同じ問題だと思います。この点では働く労働者の労働条件は、本来、国や地方自治体は民間の模範とならなければならないと思います。この点では自治体が定年を延長するが、給与は大幅に引き下げるとするのは逆行した進め方ではないかと思いますが、見解をお願いします。

○議長（荒川泰宏君） 川端総務部長。

○総務部長（川端美香君） 小菅議員の再質問にお答えをいたします。

今、給与の引き下げでございますけれども、今般の措置は60歳を超える職員の能力及び経験を本格的に活用すること等を目的としている定年の引き上げに伴うものであり、現行の再任用制度の運用等を踏まえ、全体として不利益な変更ではなく、相応の処遇が確保されているものと考えます。

なお、先ほども申し上げましたけれども、定年延長に伴う給与制度につきましては、今後も引き続き検討を行うこととされておりますことから、その後、動向を注視させていただきたいと思っております。

次に、2点目ですけれども、公務員の給与体系についてのご質問だったと思うんです。そもそも7割措置ということで、民間企業の模範となるべきではないだろうかということ。これも多くの民間企業が再雇用制度により現状対応されているということから、その調査結果からこのような措置となっているというふう聞いておりますが、今後も、そのことにつきましても、7割水準となる給与制度の設計につきましても、民間企業の動向を踏まえ、今後検討されるということが言われておりますので、そのことにつきましても、今後動向を注視していきたいと考えております。

以上、答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 小菅議員。

○1番（小菅康子君） 確認も含めて、再質問させていただきます。

やはり、私はこの問題は課題があると思います。今、答弁いただきましたが、総務省が今回の定年延長については、定年引き上げの実施に向けた質疑応答集というのを公表されて、見解を示されています。今、川端部長も答弁していただきましたが、当面7割の水準については、60歳を超えても引き続き同一の職務を担うのであれば、本来は給与水準を維持することが望ましいことなどから、引き続き給与制度について検討を行うことを前提に、月額7割措置は当分の間の措置と位置づけていると記載されています。

また、給与7割水準の根拠についても、原則は地方公務員の給与について、地方公務員法において、平等取扱い原則が定められるとして、一見、同一労働同一賃金の原則があるかのように表現はしていますが、一方で民間企業における高齢期雇用の実情を考慮して、再雇用の従業員も含む正社員全体の給与水準を参考に設定することが適当であると、7割水準を妥当と定義をしているわけですが、しかし国もこの問題点、課題があると示しているのですから、今回の改正がベストではなく、問題と課題があるのは事実だと思います。よって、適時見直しや検討することが必要と思っておりますが、再度見解をお願いします。

○議長（荒川泰宏君） 川端総務部長。

○総務部長（川端美香君） 小菅議員の再々質問にお答えをいたします。

冒頭も申し上げましたが、地方公務員の給料につきましては、国家公務員の取扱いに準ずることを前提といたしております。その上で、いろんな課題があり、国のほうでも再度検討をされるというところがございます。見直しにつきましては、国の見直し、あるいは人事院からの勧告に基づきまして、地方公務員法が改正された時点で、市としましても、条例改正を行い、それに準じた取扱いを行ってまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（荒川泰宏君） 次に、移ってよろしいですか。

小菅議員。

○1番（小菅康子君） 次に、議第120号野洲市市民サービスセンター条例を廃止する条例について質問させていただきます。

この議案は、平成16年の2町の合併以降、現在の北部合同庁舎で、主に旧中主町での証明書発行を中心に行ってきた市民サービスセンターを廃止するというものです。廃止の理由は、行財政改革の観点及びマイナンバーカード普及によるコンビニでの証明書取得が増えたためとしています。しかし、果たしてその理由で本当に廃止してもいいものでしょうか。確かにコンビニ利用により、市民サービスセンターで利用は一定減っているようには思えます。しかし、市民サービスセンターの利用は、今なお、年間8,000件から1万件の利用があります。コンビニ利用があるにしても、全てのサービスが対応できるものではありません。一定の証明書だけであり、多くは市民サービスセンターでなければ対応ができないと思います。

そこで、お聞きします。

1点目に、それだけでなく高齢化の中で身近で利用しやすいサービスセンターを廃止していいものでしょうか。先ほども言いましたが、全てのサービスがコンビニで対応できるわけではありません。令和2年度及び令和3年度の市民サービスセンターでの利用数全体は何件あったのか、またコンビニでの利用者数は何件なのかをお聞きします。

2点目に、サービスセンター廃止の方針を聞いた多くの市民から存続を願う声が寄せられています。私も何人もお聞きしております。それで、市民から「廃止の計画がされていることを初めて聞いた。なのに、来年4月からなんて」と驚きの声も寄せられています。この件では去る11月18日、市長と中里、兵主学区との行政懇談会が開催されました。

この会議では、多くの自治会長から廃止反対、存続の意見が出たと聞いています。この点では、市長はこのような大事な問題について廃止の理解を得られたと考えておられるのか、お聞きします。

3点目に、市は中里、兵主の行政懇談会で「行財政改革から」、また「コンパクトシティー化からも市役所に集約を」と言われたと聞いています。コンパクトシティーとは、町の公共施設など、中心部に一極集中することですが、今回、市民サービスを後退させてまで市民サービスセンターを廃止して、市役所に機能を集中することが本来のコンパクトシティーではないと私はと思いますが、見解をお聞きします。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 小菅議員の議案質疑にお答えをいたします。

その前に、建制順によりまして、私から2点目の市民サービスセンター廃止の理解を得られたかのご質問にお答えいたします。

市民サービスセンターの廃止については、昨年度策定した行財政改革推進プランの重点的取り組み事項における施設統廃合、組織再編の取り組みとして位置づけたものでございます。同プランについては、本年1月度の議会全員協議会において報告させていただき、その後、パブリックコメントを実施いたしました。その後、市民への丁寧な説明が必要との市議会からのご意見を踏まえ、今年度2回の市民説明会を開催いたしました。その際に反対の声はございませんでした。議員がおっしゃる中里、兵主学区との行政懇談会においては、市民サービスセンターが統合されることに対する懸念の声が寄せられたことは存じておりますが、先ほどの田中議員の答弁で申し上げましたとおり、対応をまいりまします。市といたしましては、市民からご意見をいただく機会を踏まえた上で、市民全体としては行財政改革の取り組みの1つとして、一定の理解が得られているものと認識しております。

次に、3点目の市民サービスセンターを廃止して市役所に機能を集中させることが本来のコンパクトシティーではないとの見解についてのご質問にお答えいたします。

議員がおっしゃった市民サービスセンターは、コンパクトシティー化からも市役所に集約するという説明はしておりません。したがって、先ほどもお答えいたしました。行財政改革の観点から施設統廃合、組織再編の取り組みとして位置づけておるものでございます。

○議長（荒川泰宏君） 長尾市民部長。

○市民部長（長尾健治君） それでは、市民部から1点目のご質問にお答えさせていただきます。

市民サービスセンターの利用者数でございますが、市民部が所管している住民票、印鑑証明書及び戸籍関係等の交付件数としてお伝えさせていただきます。令和2年度の市民サービスセンター窓口での交付件数は5,246件、これは全体の10.81%でございます。コンビニエンスストアの交付件数は5,878件、これは全体の12.11%、令和3年度の市民サービスセンターの窓口での交付件数は4,226件、これは全体の9.1%、コンビニエンスストアの交付件数は9,212件、これは全体の19.83%となっております。年々、市民サービスセンターの割合が低下し、コンビニエンスストアでの交付件数が増加している傾向でございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 小菅議員。

○1番（小菅康子君） 今、答弁いただきましたが、市民サービスセンターの利用はコンビニ利用などで減っているというふうに言われますが、しかしセンターの利用は、令和2年度では1万件、令和3年度では7,000件の利用があるわけです。コンビニ利用が増えたと言っても、現実、これだけの利用があることは市民が身近に利用するサービスセンターであり、決して少なくない件数です。また、生活相談件数も、先ほど市長は田中議員の質問に対して少なくなってきたというふうにおっしゃられましたが、令和3年度も100件以上の相談があり、市民の困り事を受けていただく、相談に乗っていただくことも大事な市民サービスです。高齢者を含め、交通弱者などの利用が増えることも予想されます。これに應えるのが公共施設であり、市民サービスです。先ほど田中議員の質疑の中で、今後、簡単な市民相談窓口を置くことを考えているという答弁がありましたが、これについては恒久的なものなのか、これで十分とは私は思いませんが、これも含めて、市民サービスについての認識についてお聞きします。

2点目に、野洲市の第2次総合計画では、野洲市の今後のまちづくりの方向として、多極ネットワーク型コンパクトシティを都市計画、都市基盤整備の方針としています。つまり、多極ネットワーク型といいますのは、野洲駅周辺と北部合同庁舎周辺の2極で野洲市の都市機能を形成するというものであります。この市の上位計画であるこの基本方向からも、その1極である北部合同庁舎の市民サービスを廃止することはこの総合計画の方向に反すると思いますが、見解をお聞きします。

3点目に、この関係で市長は、市長就任前の市長選挙で自身の後援会会報で、旧中主の市民サービスや北部合同庁舎のサービスについて対策が取られていないと主張されています。そのように主張されていた市長が、今回就任されたら市民サービスを廃止するという事は、言行不一致と言わなければなりません。市長の見解をお聞きします。

○議長（荒川泰宏君） 長尾市民部長。

○市民部長（長尾健治君） まず、小菅議員の1点目の市民サービスの認識ということでございます。もちろんお近くにあれば、利便性は一定増すのは当然のことでございます。ですからといって、市内の遠いところ全部というわけには現実、問題ありません。あと、他にもいろんな話、要件があるということをおっしゃられます。ただ証明書の発行という点につきましては、これを機会にマイナンバーの利点を市民の方に十分に説明させていただいて、ご理解を得ながら進めていく機会かとは思っております。先ほど田中議員とのお話でもあったように、時間的なものとか金額的なものは、そちらのほうが安く上がりますので、市民にとって一定有利な部分があるとは思っています。

あと、他のちょっとした相談ということで、確かに100件ほどあるのは事実でございますが、本庁に比べますと10分の1以下ぐらいの件数になりますので、そこは申し訳ないですけども、本庁のほうに一定、効率化の点から集約をさせていただきたいという認識ではおります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 赤坂政策調整部長。

○政策調整部長（赤坂悦男君） 小菅議員の再質問の中の2点目でございます。市の総合計画に反するのではないかとというご質問でございます。

質問の中にございました行政懇談会でも同様の質問がございました。そのときに北部合同庁舎の一規模を捉えてではなく、あくまで総合計画でうたっておりますのは拠点、先ほどの質問でもお答えしました1つのエリア、地域という捉え方をしております。そのことからしますと、例えば大津湖南幹線が今後完成して、動きがまた変わってくるとか、それとか中主小学校の近辺では2つぐらいの住宅開発が現在しておると。そういうようなことで、この拠点地域でやっているところで、そのような形の適正な土地利用の推進等も進んでおりますので、基本的に総合計画における考えについては、変更はございません。

以上、お答えとします。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 3点目のご質問ですけれども、市長選挙で中主方面の対策についてのことを言っていたのに、この市民サービスセンターを廃止するのはどういうことかということでございますけれども、市民サービスセンターを廃止したからといって、中主方面の活性化というより、施策を止めるとかそういうことは考えておりません。これ、行政懇談会の中でもちょっと申し上げたんですけど、私の考えの中に中主地区、旧中主町、旧野洲町という概念というのはもう持っていないということを申し上げております。やはり、この市民サービスセンターの役割ということ自体が、マイナンバーカードの普及が増えているということも踏まえて、コンビニ交付ということをしていただいている率も上がっておりますことからいって、方向性も変わってきたのではないかなというふうに思いますし、分庁舎自体の管理運営に関しましても、今後職員を配置するなど、検討していきたいというふうに進めております。

したがって、何もかもやめていくというように捉えられると、いささかそうではないということでお答えしたいと思います。サービスセンター自体は廃止というか、本庁のほうに統合させていただくわけですけれども、市民活動については、先ほども申し上げましたように図書館のほうで従前のように充実していきたいというふうに考えております。

申し訳ございません。「分庁舎」ではなく、「北部合同庁舎」でございました。申し訳ございません。訂正させていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 小菅議員。

○1番（小菅康子君） 今、市長からお答えいただいたんですが、再度質問させていただきます。

2016年の市長選で市長の後援団体である、明日のまちづくりを進める会でこのように述べておられます。中主地域ではふれあいセンターが閉館、保健センターも廃止され、商工会に委託した事業は失敗し、停滞感が否めません。さらに、旧中主町役場は合併協定で分庁舎として市民サービスを継続することになっていましたが、現在は貸館が主体となっており、合併時の副都市構想は無視されて、具体的な施策は行われず、寂しいものになっています。このように主張されていまして。後援会が出したピラだから、責任ないとは言えません。後援団体であろうと、市長には責任ある公約と主張だと思います。改めて、この主張から見ても廃止はあり得ないと思いますが、見解をお願いします。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 2016年という、一番最初の市長選挙のときに申し上げてい

たことだと思っておりますけれども、何も基本的には変わっておりません。ふれあいセンターを廃止するということが決まっておりますが、利活用できるものは利活用していくということで、今、民間にお貸しすると、廃止をせずにお貸しするという方向も変えてやっておりますし、ただあの北部合同庁舎の中の貸館と言われますけど、図書館もございまして、商工会、そして社協ですか、そしていろんなスポーツ団体等々も入っていただいて、機能としては、そういう機能は十分、市民にとっての機能がそこで保たれているのではないかなというふうに考えておりますので、特にそれで市民サービスセンター自体が廃止されるから、全てが何か全部なくなっていくというふうにお考えされるのはいかがなものかというふうに思います。

以上、お答えとします。

○議長（荒川泰宏君） 以上で通告による質疑は終了いたしました。

これをもって、質疑を終結いたします。

次に、ただいま議題となっております議第104号から議第121号までの各議案は、会議規則第39条第1項の規定により、既に送付いたしました議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に審査を付託いたします。

（日程第3）

○議長（荒川泰宏君） 日程第3、これより一般質問を行います。

一般質問通告書が提出されておりますので、順次、発言を許します。

その順位は、一般質問通告一覧表のとおりであります。

なお、質問に当たっては、簡潔明瞭にされるよう希望します。

それでは、通告第1号、第8番、益川教智議員。

○8番（益川教智君） 第8番、新誠会、益川教智です。一般質問させていただきます。

まず、保育行政についてお尋ねいたします。

全国的な高齢化の波は野洲市にも押し寄せており、今後、より一層の高齢化率の上昇が予想されています。その対策の1つとして、子育て世代の市内への定住化を図ることが有効であると考えます。そのためには子育てしやすいまちづくりを推進することが重要であります。近年は共働きの夫婦が増えておりまして、厚労省の調べによりますと、1990年から2000年頃は共働きの夫婦と、あと男性が働いておられて女性が主婦として家におられるところが同じぐらいの比率でありましたが、2020年になりますと、共働きの夫婦が1,240万世帯、男性が働いておられて主婦という組み合わせが571万世帯と

なっております、半分、倍以上の差がついているということになります。そこで、やはり子どもたちを預けられる保育施設の充実というものは不可欠であると考えます。

そこで、お尋ねいたします。

野洲市の待機児童数は、令和3年4月1日時点では40人で県内最多となりました。翌令和4年同日では31名減の9名となり、一定の改善が見られております、これは国基準ではありますが、この理由についてお伺いいたします。また、令和5年度の見込みについても、特にお伺いいたします。

○議長（荒川泰宏君） 田中健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（田中源吾君） それでは、益川議員の保育行政についての1点目のご質問にお答えをさせていただきます。

まず、待機児童数につきましては、令和4年4月時点の国基準で9名となりました。議員の申されたとおり、減少をいたしました。その理由といたしましては、令和4年度に新たに小規模保育園2園が開園したことと、近年の少子化の進展による申込者数の減少もあると考えております。令和5年度の見込みにつきましては、全員協議会で報告させていただいたとおり、令和5年4月から新たに小規模保育園1園が開園する予定でありますので、国基準の待機児童については、ほぼ解消できるのではないかと見込んでおります。

以上、お答えとします。

○議長（荒川泰宏君） 益川議員。

○8番（益川教智君） おっしゃっていただいたとおり、小規模認可保育園が開園したということも理由となって、待機児童数はかなり解消されたということが今確認できました。では、次の質問に移ります。

今言っていたとおり、野洲市では、本年4月1日から小規模認可保育園が2か所開園されており、今後も新たに1園が北野学区で開園することが予定されています。小規模保育園につきましては、通常の保育園よりも保育士が多く配置されるなどのメリットもありますが、一方、園庭が狭小であることや対象がゼロ歳から2歳までとなっているため、卒園後の受入先との連携などが問題として挙げられています。また、市にとってもこれは新たな試みでありまして、保護者の皆さんとしても不安な点が多々あるかと思えます。この保護者からの意見、要望については、市はどのように把握しておられるのか、お尋ねいたします。

○議長（荒川泰宏君） 田中健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（田中源吾君） それでは、2点目のご質問にお答えをさせていただきます。

7月21日の議会全員協議会でもご報告させていただいたところですが、事業効果を図るために、6月に小規模保育園の保護者に対しアンケート調査を実施し、保護者の意見、要望などを調査いたしました。そのアンケート結果からは、入園後は少人数制で保育が手厚くて安心できるなど、おおむね満足いただいている回答が多かった一方で、園庭がないこと、それから3歳児からの入園先に不安があることなど、保護者の不安や心配事も明らかになりました。

そういった保護者の声につきましては、各園と共有しまして、公立園を連携園としていくこととか、外遊びや散歩のときの安全対策などについて十分説明をいただいて、保護者の不安の解消に努めていただいているところですし、市のほうもそのようにさせていただいております。

以上、お答えとします。

○議長（荒川泰宏君） 益川議員。

○8番（益川教智君） そのような形で保護者からの意見を取り入れていただいているということではありますが、つい最近、親御さんにとっては、大変心配になるようなニュースが世間を騒がせておまして、皆さんもご存じだと思いますが、静岡県裾野市で保育士が幼児を虐待したということがありました。そこで、さらに起こってはいけないこととしまして、それが職員のほうや市のほうに上がってきたときに、市の部長も市長のほうに報告しなかったということがありました。この野洲市においても、先日、学校の先生による子どもへのいじめというものがありました。本来起こってはいけないことではあるんですが、我々は人間である以上、起こってはならないことも起こる可能性がどうしてもあります。大事なのは、何か問題が起こったときにどのように対応するか、その仕組みづくりがしっかりとできているのかということにあるのだと思います。

そこで、再質問いたしますが、例えば幼稚園、保育園等で何か問題が起こったときに、市への連絡、伝達経路というものはどのようになっているのか、そこを確認させていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 田中健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（田中源吾君） 今おっしゃられましたような、指摘されましたような問題のこととか、あと、それからけがとかそういったことも保育の中では起こります。

そういった場合につきましては、園からまずこども課へ連絡が入って、その対応について協議、また場合によっては、私のほうに報告が上がってくると。それで、その対応が的確かどうか、私のほうで一緒に協議する中で対応を考えると。その中で重要な事案については、市長、副市長のほうへすぐさま報告を上げ、対応等がまとまりましたら、速やかに公表するという手はずになっております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 益川議員。

○8番（益川教智君） 園から、施設から市に報告、連絡がある。何を報告するのか、何を報告しないのか、何を重大として何を重大じゃないのかとする、その基準などは設けておられるのでしょうか。

○議長（荒川泰宏君） 田中健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（田中源吾君） 明確な基準というのはございませんけれども、例えば通報というか、情報提供があった内容によっては、報告が上がってきますし、事故とか園児のけがについては、必ず報告が上がってくるというふうになっております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 益川議員。

○8番（益川教智君） そのあたりはしっかりと市とその施設のほうで共有というか、連絡を密に取っていただいて、漏れがないようお願いしたいと思います。

では、次の質問に移ります。

野洲市内において待機児童は、今、答弁いただきましたように、一定解消しつつあると認識しております。これまではまず待機児童の解消ということが最優先事項であったと考えておりますが、これからは、次の段階としまして、保護者の意向に沿った施設に入園できるよう調整するということが、この子育てしやすいまちづくりへとつながると思っておりますが、市の認識をお伺いいたします。

○議長（荒川泰宏君） 田中健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（田中源吾君） それでは、3点目のご質問にお答えをさせていただきます。

おっしゃっていただきますように、待機児童が減少してきておりますので、先ほど申しましたように、国基準の待機児童はほぼ解消できる見込みでございますけれども、それ以外の待機児童の方はまだたくさんおられます。ですので、それらの解消に優先的に取り組

んでいく必要があるのではないかというふうに考えております。

また、議員おっしゃっていただいていますように、できる限り保護者が希望される園に入園できるよう調整を行うと、これも非常に重要なことというふうには考えております。しかし、今申しましたように、国基準に該当しない待機児童の方もたくさんおられます。また、保護者の希望される園にも偏りがございます。そして、各園には施設のキャパによる定員というものがあります。そしてまた、さらには保育人材が恒常的に不足をしている状況です。こういったことから、全ての保護者が意向に沿った第1希望の、例えば1番に希望されている園に通うという状況をつくり出すのはなかなか難しいとは思っておりますけれども、できる限り保護者が希望される園に入園していただけるように調整することというのは非常に大事だというふうに考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 益川議員。

○8番（益川教智君） その入園の調整に当たってなんですが、ちょっと調べましたところ、担当者等にお聞きしましたところ、前年度待機児童であるということが、次の年度での入園に当たって、同じ他の条件が一緒であれば、前年度待機児童であることが片方が優先されるという取扱いになっているということをお伺いしました。であるならば、第1希望に入れなかった場合、第2希望に行くよりも、待機児童としてその1年待っていることが、その第1希望のところに入る際、目的としては、選択肢とならざるを得ないわけですね。その前年度待機児童であるということが加点要素で、繰り返しますが、前年度待機児童であることが次年度の入園に当たっての加点要素になるということであれば、取りあえず第2希望に入っておくのではなく、1年間ご家庭で保育されて、次年度にかけるとかいうことが、今、そういう運用をされているようにお聞きしましたが、その点については、これは事実でありますか。

○議長（荒川泰宏君） 田中健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（田中源吾君） その待機児童というか、入園申し込みに際しまして、今、議員がおっしゃられましたように、第2希望に入るぐらいなら、自宅で見て、その第1希望、次の年のほうがということですけども、まず何をもって、保育園は保育を提供しているのかと。要するに、保育に欠ける子どもさんをお預かりして、適切な環境で保育をさせていただくのがまず第一義で、第1希望に入れなかったら、第2希望に入れるように待機していくということは、逆に言えば、家庭で保育がされるという状況ができてい

という観点から待機児童になっている。申し込んでも入れない方、やはりいろんなご事情があると思うんですけれども、そちらを優先するという考えのもと、そういった取扱いをさせていただいております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 益川議員。

○8番（益川教智君） 本来であれば、入りたいにもかかわらず、今、そういう運用がなされているので、おうちで保育せざるを得ない。あくまで第1希望のところに入りたいという希望がある場合、そのような形になりまして、この待機児童であることを加点要素としなければ、第2希望にまず入っていただけるわけじゃないですか、取りあえずは、その1年間は。その次年度の入園に当たって、その待機児童の方と取りあえず第2希望のところに入っている方で、フラットに入園の判定をしてもらうという運用には、これはできないものなんですか。

○議長（荒川泰宏君） 田中健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（田中源吾君） 再質問にお答えをさせていただきます。

今、第1希望、第2希望ということでおっしゃっていただいておりますけれども、基本、国基準の待機児童というのは、3つ以上、もしくはそれ以上どこでもということでは保育の希望を出していただいている方を優先的にさせていただいております。今おっしゃいました、第1希望に入れなかったから第2希望の園に入れるということが、逆に言えば、非常に難しい第3希望、もしくはそれ以外の園にも保育の必要な方は入っていただいている現状がある中で、そういった取扱いすることについては、問題はないのではないかとこのように考えております。

○議長（荒川泰宏君） 益川議員。

○8番（益川教智君） ちなみに前年度待機児童であることを加点要素という取扱いをしていない市町は、草津、大津、守山等々あるようですけれども、その市町は、じゃ、なぜそのようにされているのか、加点要素として取り扱わないようにされているのかというのはご存じですか。

○議長（荒川泰宏君） 田中健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（田中源吾君） 加点要素についての他市町の取扱いについては、私は承知はいたしておりませんが、この質問、一連の中で、最後にお答えさせていただこうと思ったのは、いろんな他市町の事例も含め、ご指摘があれば、その見直しの必要

性については順次考えていきたいですし、取扱いに特に問題がなければそのままの扱いとしていくということを考えておりますので、他市町の加点の取扱いについては、ちょっと私は承知しておりませんので、ここでお答えをさせていただくことはできませんけれども、考えとしては、必要があれば随時、保護者にとってよい制度となるように見直しをすることはやぶさかではないというふうに考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 益川議員。

○8番（益川教智君） 引き続き、では、他市町の状況等も調査しつつ、進めていただきたいと思います。

次に移ります。

保育施設のスタッフや市の担当課の職員は、子どもたちのよりよい保育のために日々尽力していただいていると認識しております。しかし、その中で保育施設の方針と保護者の意向というものが合致しない場合というものが起こり得ると考えます。その場合は転園という選択肢が考えられますが、野洲市において年度途中の転園というものは認められておりますでしょうか。

○議長（荒川泰宏君） 田中健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（田中源吾君） それでは、4点目のご質問にお答えをさせていただきます。

年度途中の転園につきましては、環境の変化が園児の大きな不安となることが多いということで、安定した環境の中で保育を提供するという観点からは原則できないということにさせていただいております。また、年度途中の転園は、職員の配置が変更になるなど、園の職員体制にも影響があると考えています。そのため、保育施設の方針と保護者の意向に相違が生じた場合につきましては、園と保護者、また場合によっては、こども課の職員も入って十分に話し合うなどし、子どもにとってよりよい保育を受けられるように努めているところです。

なお、年度替わりのタイミングでは、新たに入園する園児さんもおられることから、園児の異動がありますので、園児への影響は比較的少ないことから、転園を可能とさせていただいております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 益川議員。

○ 8 番（益川教智君） 問 6 の中でもあるんですけど、どのような保育が自分の子どもにとってよいのかという判断をするのは、最終的な責任は保護者にあるべきだと思います。市としては、こういう考えだからこうしかできないのではなくて、最終的な保護者の判断を尊重した上で、どのような保育園に入りたいのかというところはもうすり合わせていただく必要があるんじゃないかと思います。

次に移ります。

近隣自治体の転園についての状況をお伺いいたします。

○議長（荒川泰宏君） 田中健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（田中源吾君） それでは、5 点目の近隣市町の転園の状況ですけれども、県内の各市の転園の状況につきましては、本市と 1 市以外については、それぞれ制約とか方法が違いますけれども、年度内の転園が可能というふうにされております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 益川議員。

○ 8 番（益川教智君） となりますと、近隣の市町がそうされて、右へ倣えではないんですが、やはりそこには理由があると思います。その理由もしっかりと調査していただいて、保護者が望む、最終的な責任は保護者にあるわけですから、保護者さんの責任において、保護者さんの希望する園にできる限り入園できるような形で、年度途中の転園も認めていく方向で考えていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（荒川泰宏君） 田中健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（田中源吾君） では、6 点目のご質問にお答えをさせていただきます。

議員が申されるように、ご自身の子どもをどのような環境で育てるか、そのためにどの園に入園させるかについては、最終的に保護者の責任において決定されるべきものというふうに考えております。一方、待機児童が発生している状況の中で、保護者の希望に沿った転園は難しい状況があること、それから先ほど申しました環境の変化による園児の影響や園の職員体制への影響、それから待機されている方との優先順位をどうするかなど、検討すべき課題がありますので、メリット、デメリットを整理し、他市の状況も踏まえて、できる限り保護者の希望に応えられる方法を検討していきたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 益川議員。

○8番（益川教智君） 他の自治体がそうされているというのには、やっぱり理由が、ほとんどがそうされているわけですから、そちらのほうに大きなメリットがあるんだと思いますし、しっかりその辺を調べていただいて、その年度途中の転園というものも、子どもさんのために認められるような方向で進んでいただければと思います。

では、次に移ります。

（仮称）滋賀県立高等専門学校に関する整備について。滋賀県が高等専門学校、以下高専と言いますが、を設立するとの方針を掲げたところ、県内の多くの自治体が候補地として立候補いたしました。職員の努力や地元商工会並びに事業所の協力もあり、野洲市が最適地として決定されました。まちの発展につなげるべく、引き続き関係機関との連携を図りながら進めていただきたいと思います。一方で、その整備に係る市の負担などについては明らかになっておりません。

そこでお尋ねいたします。高専設置決定後の県や関連団体との協議状況や市の担当課の取り組みについてお伺いいたします。

○議長（荒川泰宏君） 赤坂政策調整部長。

○政策調整部長（赤坂悦男君） 益川議員の（仮称）滋賀県立高等専門学校の整備についてのご質問の1点目についてお答えさせていただきます。

高専設置決定後、滋賀県だけではなく、高専の運営主体となる公立大学校法人滋賀県立大学と事業スケジュールや課題の共有等を行うため、これまでに4度の協議の場を持っております。滋賀県が予定している令和9年度春の開校に向けて、引き続き調整のほうを進めている状況でございます。周辺自治会ややす緑のひろば、そしてえこっち・やすなどの関係団体につきましても、高専施設のゾーニングが決まっていない段階ではございますけれども、適宜、意見交換を実施しているところでございます。

市担当課におきましては、県と自治会や関係団体をつなぐ窓口となっている他、通学路や河川防災ステーションの整備等、市の事業として担う部分について、自治会や関係機関等と協議を重ねているところでございます。今後も関係団体や関係機関との連携を密にして、高専関連事業を推進してまいりたいと考えているところでございます。

以上、お答えとします。

○議長（荒川泰宏君） 益川議員。

○8番（益川教智君） 県の事業ということでもありますし、様々な団体、大学であったり、地元の自治会であったり、地元の商工会であったり、そういうところと関わり合っ

くるようなことが多々あるかと思しますので、引き続き密に連携をしていただきたいと思いますし、地元の自治会に関しては丁寧にご説明いただいているということも認識していますし、10日にもコミセンきたので説明会が開かれるということですので、引き続きお願いしたいと思います。

では、次に移ります。

高専が整備される場所は県有地と国有地が隣接しており、それらを一体的に高専用地として利用するとのことですが、今回の市の提案では、国有地に市が河川防災ステーションを整備するということになっております。この整備にかかる費用についてお伺いいたします。

○議長（荒川泰宏君） 赤坂政策調整部長。

○政策調整部長（赤坂悦男君） 益川議員の2点目のご質問にお答えします。

高専誘致に際しましては、市が河川防災ステーション内に備える機能といたしまして提案したものは、グラウンド、駐車場、テニスコート、野球場及び河川防災ステーションの管理棟でございます。その機能につきましては、現在、国や滋賀県と協議を進めているところでございます。現時点では整備費用をお示しすることができません。よろしく願います。

○議長（荒川泰宏君） 益川議員。

○8番（益川教智君） 今、整備費用を示すことができないということでありましたが、公表されている資料で、県がどこを最適地として選ぶかの基準などが示されている中で、この野洲市が何が良かったのか、悪かったのかというのは、県のほうの資料で出ています。その要件の中にコスト要件というのがありまして、それが0.5億、県の負担が減るごとに1ポイントということでもみなされていまして、このグラウンドの整備分で10ポイント獲得しておられます。つまり、ここで5億、県のほうでは見ておられるということになります。グラウンドなどはどこが造っても、同じものを造るのであれば同じだけの費用がかかると思います。改めてお伺いしますが、この5億ほどがこの整備費用ということではないのでしょうか。

○議長（荒川泰宏君） 赤坂政策調整部長。

○政策調整部長（赤坂悦男君） ただいま益川議員がご質問の中でおっしゃいました県の評価の中で、確かに0.5ポイント、5億という資料に記載のほうを書いてあるのは存じ上げております。しかしながら、これは県が採点をする際に、県のルールに基づいてされ

たものでございまして、例えばグラウンドがどのような規格のどのような大きさのどのような手法でやるのかというようなところが、検査はどのようにされているのかとか、市のほうでは承知しておりませんし、今後、私が言いましたその内容を関係機関と詰めさせていただくということでございますので、県さんは評価の段階で確かにそういう基準でやっておられますけれども、市の答えとしては、今後、整備について協議を終えた上でその金額が出てくるということでございますので、先ほどの答弁には今お答えすることができないという形になると思います。

以上、お答えとします。

○議長（荒川泰宏君） 益川議員。

○8番（益川教智君） その内容も含めて、今、協議中であるのでお答えできないということでありましたが、国有地に河川防災ステーションを造るというのは、市が提案して進めていることだと思っています。ということは、市の負担が発生するということは明らかであったはずですが、この高専に関する提案、議会への連絡などの中では、今回提案をします市が、ここに防災ステーションを国有地に造りますということで提案をしますとは言っておられましたが、市が造るのか県が造るのか国が造るのかということに関しては、言及がなかったように思います。費用負担が発生するのであれば、大体どの程度必要なのかというものを示していただいた上で、この高専について議会のほうにも報告があつてしかるべきだったのではなからうかと思うのですが、その点はいかがでしょうか。

○議長（荒川泰宏君） 赤坂政策調整部長。

○政策調整部長（赤坂悦男君） ただいまのご質問でございますが、確かに費用は市が持ちますとかこれぐらいの額を想定しておりますということは、説明の中ではさせていただいていなかったと思います。その分につきましては、繰り返しになりますけれども、市といたしましては、防災ステーションの一機能としていろんなものを整備するというスタンスになっておりますので、そこが十分決まらない中で、その費用の面の具体的な内容については、話すことはまだ今現段階ではできないという考え方があって、費用についてというその分が欠如をしていたのかなど、そのように思っております。

しかしながら、先ほど答弁がございましたけれども、滋賀県さんがそういうような形で積算されるのはございますが、これから国、県と協議をして、そこが固まっていって、そのときにこういうような根拠でこういうようなお金が必要だということを分かった段階で、議会のほうにも報告させていただきたい、そのように考えております。

以上、お答えとします。

○議長（荒川泰宏君） 益川議員。

○8番（益川教智君） いずれにせよ、費用負担は発生せざるを得ないということですが、その費用についてなんですけれども、今回、高専の誘致に関しては、地元の商工会や地元の企業さんもいろいろと協力していただいております。その中で、例えばその企業さんへのお願いに、費用負担に関して、例えばふるさと納税の企業版であったり、そういう形でのお願いというのは考えておられるのでしょうか。

○議長（荒川泰宏君） 赤坂政策調整部長。

○政策調整部長（赤坂悦男君） ただいまのご質問の企業版のふるさと納税につきましては、今おっしゃったそのものでございまして、整備費用が必要でございまして、その企業版ふるさと納税が該当する市内の企業につきましては、趣意書等を準備して、回って、お願いの方針で回るということは考えております。現時点では、ちょっとまだ回れておりませんが、早々にそれを回る予定をしておるところでございまして。

○議長（荒川泰宏君） 益川議員。

○8番（益川教智君） できる限り協力すると言っていた企業さんもいっぱいあるでしょうし、そういうところをお願いして、市の負担というものが少なくなるようにやっていただきたいと思います。

では、次に移ります。

この高専について、その維持にかかるコストについてお伺いいたします。

○議長（荒川泰宏君） 赤坂政策調整部長。

○政策調整部長（赤坂悦男君） 今、ご質問では高専というようにおっしゃいましたけども、市の立場といたしましては、防災ステーションということの意味だと思っておりますけれども、先ほどから、非常に言いにくいんですけど、まだ決まっておられませんので、ランニングコストについても、今のところでは未定でございまして。

○議長（荒川泰宏君） 益川議員。

○8番（益川教智君） 次に移ります。

河川防災ステーションは、平常時、高専のグラウンドとして利用するとのことですが、市民は利用可能でありますでしょうか。

○議長（荒川泰宏君） 赤坂政策調整部長。

○政策調整部長（赤坂悦男君） 4点目のご質問にお答えさせていただきます。

市内における小中学校の施設開放と同様に、市民利用は可能と考えております。また、地域に根づいた学校として、例えば学区や自治会の運動会、イベントなどの他、市が主催する行事などの利用を想定しております。しかしながら、いずれにいたしましても、現在、関係機関とその細部について協議をしているところでございます。まだ未定でございますので、お答えについては差し控えたいと思います。

以上、お答えとします。

○議長（荒川泰宏君） 益川議員。

○8番（益川教智君） もともとここでも河川防災ステーションの構想があつて、そのときには、平常時は市民が使えるような運動公園であつたり、グラウンドであつたり、野球場とかも想定されていたようであります。なので、今回も高専が来るということをつきかきとして造られはしますけれども、できる限り市民さんへの開放というものをさせていただいて、その高専と地域住民との分断が生まれないようにしていただきたいなと思います。

では、次に移ります。

前回もお尋ねいたしました。高専の整備場所の県有地部分については環境基本計画推進会議、えこっち・やすの活動として、やす緑のひろばが定期的に整備しておられます。また、地元の企業さんなども時々来ていただいております。この野洲市において豊かな植生が広がる森として、市民が自然を感じることでできる貴重な場所となっております。今回の高専設置の決定を受け、その森がなくなってしまうことを憂慮する声が様々な方面から聞こえてきまして、きたの保育園の保護者さんたちを中心に署名活動等も始まるようになります。改めて、高専と森との共存、また高専設置後も市民が森を利用することができるのか、考えをお尋ねいたします。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 益川議員の高専と森の共存、高専設置後の森での市民活動についてのご質問にお答えをいたします。

滋賀県に対しては、市の考え方や当地で保全活動を行っている皆様の考え方は伝えております。意見交換を行うとともに、また県の担当者には現場の状況を直接に確認していただいております。豊かな自然の残る貴重な場所であることをご理解いただいているものと認識いたしております。現在、滋賀県において可能な限り自然を残しながら機能的かつ魅力的な学校となるよう、施設配置を検討いただいております。市としましても、全国から人が集まるような魅力的な高専を設置するためには、学生の学びに適した一定の

施設面積の確保が必要であることも理解しなければならないと考えておりますが、一方で、国有地には環境を保全するために位置づけられたエリアもありますので、県有地と併せて市民活動の場にできないかと、滋賀県とともに研究をしております。また、高専が設置されることで、市民と学生の協働により、将来にわたって自然を残していけるのではないかと考えております。

以上でございます。

○議長（荒川泰宏君） 益川議員。

○8番（益川教智君） できる限り残していただくということではありますが、今出ている計画図がありますね。地図、どこに何を置いてという体育館のほうに配置してとかいうのがあるんですが、あれが独り歩きしてしまわないように、今、専ら整備するところは、やす緑のひろばさん等が整備している場所がそのまま潰されようとしている。あの地図でいくとそうになってしまうんですね。ですので、できる限り、あの配置図が独り歩きしないように、しっかりと地域住民や関連団体の声を聞いた上で進めていただきたいと思います。

これ、地域住民が言っているから、関連団体が言っているからだけではなくて、今、地球温暖化等の環境問題が多々ある中で、森を潰して建物を造るというのは、いかにも今の環境問題から逆行しているように見えてしまいます。それも含めて、できる限り森を残したままで高専というものを設置していただきたいと思いますが、それについての市長の考えを改めて伺いたします。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 計画図が独り歩きしないようにということですが、計画図ではなくて、市があつて、恐らく市が提示したイメージ図であつたと思うんですけど、あれは県に対してお出ししたもので、あれは確定版でも何でもございませんので、それ以降、お出ししていることはないというふうに認識をしております。そしてまた、あくまでも県が整備される場所でもございますので、先ほども申し上げましたけども、これから滋賀県と一緒に、その自然を少しでも残して、自然というか、森を残していただけるような協議の場をお願いしていこうというふうには思っております。

以上でございます。

○議長（荒川泰宏君） 益川議員。

○8番（益川教智君） 配置図ですね。ありがとうございます。ただあれ、もう既に新聞等々でも載ってしまっておりますので。という意味でも、そのあたりが独り歩きしないよ

うに、またゼロからしっかりと協議していただきたいというお願いをいたしまして、次に移ります。

○議長（荒川泰宏君） 益川議員にお伝えします。質問中ではございますが、暫時休憩いたします。再開を午後1時といたします。

（午前 11時52分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○議長（荒川泰宏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

益川議員。

○8番（益川教智君） では、引き続き一般質問を続けます。

次に、市の財政状況についてお伺いいたします。

本市は、厳しい財政状況に対応するため、これまでも財政健全化に向けた様々な取り組みをしてきました。本年4月からは、行財政改革推進プランを策定し、その効果目標として令和8年度末時点での財政調整基金の残高を15億円以上と定めています。その進捗状況及び今後の見通しについてお伺いいたします。

令和3年11月時点における中期財政見通しでは、令和4年度の財政調整基金は約9億円と見込んでいましたが、本年10月時点の見通しでは、約21億円と大きく上振れしておりますが、この理由についてお伺いいたします。

○議長（荒川泰宏君） 赤坂政策調整部長。

○政策調整部長（赤坂悦男君） それでは、益川議員の市の財政についてのご質問の1点目にお答えさせていただきます。

財政調整基金の上振れ12億円につきましては、今年度の中期財政見通し作成時に、令和3年度の財政調整基金残高を実績額とし、繰越金においても、策定時の条件設定額を実際の繰越額に変え、また令和4年度の地方譲与税、それから交付金などの上振れ分及びまちづくり基金からの繰入れによる財政調整基金の取り崩しの取りやめを行ったもの、これらが主な理由となっております。

以上、お答えとします。

○議長（荒川泰宏君） 益川議員。

○8番（益川教智君） ふるさと納税等も入って、始まっていますし、その影響もあるのかなと思いますが、大きく上振れしたということを確認して、次に行きます。

結果論ではありますが、これほどの上振れがあったのであれば、行財政改革の中の市民

サービスの低下を招くようなものについての改正、またその検討はそもそも不要だったのではないかと思うんですけれども、その点についてお伺いいたします。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 財政調整基金が上振れしており、行革は不要だったのではないかについてお答えいたします。

一時的に基金残高は上振れしておりますが、今後とも様々な行政需要が見込まれることから、今後は歳出が歳入を上回る状態が継続するため、中長期的に見れば、財政調整基金は逓減する見込みでございます。これまでの市政運営では、こうした臨時的収入を当面の課題解決に充てて乗り切ることにより終始し、根本的な問題解決や体質改善を行えておらず、これが今日の苦しい財政状況を招いたと考えております。今後、本市においても、人口減少や少子高齢化社会の到来を迎えるに当たり、今、長期的な展望に立った健全な行財政運営を実現するための改革に取り組まなければ、手遅れになってしまうと考えております。

以上でございます。

○議長（荒川泰宏君） 益川議員。

○8番（益川教智君） 私は行財政改革自体を否定しているものではなくて、今の中でも市民サービスの低下を招くようなものについての改正というのは、見送るべきだったのではないかという観点で質問をしておりますので、その点だけご承知おきいただきたいと思います。

次に進みます。

行財政改革について市民の理解を得るには、まず市が内部的なところで積極的に取り組む姿勢というのを見せることが必要であると考えますが、その認識についてお伺いいたします。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 行革について市民の理解を得るための市の積極的な姿勢を見せるべき必要性の市の認識についてお答えいたします。

市では、行財政改革の取り組みとして、これまで取り組めていなかったふるさと納税の返礼品導入の他、企業版ふるさと納税や広告事業といった新たな財源の確保に取り組んでおり、既に一定の成果が得られているところでございます。また、民間活力の活用や組織運営の効率化についても取り組みを進めるなど、積極的な取り組みを行っているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（荒川泰宏君） 益川議員。

○8番（益川教智君） ふるさと納税をはじめ、市としても積極的に取り組んでいるということですが、その取り組んでいるということとともに、こういうことを市はやっているんだよということを市民の方に積極的に知っていただけるようなそういう広報というものも、この行財政改革について市民の理解を得るために必要だと思うんですが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 確かに広報等で取り組んでいることに対して、積極的に広報をすべきではないかというご質問でございますが、今後またそういう取り組みも含めて、広報のほうで市民の皆さんにお伝えしていくように検討いたします。

○議長（荒川泰宏君） 益川議員。

○8番（益川教智君） やはり、市民の理解というものは不可欠だと思いますので、こちらにも知っていただくと、周知についても力を入れていただきたいと思います。

では、次に移ります。

高専設置についての整備にかかる費用については、中期財政見通しに反映されているのかということについてお伺いいたします。

○議長（荒川泰宏君） 赤坂政策調整部長。

○政策調整部長（赤坂悦男君） 4点目のご質問でございますけれども、1つ前の質問で答えさせていただいておりますが、まだ未確定な部分もございますので、中期財政見通しの中には反映のほうはしてございません。

以上、お答えとします。

○議長（荒川泰宏君） 益川議員。

○8番（益川教智君） 数字が明らかではないということで、ここには出ていないということでもあります。反映されていないということですが、一定の負担があるのは事実でありますし、参考までには県が5億円ということで設定しているところがありますので、その辺も数値として、参考としてもつけてもいいのかなとは思いますが、まあ今のお答えでありますので、次に移ります。

この行革についての財政調整基金、これ、いいですかね。見えますか。

この前、出していただいた中期財政見通し、最新のものですので、そこにある財政調整基金の

推移と推計というものがあります。ここでは、先ほど確認しましたように、令和4年度の決算見込みで21億強、続いて令和5年度では20億の財政調整基金というものが今は見込まれているところであります。これを確認した上で、最終のほうに移りますが、今回、病院事業債の一括償還に際して、財政調整基金を取り崩して実施するということではありますが、まずその差し引いた後の財政調整基金の残額について確認させてください。

○議長（荒川泰宏君） 赤坂政策調整部長。

○政策調整部長（赤坂悦男君） 5点目のご質問にお答えいたします。

本年10月に公表している令和4年度中期財政見通しでは、財政調整基金の今年度末残高の見込みを21億2,000万円としております。それに加えて、今後の見通しとして、市税の上振れ、財源調整を行い、令和5年度当初では約26億4,000万円と想定しているところでございます。駅前市有地につきまして、野洲市病院事業会計で一括償還された場合、一般会計から財政調整基金から約13億4,000万円を取り崩し、野洲市病院事業会計へ繰り出す予定をしており、その結果として、令和5年度末の財政調整基金は約13億円となる見込みであり、一定の財政運営は図れると、そのように判断しているところでございます。

以上、お答えとします。

○議長（荒川泰宏君） 益川議員。

○8番（益川教智君） 今は最新の数字を言っていただきまして、令和4年の決算が21億と出ていますが、これは26億になるということですね。ありがとうございます。

そうなるちょっと数字が変わってくるんですけども、今回令和8年度末での、最初に確認しましたとおり、令和8年度末での財政調整基金の残高を15億以上ということで行財政改革を進めておられますが、今回の財政調整基金の病院事業債による取り崩しによって、この数字がどのようになるか、教えてください。

○議長（荒川泰宏君） 赤坂政策調整部長。

○政策調整部長（赤坂悦男君） ただいまの再質にお答えいたします。

益川議員がおっしゃったその条件のみで、その他の条件が変わらないという前提でシミュレーションをしますと、令和8年度末につきましては約7億1,000万の残高になるということでございます。

○議長（荒川泰宏君） 益川議員。

○8番（益川教智君） ありがとうございます。

今回、行財政改革ということで、確認、何回も言っていますけど、15億以上の財政調整基金を残高として設定して、その上で市民さんにもご負担をおかけして、市民サービスの低下を招くようなこともしておいて進めている中で、今回の取り崩しによって、その目標も達成、到底、その半額程度になってしまうようなことになっています。今回の行財政改革では、今まででは当面の問題の解決のために財政調整基金を取り崩してきました。今回はそうならないように抜本的な対策をしていきますということでありましたが、この病院事業債の一括償還で10何億もの巨額なお金を使って、この市の財政に負担をかける。一方で、市民サービスの低下を招くような改正をしているというのは、言っていることとやっていることが明らかに矛盾していませんか。

○議長（荒川泰宏君） 赤坂政策調整部長。

○政策調整部長（赤坂悦男君） ただいまの益川議員のご質問にお答えします。

確かに財政調整基金のほうから一括償還としてそれを財源としてお支払いしますので、額は当然支払います。ただ、お金をそのまま支出しただけではなく、その代わりに駅前土地というものがあるという土地が市の一般会計の財産として、そこにはあるということですので、そこは金、物、金という形でありまして、ただ単純にお金が減ったというものではございませんし、駅前のこの商業施設等の開発におきましては、今の段階では提案型という形で事業を進めさせていただきますので、売却、あるいは貸借等、その辺についても明確にせず、提案を幅広く受けるために、今のところは条件付けを限定はしておりません。それからしますと、土地、駅からしますと、幾分かのお金がそこに今後入っておる。だから、そういうようなこともありまして、先ほど益川議員がおっしゃったその条件だけを限定してシミュレーションをしますということではそういう意味でございますので、単純に今のまま、下がったままではなく、その次の展開として、また違う要素があるということが1点でございます。

それともう一つは、行財政改革をしながら、目標の令和8年度10億円見通し、確かにそこには満たしておりません。それにつきましては、今言いましたように、その他の要素が今後いろんな形で影響はしてくると。ただそこは明確に言えない分がございますので、条件を固定した段階ではその額になるということで申し上げます。

あと、矛盾というお話がございまして、そのような巨額なお金を出して、市民さんにはしわ寄せするような形の手数料条例のことをおっしゃったんですけど、あくまで行財政改革でございますけれども、ただ単純にお金を減らすという考え方ではございませんので、

あくまで今おっしゃっている、例えば手数料につきましては、大原則が受益者負担というその原則の立場に立って、市民さんの中で使われた方、あるいは使っておられない方、その辺の公平性も鑑みて、考え方を整理した上で今回提案させていただいておりますので、矛盾はないと、そのように考えております。

以上、お答えとします。

○議長（荒川泰宏君） 益川議員。

○8番（益川教智君） すみません。矛盾という点に関しては、先ほどの栢木市長の答弁の中でもありましたけど、その当面の問題を解決するために財政調整基金を取り崩してきたということがありますね。それを言うておきながら、今回また取り崩すんですかということが矛盾じゃないですかという質問でした。

今回、お金は払うけれども、土地は取得するとおっしゃいましたが、別にそれはずっと栢木市長は、あそこには借金がある、借金があると言っておられて、そこを今回、病院をもしあそこで建てるとなったときに、毎年毎年30年かけて払っていくことになったかと思うんですけども、毎年毎年払っていったほうが市の財政にとっては、有利な形であそこの土地を取得できたんじゃないんですか。今回の一括で払うという。もうその点は、じゃ、結構です。分かりました。

矛盾と言ったところに関して、もう一度ご説明いただけますか。当面の問題は解決するために今までは払ってきたけど、今後はそうしないようにということをおっしゃっていましたが、今回また同じような形で、当面の問題を解決するために、この13億という巨額なお金を財政調整基金から取り崩すと。言っていることとやっていることが、これに関しては矛盾するんじゃないかということについて、もう一度お答えください。

○議長（荒川泰宏君） 赤坂政策調整部長。

○政策調整部長（赤坂悦男君） ちょっとすみません。確認なんですけど、その財政調整基金の巨額なお金を支払っているということともう一つ、その矛盾のもう一つ、すみません、教えていただけますか。

○議長（荒川泰宏君） 暫時休憩します。

（午後1時17分 休憩）

（午後1時18分 再開）

○議長（荒川泰宏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

赤坂政策調整部長。

○政策調整部長（赤坂悦男君） お答えのほうをします。

財政調整基金ですね。今までいろんな事業を実施するのにここ数年間、財政調整基金を取り崩しております。それはなぜかという、入りと出の関係で、入りのほうが不足枚、その部分を貯金を下ろすことによって、出と入りの部分を整えているわけでございます。だから、ここ数年間ずっと毎年財政調整基金を崩しているというのは、入りと出を予算を組むときに、その入りの部分が不足するその部分を財布の中から財政調整基金を取り崩して、入りのほうに入れて、入りと出を整えると、そういうようなことでございます。

それで、いろんな事業、本来でありますと、収支がちゃんと取れておりまして、その中で回ることなんですが、ここしばらくの市の財政状況からいきますと、繰り返しになりますが、そういう意味では財政調整基金を崩さないとならば全体的に入りと出の差が整わないという状況になっております。

今年度の見込みにつきましては、先ほどご質問にあったとおり、財政調整基金を取り崩す予定をしておりましたが、その部分については取り崩しをしないということで、年度末の見込みをしているところでございます。

ちょっと矛盾と言われているやつが毎年ずっと財政調整基金を使ってやってきたのにとこの部分については、今言ったような形の理由があつての取り崩していると言っている部分でございますのでという説明で回答させていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 益川議員。

○8番（益川教智君） これを見ていただいたら分かるんですけど、答弁の中でもありましたけど、右肩下がりにずっとなっていますね。今回、その令和9年度で10億4,000万ぐらいが見込まれていますけど、これは恐らく5億ぐらい上振れすることになり、今のご説明の中では5億ほどは上振れするので15億か。そこから今回の13億を引いて2億。令和9年度何もなければ、条件が同じであれば、2億円ということになるかと思いません。

今、赤坂部長は答弁の中で駅前での税収を図る等々おっしゃっておられましたが、この前のサウンディング、以前されたときに、駅前の税収はあそこで創出するというのはかなり困難なように思うんですけれども、その点についての見通し、見込みなどあれば、教えてください。

○議長（荒川泰宏君） 赤坂政策調整部長。

○政策調整部長（赤坂悦男君） ただいまのご質問の駅前の収入見込みということでござ

いますが、税ということになりますと、一般論でございますけれども、固定資産税等が当然あります。そこに、例えば住居系の何かしらの施設提案等があった場合につきましては、住民税ともプラスされてくるというようなことでございます。

それで、私は駅前でということではなく、今の条件が一定した場合はこれになりますと申し上げましたけれども、例えばふるさと納税につきましても、今現在予算上では10億という見通しを立てております。しかしながら、現状見通しではそれよりも幾分か多くなるとかいうことで、中期財政見通しにつきましては、出の不明確なものを計上していない分、入りとかその辺の部分は、どちらかという、固めというような形で調整のほうをしながら、全体的な見通しを立てているということもございまして、そういうようなことからしますと、いろんな入ってくるものも、幾分今の計画よりも若干多いということが一定見込まれる部分があると、そのように考えております。

以上、お答えとします。

○議長（荒川泰宏君） 益川議員。

○8番（益川教智君） ふるさと納税の額に関しては、前回か、前々回かの一般質問のときに、ふるさと納税で大分上振れが見込まれているのであれば、市民サービスの低下につながるようなものはかけるべきだということをここでやり取りさせていただいたかと思えます。そのときはふるさと納税がどうなるか分からないので、行財政改革を進めさせてもらいますということで答弁されたと思うんですけど、今後の見込みが立たないので、今は一定、収入として入っていますけど、今後の見込みが立たないので、市民サービスの低下につながるような行財政改革もさせてもらいますということでありましたけど、この財政見通しの中でふるさと納税として一定の収支を余計見込めたのであれば、改めてお尋ねしますが、上振れしているのであれば、この市民サービスの低下につながるようなことはやなくていいんじゃないですかと思うんですけど、それはいかがでしょうか。

○議長（荒川泰宏君） 赤坂政策調整部長。

○政策調整部長（赤坂悦男君） 先の議会で、私は答弁のほうで手数料の見直しのときだったかと思えますけれども、上振れ等の要素がある場合については、そういうものは避けたほうがいかがですかという問いがあったと思います。そのときには未確定の部分もございまして、時間がたつてある一定、見通しが立つような部分もございまして、先ほどの答弁をさせていただきました。益川議員おっしゃる、ある一定、財政が厳しい状態がちょっと普通ぐらいになっている、向上したとき、そういうときに、市民のサービスに直

結するようなどころをおっしゃるんですが、先ほど私が申しあげましたように、使う方、いわゆる受益がある方、受益者負担というのは、どのような財政状況になっても基本的にはずっと持ち続けるものであるというふうに思っております。それがベースの中で、使用料等を頂いて、その分がまた維持等に回していく部分もございます。それは景気がよくなったら、そういうものを全部落としてとなってくると、今度何かあかんようになったらまたとって、それは反比例というんですか。財政の状態がよくなったら、こちらがまた膨れてくるのではなく、その考え方については、受益者負担というのはこういう考え方ですよというベースは揺るがさない。それはずっと持ち続けるということで、昨年、そのような形で改正のほうを提案させていただいた。

今についても、一時的な部分とか、財政の回復的な部分もあると見るのか、ある一定と見るのか、その辺は非常に困難な部分はございますけれども、財政は、どちらかという、厳しめに見て組むという部分もございます。ただ、先ほどからの矛盾ということは、繰り返しになりますけど、それと完全に直結する考え方ではないということを考えております。

以上、答弁とします。

○議長（荒川泰宏君） 益川議員。

○8番（益川教智君） 今、議案にもありますけど、市民サービスセンターの改廃について上がっていますが、これが行財政改革の中では、一応1,200万円見込まれています。ただ今回、図書館のほうに市民活動の拠点として窓口をつくるということで、その金額はどうなるか分かりませんが、今回は大幅な上振れがあったのであれば、そこに関しては、何回も言いますが、今回この改定の必要はないんじゃないかなと思います。

あと、赤坂部長はよくいつときでそういうものを何かの事業に振るのはよくない、そこを補てんするのはよくないということをおっしゃっていましたが、今回まさにその20億余りの財政調整基金、これが一時金として出たところを、それがたまたまあったので、13億円の病院事業債の一括償還につながっているというふうにしに見受けられませんので、そのあたりに関しては、やっぱり言っていることとやっていることが違うのかなと思いますが、時間がないので、次に行きます。

市立病院整備事業についてです。

栢木市長の就任以降、二転三転した病院の整備場所として体育館横のプール跡地が示されています。これまでの経緯及び今後について確認いたします。

栢木市長は選挙戦において、120億円の総事業費は過大であり、現地でその半額程度で建て替えると市民と約束した上で選挙に当選されています。今回の計画では約93億円の事業費が示されておりますが、当初訴えていた120億円の半額である60億円の1.5倍もの額に膨れ上がっておりまして、駅前での整備であれば交付されていたはずの10.5億円の補助金を受け取ることができません。この点についての認識をお伺いします。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 益川議員の市立野洲病院整備事業についての1点目のご質問にお答えいたします。

ご指摘の60億円については、前回の市長選挙時に、候補者であった私が関係者と協議して見込んだ額で、当時の駅前計画で計上されていた約120億円を基準に約2分の1と想定した概算の工事費でございます。一方、今回、計画書中にお示しした約93億円の全体事業費は、専門のコンサルタントの試算を踏まえて、新たな整備地で全く新しい病院棟を整備するための費用をお示ししたものであり、前提が全く異なるものであることから、比較できるものではないと思います。また、今回の計画では、場所的に社会資本整備総合交付金の交付が受けられないことは事実ですが、基本計画書で比較をお示ししたとおり、その分用地費用がかからないために、当該交付金の不交付分を取り返すことができます。

なお、議員がご指摘された駅前Aブロック計画の整備費用について触れますが、当初の設計額も、修正で再設計したときの額も、近年の整備費用高騰以前であったにもかかわらず、計画上の全体事業費が120億円という高額でありました。さらに、令和元年秋の入札不落となった当初案の際の業者の応札額は、それをさらに10億円以上も上回っていました。つまり、いくら社会資本整備総合交付金が交付されるといっても、約120億円以上の巨額な計画であったということでもあります。

ここから考えていただくと、今回お示しできた現時点での全体事業費約93億円が、近年の価格高騰後の数値であることも踏まえて、いかに堅実な額であるかをご理解いただけるのではないかと思います。

以上でございます。

○議長（荒川泰宏君） 益川議員。

○8番（益川教智君） 今、後段、Aブロックとの比較を言っていただきましたが、そもそも市長が120億円の半額60億円とずっと主張されて、その額でやります、できるんですということで、各自治会などを回られて、それを信じた方が一定数、かなりの数がお

られると思います。その責任についてはどのようにお考えか、教えてください。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 当時、選挙のときに約半額程度で整備できるということを対案として出させていただいた事実はございます。しかし、今回、全く新たに駅前Aブロックと同じように、体育館東側市有地で整備するということでございますので、当初からその半額程度と言っていた整備場所、内容にも大きく変わるという点がございますので、責任と申されましても、場所も違う、建て方も違う、一から建てるということの条件も違うわけですから、特にそういうことは考えておりません。

○議長（荒川泰宏君） 益川議員。

○8番（益川教智君） 建て方云々についておっしゃっておられますが、あくまで病院整備をするに当たって、私は60億円でやりますということをおっしゃっておられます。あくまで病院整備について60億ということを行っているんですから、それはしっかりと前提が違おうが、工法が違おうが、それはしっかりと市民との約束ではないのでしょうか。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 現野洲病院の一部建物を利用してすると申し上げていたのが当時の選挙のときの対案でございましたので、一から現野洲病院を全て解体して建てるということで申し上げていたわけではないので、条件が違うということを上げているわけでございます。

○議長（荒川泰宏君） 益川議員。

○8番（益川教智君） これは堂々巡りになりますけど、市民さんは恐らくしっかりとした病院を建てるということを求められておられました。それに60億円でやるということをお約束されたら、市民の多くの方は思っておられると思いますし、それから、今回93億円で1.5倍と、明らかに過大な事業費がかかっているということは認識していただきたいと思います。

Aブロックとの比較で今言われましたけれども、Bブロックとの比較を今回基本構想・基本計画の中で出ています。その中では、駅前での駐車場を整備した場合、栢木市長が最初に進めておられました駅前Bブロックでの計画として、駐車場整備をした場合においても1.5億円、駅前Bブロックでのほうがお金がかからないということになっています。また、駅前Bブロック、駅前であれば、デマンドタクシーや往復バス等の整備が不要となり、この往復バス、デマンドタクシーなどはおよそ1,700万円見込んでおられます。

利便性の悪いところに、事業費の面でも過大な場所になぜ病院を置かれようとしているのか、教えてください。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 大きな理由は野洲の中央でございます。野洲市民全体に同じような医療を受けていただくための場所では最適だというふうに思って、その場所を最適地として選んだわけでございます。

○議長（荒川泰宏君） 益川議員。

○8番（益川教智君） 次に移ります。

守山野洲医師会は、体育館やプール跡地の整備に一貫して反対しておられます。先日の特別委員会では、市長は「医師会が反対している理由が分からない」と述べましたが、この点について事業管理者はどのように思っておられるのか、お伺いします。

○議長（荒川泰宏君） 前川病院事業管理者。

○病院事業管理者（前川 聡君） 益川議員の問いについてお答えいたします。

守山野洲医師会が反対されている理由について、私が推し測るところを申し述べますと、まず医師会は駅前が公共交通機関の利便性が高いところと認識され、それにより医師確保や患者の確保に有利だと考えられたとと思っています。それと、昨年度末からの経緯を振り返って思いますことは、駅前Bブロックから今回の整備計画地に変更になったことの説明が十分に浸透していないためではないかと考えています。

以上です。

○議長（荒川泰宏君） 益川議員。

○8番（益川教智君） 浸透していないためとおっしゃられましたが、その理由は何だと思われませんか。

○議長（荒川泰宏君） 前川病院事業管理者。

○病院事業管理者（前川 聡君） こちらも医師会との連絡というか、協議を持とうと思っておりますけれども、まだ十分に医師会の了解を得られていない。私も医師会に出向いて、お話を少しさせていただきましたし、今回の体育館横の新しい整備地についても、整備課の職員が説明には伺っておりますけれども、いろいろ疑問点も含め、まだ十分に説明ができていないというふうに考えております。

○議長（荒川泰宏君） 益川議員。

○8番（益川教智君） ずっと広告を出されていますし、これも12月1日時点で出され

ています。知っておられるかと思いますが、医師会の皆さんはそれぞれ守山、野洲での開業医の方が専らだと思います。それぞれ一国一城の主として、運営、経営されておられます。そのような方々が経営面からも医療面からも駅前がいいと言っておられますが、その理由について、管理者は理由はあるとうなずけますか、その点については。

○議長（荒川泰宏君） 前川病院事業管理者。

○病院事業管理者（前川 聡君） 実際、私も病院の設置場所についていろいろな病院経営の解説書等を今勉強しておりますけれども、例えば外来患者さんがその病院にどのぐらいの広さから通院されるかというのを見ると、都会の場合は別に、地方都市の場合には5キロ以内の患者が来ると、それから入院に関しては10キロ以内の患者が入院されるということで、ちょうどその駅前にあると5キロで来ると多分野洲市内全域がカバーできない。ちょうど体育館横に来ると、守山、あるいは近江八幡も通えますけれども、ほぼ全域をカバーできるということで、先ほど市長がお答えしたように、全市民が非常にアクセスしやすい場所にあるということとは言えると思います。

先ほど、医師会のご意見として、例えば現在野洲病院では半数の医師がJR通勤をしておりますし、そういうことで医師確保には、私も今、いろいろ苦勞しておりますけれども、その面ではメリットがあるんだろうということを考えるわけですけれども、市の調査では、通院患者のほとんどがJRを使っていないという事態もあって、患者さんのアクセスを考えると、実際、先ほど言ったような十分な担保をすれば、体育館横でも問題ないのではないかと思います。開業医の先生方がどの程度、そういう病院経営のノウハウがあるのかということに関しては分かりませんが、私が調べたそういう病院経営の本を見る限りにおいては、必ずしもその駅前でない駄目というふうな結論にはならないのではないかと考えております。

以上です。

○議長（荒川泰宏君） 益川議員。

○8番（益川教智君） 医師会の方々はずっと一貫して反対しておられます。ここに来て、まだなお浸透していない、説明がされていないというのであれば、今後どうなるか、今後もうずっと一貫して反対されることになるのかなと思うんですが、今後の地域の医療を考えた場合、これは大いに問題があると思いますので、しっかりと医師会の方々と協議をして、できるだけ意見を反映させて進めていただきますようお願いいたします。

○議長（荒川泰宏君） 次に、通告第2号、第2番、田中陽介議員。

○2番（田中陽介君） 第2番、田中陽介です。

それでは、一般質問を始めさせていただきます。

まず1つ目に、不登校生徒の実態把握とフリースクール等への対応についての質問をさせていただきます。

野洲市におきましても、不登校生徒は頻度の差こそあれ、増えてきております。これは不登校の生徒に問題があるとか学校に問題があるというよりかは、社会的な構造の変化、または構造の欠陥というふうな捉え方をする必要のあるのかもしれませんが。価値観や情報の多様化によって、一律の公教育だけでは子どもたちの教育を受ける権利、これを満たすことが難しくなってきており、フリースクール等、多様な学びの場が求められています。教育部局としても、公教育だけではない幅広い知見と連携がこれから求められているのではというふうに思います。

1つ目、そこで野洲市では現在不登校生徒への対応として、一件一件ケースが違う中で、その対応の基準やカルテのような引き継げるデータ管理をどのようになされているのか、問います。

○議長（荒川泰宏君） 西村教育長。

○教育長（西村 健君） それでは、田中陽介議員の不登校生徒の実態把握とフリースクールなどへの対応についてのご質問にお答えをいたします。

まず、小中学生の不登校は本市の教育課題の大きな1つですので、本市教育委員会としましても、力を入れて取り組んでいるところでございます。

それでは、まず1問目の不登校生のデータ管理についてお答えをいたします。

市内の各学校では毎月不登校生の状況を把握し確認した上で、生徒指導、もしくは教育相談担当者がそのデータを管理、更新し、関係教職員間で共有を図っています。

なお、その基準は、月7日以上欠席、または欠席が7日未満でも行き渋り傾向が見られる児童生徒でございます。その内容は、支援が必要な児童生徒の欠席状況をはじめ、学習の様子、家庭の支援状況や友人関係などが含まれています。

こうした記録は、個別の支援を検討する会議の資料や進級、進学時の引継ぎ資料としても使われています。また、情報は日々更新をしています。さらに、いつでもこうした情報を入力したり、確認したりすることができるように、最近では電子データを活用している学校も増えてきています。

一方、市教育委員会では、毎月、全ての小中学校から不登校生についての報告を受けて

います。また、専門機関と連携して学校へ助言するなどして、不登校児童生徒の支援に努めているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（荒川泰宏君） 田中議員。

○2番（田中陽介君） ありがとうございます。

今、さっと読むようなデータが蓄積されており、進級、進学の際に引き継がれるということですが、これは小学校から中学校へ上がるときとかも、同じように引き継ぎはされるのでしょうか。

○議長（荒川泰宏君） 西村教育長。

○教育長（西村 健君） もちろん小学校から中学校へもいろんな資料を基に引き継ぎは丁寧にやっています。

○議長（荒川泰宏君） 田中議員。

○2番（田中陽介君） ありがとうございます。

この使っておるデータ管理のプラットフォームと申しますか、そのシステム自体は野州市が全体で同じものを使っておられるのでしょうか。

○議長（荒川泰宏君） 西村教育長。

○教育長（西村 健君） このデータ管理はそれぞれの学校で任せていますので、うちに報告してもらう分につきましては、欠席が何名とかいうふうな形ではいただいておりますが、校内でそれぞれが独自に使っておられますので、その部分は把握はしておりません。

○議長（荒川泰宏君） 田中議員。

○2番（田中陽介君） あと、こうしたデータについて、例えば社協さんでありますとか民生委員さんとか、そういう方々との連携というのはどういうふうにされていますでしょうか。

○議長（荒川泰宏君） 西村教育長。

○教育長（西村 健君） 社協や民生委員さんとは、必要に応じてといいますか、ケース・バイ・ケースによりますので、家庭状況の支援の部分が大きくなりますと、そういう方々との協議が必要となってきます。基本的には市教委で配置しておりますスクールソーシャルワーカーとか、そこらの辺方との連携とか、いろんな助言を参考に動くというのが中心になっております。

以上です。

○議長（荒川泰宏君） 田中議員。

○2番（田中陽介君） ありがとうございます。

2つ目に行きます。

その中で、フリースクール等、公教育以外の学びを希望されている、もしくはもう既に通所されている、そういった方はどれぐらいおられるんですか。その数を問います。

○議長（荒川泰宏君） 西村教育長。

○教育長（西村 健君） 2つ目のフリースクールなどへの通所についてお答えをいたします。

11月現在ですが、フリースクールなどへの民間施設に通所している児童生徒は、小学生が3名、中学生が3名の計6名となっています。ただ希望については、ちょっと把握はできておりません。実際に行っている子どもたちの把握はしっかりとしております。

以上です。

○議長（荒川泰宏君） 田中議員。

○2番（田中陽介君） 次へ行きます。

本年5月1日に滋賀県フリースクール等連絡協議会というのが発足しております。野洲市をこのような動きを把握し、情報収集や連携等はできておるのか、伺います。

○議長（荒川泰宏君） 西村教育長。

○教育長（西村 健君） 組織の発足につきましては、市教委としても把握をしています。去る11月14日に県の教育委員会が主催しました市町生徒指導担当者会に、この連絡協議会から3名の方が参加されまして、県内のフリースクールなどの活動や現状についての説明がございました。また、6月には本市の教育委員会の担当者とそれから学校の教員で、本市の児童生徒が通所しているフリースクールを実際に訪問して、そこでの本人の様子や今後の支援策などをスタッフさんと共有を図ったところでございます。さらに、さっき言いました全部で6名の子どもたちにつきましては、他の施設でも学校と定期的に連絡を取り合っているという状況でございます。

○議長（荒川泰宏君） 田中議員。

○2番（田中陽介君） このフリースクールに関して、実はこの湖南地域というのは、ちょっと他の地域に比べて弱いのかなと思っております。ということもあって、なかなか遠いところであるとかというのは、正直、お子さんが通うのは非常に困難ということもあって、また交通費等もかかるということもあるという話を聞いております。市として、この

フリースクールというのを、市の教育委員会としてどういうふうに見ているのかというところをお伺いします。

○議長（荒川泰宏君） 西村教育長。

○教育長（西村 健君） フリースクールは、教育の1つの場所であるというふうな捉え方をしています。学校教育には、先ほどの議員の話の中にもありました、最近、学校には合わないという子どもたちも幾分見られますので、そういう意味ではそこを補完する施設としては1つの教育関連施設であるというふうな捉え方をしています。

○議長（荒川泰宏君） 田中議員。

○2番（田中陽介君） ちなみにこのフリースクールとのやり取りであるとかそういった所管は、教育委員会という認識でよろしいのでしょうか。

○議長（荒川泰宏君） 暫時休憩します。

（午後1時50分 休憩）

（午後1時51分 再開）

○議長（荒川泰宏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

西村教育長。

○教育長（西村 健君） フリースクールの所管という意味では、市の教育委員会は関与もしておりませんし、国か県が所管されているのかなというふうに思っておりますが、そこは把握しておりません。

○議長（荒川泰宏君） 田中議員。

○2番（田中陽介君） 承知しました。

それでは、次へ行きます。

4番目、今年4月からB&Gの近隣、正確には安治の在所の中で、近江八幡の団体であります、不登校の親子の居場所づくり等をされている、一般社団法人蜜柑の木さんが野洲市民の方や野洲市社会福祉協議会さんと連携されて、そうした不登校の親も含めた居場所づくりというのを野洲市で提供されることとなって、今、もう何回かされております。そういった居場所ができていくということに対して、学校との連携や市内の親御さんへの情報提供、そういったことはしっかりされているのかということをお伺いします。

○議長（荒川泰宏君） 西村教育長。

○教育長（西村 健君） 4点目の市内の居場所づくりについてお答えをいたします。

議員お話の取り組みは、親の会お話し会という名前のことだと思います。これは今お話

のように、不登校に悩む保護者の方々がその思いを語り合う場として、5月から毎月1回、第4水曜日に市民活動として取り組まれているものでございます。先日、この担当者さんとお話をしました。そして、市内の学校から紹介された保護者さんが先日お見えになったこともお聞きをしております。ただ、現在は市内ではなく、市外の方が結構利用されているというお話を聞きました。今後は、今、議員お話のように、この活動を市内の他の学校の教職員にも周知して、不登校で悩んでおられる保護者さんがそこを活用できるように紹介をしていきたいということを、その方ともお約束をしております。

以上、お答えといたします。

○議長（荒川泰宏君） 田中議員。

○2番（田中陽介君） ありがとうございます。

私も先日、直近のときの会をされたとき、その会の終わってからぐらいの時間帯にちょっと寄せてもらいまして、いろいろとお話を聞かせていただきました。その中で一番言われているのが、やはりこの当事者の親御さんというのはすごい、日々いっぱいいっぱいであると。いろんな情報等、インターネット等ではあるんだけど、なかなか取りに行けない。そして、一步踏み出す勇氣というのもなかなか、またそこでもうまくいかなかったらどうしようとか、すごい不安の中で日々過ごしておられるということがありましたので、教員の方から、逆にそういう学校以外の選択肢とかを、積極的かどうかは別として、少なくともその方の状態に合わせて、やっぱり提案していけるというのがいいのかなと思います。

というのも、これはおっしゃっていたことなんですけれども、やはり不登校という言葉自体も、これが今、本当にいい言葉かどうか分からないんですけれども、登校しないという、「不」とつくんですね。それは別に登校せなあかんとどこかに決まっているわけでもないのに、勝手に「不」という言葉をつけられて、まるであかんもんか、のごとく扱われるという。やっぱり、そういうこと自体も考えていけないですし、学校に行けない、行きたくないようなパターンがあると思うんですけど、直面したときに学校の先生は来てほしい。一緒にやりたい。それは僕は当然だと思いますし、いいと思うんですけれども、やはりどうしても来させることが第一みたいになってしまうのが多いという話を聞いています。なので、そこは皆さん、もう一度、選択肢というのは常に子どもの側、もしくは保護者も含めて、話し合う中でいろんな多様な選択肢があるんだよということをしつかりとお伝えいただきたいと思うんですけど、その辺は皆さん共有はできておるんでしょ

うか。

○議長（荒川泰宏君） 西村教育長。

○教育長（西村 健君） 不登校という呼び方につきましては、もっと昔は登校拒否というふうな形です。拒否するというふうなんを言って、それがちょっと具合が悪いなということで不登校という名前に変わったんですけども、今、お話のように、不登校の「不」もあんまりいい言葉ではないので、新たな言葉が出てきたらなというふうに思っております。

ただ、学校教員が関わりますと、学校に来てほしいという思いが、やっぱり一番になりますので、こういう居場所につきましても、保護者さんの相談場所については、情報提供という形で、学校ではやることにして、あまり積極的な介入というか、学校への、まあ連携はしたいと思っておりますけども、紹介ぐらいにとどめておいたほうがいいのかなというふうには思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（荒川泰宏君） 田中議員。

○2番（田中陽介君） 次に行きたいと思えます。

草津市や甲賀市、そして米原市、彦根市においては、市内のそうした生徒たちが社会的自立を図るとともに、生徒の居場所を確保するため、市が定めるフリースクール等を利用するために要する費用の補助を出しております。こうしたことは、現在野洲市にはこの制度はないわけであるのですけれども、検討されたということをしているのか、進捗と見解を伺います。

○議長（荒川泰宏君） 西村教育長。

○教育長（西村 健君） 5点目のフリースクール利用補助制度についてお答えをしたいと思います。

議員お話しのように、昨年秋から草津市で補助制度が開始されました。今年度は4月から米原市と彦根市、それから7月からは甲賀市が開始をされています。現在、近隣市のフリースクール利用状況やその支援策などについて状況を確認しているところでございまして、それを踏まえて検討していきたいというふうに考えています。ただ本市では、フリースクールとあまり変わらないんですが、適応指導教室、ドリーム教室というのは市が運営しておりますし、それから他市にはない家庭訪問型学習支援事業というのも行っておりますので、こういう部分での補完も併せて考えながら、今後の対応を検討していきたいというふうに思っております。

○議長（荒川泰宏君） 田中議員。

○2番（田中陽介君） 今のお答えの中で聞いていると、結局、この制度を導入するかどうかとも含め、この議論というのは教育委員会の中で行われるという認識でいいんでしょうか。

○議長（荒川泰宏君） 西村教育長。

○教育長（西村 健君） はい、そのとおりでございます。

○議長（荒川泰宏君） 田中議員。

○2番（田中陽介君） 現在、野洲市ではそのドリーム教室であったり、訪問指導というのが行われているということなんですけれども、ここの実質の稼働状況というか、今、いろんな悩みを抱えておられる方がここを利用している割合といいますか、実質、例えばこれが市内の悩みを持っておられる方がほぼほぼこれが利用されていて、すごくこれが使われているというのであれば、これはすごくいいことだなと思うんですけれども、その状態、明確な数字等は、今は出せないかと思えますけれども、感覚的な実態像というか、そちらを教えていただけたらと思います。

○議長（荒川泰宏君） 西村教育長。

○教育長（西村 健君） 適応指導教室、ドリーム教室につきましては、昨年度、確か5名が利用していて、そのうちの2名が、1名は進学をして、1名は学校復帰を図ったというふうに聞いております。ただ、ちょっと手元に数字がありませんので、詳しい数字ではございません。それから、訪問型学習支援事業を現在というか、1学期段階で確か3名の支援をしているというふうに把握をしています。

以上でよろしいですか。

○議長（荒川泰宏君） 田中議員。

○2番（田中陽介君） ありがとうございます。

今のお話を聞いていると、結局、今、フリースクールへ市内から通っておられる方は、小学生3名、中学生3名ということですね。大体、この訪問指導とかドリーム教室を使っている方は同程度というところですね。どちらがいいとか悪いとかいう話ではないんですけれども、そうであれば、例えば市が自力でこのドリーム教室、訪問指導をずっと市でやっていくのか、例えば他市のようにそういったいろんな学びを提供していただける民間であったり、市民の地域の活動の中でのそういった団体さんとかを市と一緒に協力して、そういう居場所とか学びの場をつくっていけるような制度設計であったりとか支援であっ

たりとか、そういったことも同時に、どちらがいいのかなということも考えていく必要はあるかと思うんですが、そういう議論というのは教育委員会の中ではされていますでしょうか。

○議長（荒川泰宏君） 西村教育長。

○教育長（西村 健君） 一番最初に申し上げましたように、不登校対応につきましては、多様な取り組みが考えられると思いますので、フリースクールも1つの手だてとしては、考えていくべきであるというふうに思っています。

お答えといたします。

○議長（荒川泰宏君） 田中議員。

○2番（田中陽介君） 例えば、先ほど言った市単費のこういったフリースクール支援であるとか、例えば場所の設置に関する補助とか、当然、予算がかかってきます。予算がかかってくるということになると、やはり市長の考えというのが非常に大きくなってくのかなと思うんですけれども、今、話していたような不登校生徒のもっといろんな学びに対して、先ほど言ったように、4市は積極的に取り組まれておるという中で栢木市長はこの問題についてどのようにお考えか、お伺いしたいと思います。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 予算執行の部分でお問い合わせだと思うんですけども、まずは教育委員会のほうでしっかりと議論をしていただいた上で私どものほうに提案をしていただくということでございますので、私が今、それをどうのこうのということは申し上げられない立場でございます。

○議長（荒川泰宏君） 田中議員、よろしいか。

田中議員。

○2番（田中陽介君） 確かに教育委員会の所管でありますし、しっかりそういったことを教育委員会でもんでいただくことは必要かと思いますが、当然市長は選挙のときにいろんな公約を出されて、教育も取り組んでいくということは言っておられますね。当然、こういった問題が市内にあるということも把握されている中で、どのようにお考えですかということに対して、私は言えませんというのはちょっと違うと思うんですけど、市長のこういったお考えでいられるかということをお伺いしたいんですが、いかがでしょう。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 予算執行上のことに関して、申し上げるわけにはいかないという

ことを申し上げただけで、この不登校とかそういう問題に関しましては、私も孫もたくさんおりますもんで、子どもらの話をいろいろ毎日聞いておりますけども、不登校で行けない子どもさんについては、それは教育委員会、まあ強いて言えば、市がバックアップしていくというのは当然の話だと思いますけども、まず、やっぱり周りの環境というんですか、そういう不登校にならないような社会づくりというのも大事なことだし、一概に難しいあれは言えないんですけども、取りあえずいろんな面で教育委員会と一緒にサポートしていくべきではないかなというふうに思います。ちょっと答えになっていないかもわかりません。

○議長（荒川泰宏君） 西村教育長。

○教育長（西村 健君） すみません。予算のことに関しては、教育委員会として必要と判断しました折には、財政当局に予算要求はもちろんしていきたいというふうに思っています。

最初に申しました不登校というのは本当に大きな本市の教育課題ですので、本市では全ての学校に不登校というか、年間30日以上の子どもの状況を不登校というふうに呼んでいくんですけども、そこに至らない子どもたちが結構おります。その子たちは学校に来るんですけども、教室に入れなくて結構おりますので、その支援は、これは他市では珍しいと思うんですけども、うちは全ての9校それぞれに別室というところがありまして、そこで支援員さんを中心に勉強のサポートというのか、そういうなんをしています。そういうところ辺で、教育支援員という形で本市は少し市のお金を単費でそういうなんを使ったりもしていますので、そういうなんも含めて、今後は、先ほど申されましたフリースクールのいろんな支援策につきましても、ちょっと検討をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（荒川泰宏君） 田中議員。

○2番（田中陽介君） 市の答弁で1つだけちょっと気になったところは、不登校にならない社会という言い方をすると、不登校はよろしくない社会なのかという話になりますので、そこは不登校であってもちゃんとみんなが学び、育てる。不登校というか、別に公教育だけが全てではありませんので、そういった多様な学びを実現できて、誰もが自己肯定できるような社会というような形で進めていただきたいんですが、そこはいかがでしょう。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 不登校が起きない社会という意味で申し上げたわけではなく、不登校の生徒が出ないような環境整備という意味で申し上げました。それを我々がサポートしていくということが大事ではないかなということを申し上げているわけで、子どもさんが皆さんと一緒に登校して、そして学校で習って、そして楽しく学校生活を送れるような環境をつくっていくべきだということを申し上げましたし、またそういうような環境をつくっていくべきだと考えております。

○議長（荒川泰宏君） 田中議員。

○2番（田中陽介君） すみません。すごく大事なのはその認識なんですよ。みんなと同じように、みんなと一緒に、みんな笑顔で、みんなと同じように暮らせない子らもいるわけです。だから、そこを、そのステレオタイプを全てに当てはめていくことが正しさというわけでもないんじゃないですかということを私は言いたいんですが、市長がそういう言い方されると、もうそこに外れる子らはもう暮らしていけないということになりますので、しっかりその、やっぱり幅を広げて、受け入れられる社会をつくっていただきたいと思うんです。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） だから、そういう環境を。いろんな方がおられるわけなんですね、子どもさんも。みんな同一に、みんなが仲よくお手々つないでということが理想なんですけども、そうではない子どもさんもいるのも確かです。だから、そういう皆さんが来られるような環境をやっぱりつくっていくべきだということを申し上げているわけで、何も学校へ不登校の子どもを肯定するというようなことを私はしたくないんですね。いろんな理由で来られないというお子さんもいると思うんですよ、心の病とかいろんな病を持っておられる方もおられるやろうから。だから、そういう子どもさんも、言うてみりゃ、公平に学校へ来てもらえるような環境づくりをしていかなければという意味で申し上げているわけで、何かちょっと話のあれがずれが出ているのかなというふうに思うんですけど。

○議長（荒川泰宏君） 田中議員。

○2番（田中陽介君） 全てを包括できるような学校ができれば、それはそれですばらしいと思いますけど、現状いろいろケースがあるので、それに対して、学校以外でもこうして民間であったり、みんなが力を尽くして、行政以外の部分も含めて、みんなが今やっているという現状を理解していただけたらと思います。

では、次に行きます。

次、学校給食における黙食の現状と実態に合わせた対応について質問させていただきます。

子どもたちの心身の成長、健康に影響を与えていることを不安に思う全国保護者が中心に活動する団体である、全国有志子どもを思う会やこどもえがおプラットフォームというものがありまして、そうしたところは子どもの声を聞くアンケート等を実施し、自治体に提出し、ホームページでも公表しております。そういった中では、やはり「給食を食べながら、話しながら食べたい」という意見が90%を超えていたり、「マスクももう外したい」というような意見が9割近くあったり、あとは「大人は好きにしゃべってご飯を普段食べているのに、なぜ子どもだけ禁止されてひどいと思う」などという素直な意見が寄せられておるといふことがあります。

そうしたデータもいろいろ最近出てきている中で、そういった意見がありますよというのを送った自治体調査においては、深刻な事態と感じるということや感染症対策とのバランスに苦慮している、そういった意見、あとは成長、情緒の発育やコミュニケーション力の成長に懸念があると、現場の行政側でも、やっぱりそういった意見が多数出されているという状況があります。

また、学校給食における新型コロナウイルス対策について、先日、11月8日、先月頭ぐらいですか、永岡文部科学大臣、こちらが記者会見で必ず黙食するということを求めているわけではないということを述べました。適切な対策を取れば、会話もしていいんじゃないかと、そういうような発言をしたということが現在物議を醸しております。この新型コロナウイルスのマニュアル等では、黙食をしなければいけないようなにおわせ方を実質、今までしていたと思います。なので、これは現場が勝手にやっていることだということはこの文科省が言うというのは非常に無責任だと思うんですけども、ただ、現状、我々も含め、皆さんもそうだと思うんですけども、居酒屋とかレストランを含め、黙食というのはある意味、学校の中だけで行われているようなことになっておるこの状況で、対応していく状況に来ているのではないかと私も思います。

そこで1点目、現在の野洲市内の各校における給食時の対応の現状、パネルに囲われているかどうかとか黙食を徹底しているのかどうかとか、そういったことをクラスによって違うのか、学校によって違うのか、市内で統一されているのか、その辺もちょっとはつきり分かりませんが、現状を伺いたいと思います。

○議長（荒川泰宏君） 西村教育長。

○教育長（西村 健君） それでは、田中議員の２点目、学校給食における黙食についてお答えをいたします。

まず、そのうちの１点目、各学校の対応状況についてお答えをいたします。

本市では、先日、１１月３０日の文部科学省の通知報道の相当前から柔軟な対応をすることにしており、学校現場での厳格な黙食は求めていませんでした。このことは１１月２日の校長会でも改めて周知をしております。そこで、座席配置の工夫や適切な換気などの対策をしていれば、給食時間の会話は可能であるというふうに伝えていきます。

なお、対応の違いについては、学級担任による指導の強弱があるのも事実であると考えています。ただ、基本的な考え方につきましては、今、述べたものが共通認識であるというふうにしておりますので、さらに校長会、あるいは養護教諭部会等を通じて、周知徹底を図りたいというふうに思っています。

また、感染症対策の机のパネルにつきましては、購入は２校やっておりますが、１校はもうほとんど使っていません。１校は、まだ今も使っているという状況でございます。そういう状況で、あとの学校については、パネルは一切ございません。

以上、お答えといたします。

○議長（荒川泰宏君） 田中議員。

○２番（田中陽介君） 私も娘と息子が学校に通っておりますし、いろんな友達の話聞いても、やはり今おっしゃった、これ、２点目に行くんですけども、地域の実情とか柔軟な対応というのが一体どういうことなのかなというのが、この定義として、はっきり定められたものがなくて、ある意味、その現場の裁量に任されていると言えば、言い方は良い言い方になって、逆に言うと、責任者、上長というか、責任を取る人がはっきりと決められていないというか、責任を下に下に、現場に現場にやっているのかなという印象を受けます。ほぼほぼそんなに実情は変わらないと思う。だから、野洲市内の教室ごととか、変わらないと思うんですよ。ほぼ一緒だと思います。その中で、やっぱり、例えばクラスによって違ったら、当然隣のクラスの子は、何でうちはこんなに黙って、よそはしゃべってはるのが普通やと思うんです。ですから、やはり一定の科学的な見解を基にどこまではオーケーとか、そういったことを決めてあげないと、逆に現場の学校の先生も多分迷うと思うんです。やっぱり、保護者の方から批判されたくないですし、それは黙食をやめろという人もいれば、しろという人もいるという中で、そこは科学的な部分でやるしかないのかなと思うんです。

あとはほんまに社会ですね。社会はどうか、大人がどうかというのが一番の根本になると思うので、そこをベースにしていれば、ならないのかなと思います。やっぱり、子どもにも納得できる説明が要ると思いますが、野洲市として、今、現場に任せているというふうにおっしゃったんですけれども、教育長、そこは上長としては、どうですか。そのままいかれるのか、やっぱりある程度そういう方針を決められたほうがいいのかなと私は思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（荒川泰宏君） 西村教育長。

○教育長（西村 健君） 2点目の地域の実情の見解についてということでお答えをしたいと思います。

地域の実情とは、感染状況や地域の医療体制などの実情から、あくまでも滋賀県全体の感染レベルが基準になるというふうに考えています。ですから、市町によって異なることはないと思いますし、学校によってとか、あるいは担任によって違うということも本当はあってはならないというふうに思っております。現在、滋賀県での行動制限などは出ていません。そのような状況ですので、学校では、基本的な健康観察、あるいは換気、手洗いなどの保健指導など、基本的な感染対策を講じて、教育活動、学びを最優先することで、制限なく、そちらを優先するということが大事であるというふうに捉えていますので、そのつもりで各学校に周知をしているところでございます。

○議長（荒川泰宏君） 田中議員。

○2番（田中陽介君） ありがとうございます。

今おっしゃった県の対応というのも1つの基準だよというふうにおっしゃっているので、県の教育委員会のホームページに、ホームページ啓発用資料というのが載ってまして、こちらは文科省の資料なんかが2つぐらい載って、あとは文章で構成されているんですけども、そのこの昼食の時間の考え方というところを読みますと、「飛沫を飛ばさないように机の配置を工夫し、大声での会話を控えることとし、特に給食の時間は子どもたちにとって楽しい食育の機会であり、これまでから黙食という言葉は示しておりません。児童生徒の成長や発達への影響が危惧されることがないように、具体的な指示の方法を発達段階に合わせて工夫するなど、給食、弁当など、昼食の時間が子どもたちにとって楽しい食育の機会になるように配慮をお願いします」と、こういう文章が、これはもう公に出ております。まさにこれをしっかり徹底していただけたら、自然と内容は決まってくるのかなと思いますので、こうした資料もまた活用していただけたらと思いますが、これは各校とかに

周知されていますでしょうか。

○議長（荒川泰宏君） 西村教育長。

○教育長（西村 健君） すみません。今の資料については、私は把握をしていないんですけども、ただ黙食というのは確か厚労省がそういうことを言い出して、文科省は言っていないというふうなんで、そこら辺の違いがあって、そこら辺から黙食というのが学校に広まったのかなというふうに捉えています。ですから、文科省は、うちはずっと一貫して、黙食は言っていないというふうな形で、今回も通知が出たのかなというふうに捉えています。ですから、うちの場合も、そんなに黙食を、絶対しゃべったらあかんとか、そういうことは全く伝えてはおりません。

○議長（荒川泰宏君） 田中議員。

○2番（田中陽介君） あとは現場の先生方にそのあたりをしっかりと伝わるようによろしくお願ひしたいと思います。

3点目、今まで説明を受けたんですけども、逆に現場で今の子どもたちにそういういろんな感染対策を求める中で、例えば大人たちが居酒屋で談笑しながら会食しているというような姿をどのように説明しているのかなというところを、どういうふうに説明されているかは言えますでしょうか。

○議長（荒川泰宏君） 西村教育長。

○教育長（西村 健君） 大人の居酒屋での談笑しながらの会食と子どもたちの給食についてお答えをしたいと思います。

学校で具体的にその差を説明しているかどうかというのは、私は把握していないんですけども、そもそも居酒屋での大人の会食と学校給食は目的が違います。そもそも給食というのは、コロナ禍の前から教育の一環としての食育という、そういう重要な意味がございます。食事のマナーや衛生管理について児童生徒が学ぶ場というふうなことがありますので、そのための指導を担当を中心にやっているということがございます。

また、学校では、食物アレルギーを持った子だとか、例えばちょっと牛乳の飛沫がかかっただけでアレルギー症状が出てくるとか、コロナ感染に不安がある人など、多様な人が一緒に過ごしています。お互いの立場に配慮することやマナーを守って、楽しく給食が食べられるように、児童生徒にはそういう場になれば説明をするということにしております。

以上、お答えといたします。

○議長（荒川泰宏君） 田中議員。

○2番（田中陽介君）　ありがとうございます。

確におっしゃるとおりで、世の中にはいろんなリスクがあって、それに対してしっかり対応していかないといけないよというのも1つの教育かなと思います。

そこで、4点目に行くんですけども、100%の安全を求めていくというのは学校の仕事ではないのかなと私は思っています。その100%というのは、例えば、じゃ、お肉を飲んで喉に詰まらせたらどうしよう。だから、お肉は食べない。そんなことはできないわけで、じゃ、よくかんで食べましょうとか、結局、そういうことじゃないですか。なので、何でこれをするのかとか、何でこうなのかということをしっかり学ぶ、そういったことを科学的にしっかり対応していく必要があると思うんですけども、この対応を含め、一個一個ちゃんと子どもたちに説明ができていくのかなというのを思っていますが、この辺の説明は、科学的な説明されているんでしょうか。

○議長（荒川泰宏君）　西村教育長。

○教育長（西村　健君）　4点目の過剰なリスク管理の認識についてということでお答えをしたいと思います。

コロナ禍も3年目となっている現在では、解明された部分も多く、状況に応じた対応が重要だというふうに認識しています。その意味では、過剰なリスク管理に振り回されることのないように、学校の中心は学習指導と、それから社会性の育成、仲間づくりというんですか、人間関係づくりといいますか、こういうことが一番大事にしていかなければいけないというふうに思っていますので、そういう意味で児童生徒の健全な成長を育むという学校教育の推進こそが大事であるというふうに、子どもたちにも伝えながら、教育を行っているところでございます。

○議長（荒川泰宏君）　田中議員。

○2番（田中陽介君）　ありがとうございます。

そのリスク管理の面から言いますと、今、教育長おっしゃったように、状況がいろいろ変わってきていますよと。文科省とか厚労省も割と言うことが変わってきていますよというのが実態なんですけれども、一方で、この3年間、当初からいろんな対策をやってきて、染みついている習慣みたいなものが、やっぱり皆さんあって、それをアップデートしていく必要があるんですが、文科省が通知を出しましたとかということがホームページとかニュースでちょろっと流れたぐらいでは、なかなかその更新されないままに古いデータで皆さん、あれせな、これせなというのを、地域も、学校も、生徒自身も、親を含めて、多分

やっているのかなと思うので、ある意味、これはもう教育委員会だけの話ではないと思いますけれども、公衆衛生の教育も含めて、アップデートしていくと何をどのようにやっていくかというのが課題かなと思うんですけれども、そういった機会は定期的に先生同士、もしくは親御さんであったりとか、そういうのは取られていけているのでしょうか。

○議長（荒川泰宏君） 西村教育長。

○教育長（西村 健君） 情報のアップデートにつきましては、教職員はいろんな会議等で、こういうふうになりましたとかそういうなんは絶えずやっているんですけども、保護者さんに対しましても、教育委員会からいろんな文書を出しています。例えば、マスクにつきましても、外遊びとか、それから中学校の部活、それから体育の授業、こういうときには外すということを行うたりとか、そういう文書を保護者さん宛てに出したり、その時々はやっているんですけども、今おっしゃったように、社会全体がなかなか動きませんので、例えば朝の登校でもなかなかマスクを外さない。スクールガードさんも結構されていますので、そこら辺が社会全体の啓発が必要ではないかなというふうに捉えています。

以上、お答えいたします。

○議長（荒川泰宏君） 田中議員。

○2番（田中陽介君） ありがとうございます。

そういった認識をされている中でいろいろ対策されているということで、これからもやっていただきたいと思うんですが、5点目、例えば飛沫じゃなくて、空気感染だよとかというふうになっていったら、もはや、つい立てとか、あんまり意味がなくなってきたりだとか、そうやって、でも、やっぱりつい立てがあったり、でも、やっぱり外でみんながマスクしていたりという、これはすごく社会の教育の素材になるんじゃないかと思うんです。何でこんなことになるのか、何で大人たちはそういったことをすぐアップデートできないのか、何で世間体にみんなこだわって、つけてしまうのか等々、すごく学びが多い。これは民主主義にとっても非常に大事なことで、主権者教育であったりとか自らが物を考えることであったりとかめっちゃくちゃ学びの教材になると思うんですね。そういったことをぜひ、特に中学校とか小学校高学年でなれば、やっぱり自分らでそれを問いかけてあげたら、何でやろうと考えることができると思うんです。この中から、あっ、こんな、何か差別したらあかんねんとか、いろんなことが腑に落ちて、自ら学んでいけるのかなと思うので、ぜひこういったことを今回これ、いろんなリスク、大変なことになっていますけれども、それを活かして社会教育につなげていただくようなことも必要かなと。その中で、やっぱ

りいろんなことを学べるのかなと思いますが、そういったことは、学校の中で子どもたち自身が考えたり、議論したりという場はされるのでしょうか。

○議長（荒川泰宏君） 西村教育長。

○教育長（西村 健君） 5点目の時事教育についてお答えをしたいというふうに思います。

議員お話しのとおり、これからの変化の激しい、予測が不可能な社会を生き抜いていくためには、児童生徒が自ら考え、判断して行動することが強く求められています。その意味で、時事問題を学習するということは大きな力になるというふうに考えます。今、お話のように、小学校の高学年とか、あるいは中学校では、保健の時間、それから特別活動の時間などにコロナを題材にして学習をしています。そこでは児童生徒が意見を出し合って、マスクがどうのこうのとか、いろいろな意見を出し合ったり、あるいはその前に根拠となるいろんなデータを調べたりとか、自分の考えをとにかくしっかりと持って、それを深めるような学習、そしてそれを発表するというのか、意見を出し合うというのか、そういうことが今の教育で本当に新しい指導要領にも求められていますので、いい材料かなというふうに考えています。

以上、お答えといたします。

○議長（荒川泰宏君） 暫時休憩いたします。再開を午後2時45分といたします。

（午後2時32分 休憩）

（午後2時45分 再開）

○議長（荒川泰宏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、通告第3号、第15番、岩井智恵子議員。

○15番（岩井智恵子君） 第15番、新誠会、岩井智恵子でございます。

野洲市民病院整備事業について、まずお伺いをいたします。

問1、野洲市民病院整備事業について、市長にお伺いいたします。

基本的なことですが、前回の一般質問で、私は病院事業管理者の職務内容についてお伺いをしました。市長は、「経営管理の全ての最終判断と責任の他、新病院整備に向けた取り組みを開設者である市長執行部とともに担っていただくものである。日々の具体的な職務について一部申し上げると、病院に関わる対外的な申請、通知、進達等（官庁への申請などを取り次ぐこと）の行政的行為の決定、大半の契約行為、財産管理などの経営、院内の重要会議の運営などである。」と答弁されました。

まず、副院長であった前川氏が、9月1日より病院事業管理者として、今までと同様、医師としての立場を堅持しつつ、今後の新病院整備にも関わっていくという重責を了承され、就任されたことについては、ご覚悟があつての決断だと思っております。今後難しい病院経営の手腕を期待するところであります。

しかし、就任をされた9月1日以降から3か月、野洲市のホームページを見る限りでは、重要な部長会議に出席されていません。市長、副市長、教育長が出席されている中、これほどの立場の病院事業管理者の出席枠がないのはいかがなものかと市長にお伺いいたします。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 岩井議員の部長会議への病院事業管理者の出席枠がないのはいかがなものかというご質問に対して、お答え申し上げます。

従前の福山病院長と同様の考え方で、病院事業の責任者、管理者として、病院に常駐いただくことを基本と考えております。部長会議の内容については、事務部長が出席しているので、伝達、報告し、共有いただいております。

以上、お答えといたします。

○議長（荒川泰宏君） 岩井議員。

○15番（岩井智恵子君） ただいまは、管理者として病院長は出席されていなかったとおっしゃいますけれども、管理者というのは初めて任用された部署でありまして、ましてやこの責任の重大性というのか、今度の新病院、こういったものの責任というんですか、それにも参画される、そういう中で、やはり私は部長方の生の声、各課から上がってくる生の声を聞いていただかないと、病院のほうに部長が帰ってきて、部長会議ではこういう内容でしたというのを話され、それを聞いた判断だけでは不足だと思っております。やはり、部長会議というのは、1つの部署だけではない、病院関係だけではないです。いろんなところで、皆、課を背負って出てきておられる部長さん、また建設に至っては、いろいろ建設で不備なことも出てきます。そういうなんを取りまとめて、この病院関係の部長が帰って話されるだけでは心もとない。やはり、初めての任命ですので、こういう機会に今までの例はなかったとしても、それだけ重要視されるのが当然かと思うんですけれども、いかがなものでしょうか、市長。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 現在事務部長も出席しておりますが、事務部長では心もとないと

いうお話でございますが、事務部長がその責務を十分担っていただいているというふうには思っておりますし、部長枠というんですか、どの部長出席さすとか、どの所管をこの部長会議に出席さすというのは、あくまでも市長執行部の中で決めていくわけでございますので、議員の皆さんに、岩井議員にご心配いただかなくても、その辺はきちっとさせていただいておりますということしか申し上げられないんですけど、ちなみに、県内自治体病院では直営されておられる、そして独立行政法人として運営されておられる病院はどけて、直営でされておられる病院がございます。例えば、高島、彦根、近江八幡等々ですけれども、いずれの病院も事業管理者は出席されておられません。同じような形で運営されておられるというふうに聞いております。

以上でございます。

○議長（荒川泰宏君） 岩井議員。

○15番（岩井智恵子君） そのような答えが返ってくると思っておりました。それは現在の市立野洲病院だけの管理ならそれでいいかと思えますよ。でも、今のは本当に問題が山積している。まだ解明もされてない新病院、このプール跡地に病院が建ちますね。そのことも、やはり責任の一端を担う、市長部局として責任を担っていただくと言っておられるじゃないですか。そやのに、周りの市町がこうだからとか、そういう問題ではなくて、やはり初めてのケースですので、そういうところにも加わっていただいて、そしてまた管理者のご意見というの、部長さんたちにも投げかけていただくという、そういう一端のやり取りは、私は大事じゃないかと思って、議員からではございますけれども、ちょっとご提案を申し上げたのみでございます。

次に行きます。

事業管理者の起用は今までになかったこと、その職務は広範囲で重責を伴います。問1で申し上げたように、前回の一般質問で、私の「常勤医師の立場で、他の医師の手前、事業管理者としての職務が遂行できるのか」との質問に対して、市長は「常勤医師を見込んだ上で就任をいただいた」、「十分に病院事務部長をはじめ、補助職員がいる。今まで病院長が一人でこなしてこられた部分もあるので、特に変化や問題はないと思う。」と答弁をされています。先ほど言いました、すごいいろんな重責を言っておられるかと思ったら、これでは特に問題、変化がないと答弁されています。今さらながら、職員の信頼も厚く、この病院長として、市立野洲病院を牽引されている福山病院長の力量に感服をするところでもあります。それを本当にずっとしてこられたわけですからね。

さて、部長会議にも参画されない。また、市長が言われているように、「病院長が一人でこなしてこられた部分もあるので、変わらない。変化や問題はない」のであれば、この答弁から察するに、事業管理者と病院長の職務権限、報酬の差が曖昧で分かりにくいです。説明をお願いいたします。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 病院長と病院事業管理者の職務権限、報酬の差について問いにお答えいたします。

まず、病院事業管理者と病院長の職務権限につきましては、先の8月議会でもお答えしましたとおり、管理者には病院の経営管理に関する業務に加え、新病院整備に関する業務を開設者である市長執行部とともに担っていただいております。病院長には診察に関することや他院との医療連携など、医療の運営に関する業務を担っていただいております。このことについては、本年9月1日付の病院事業管理者の選任に先立って、8月下旬に前川管理者と福山病院長を交えて職務のすみ分けを整理し、双方の理解のもと、協議を終えているところであり、それぞれの職務権限が曖昧になっているということはないものと考えております。

また、給与の差についてもご質問いただいておりますが、特別職である管理者と一般職である病院長の給与の差を比較すること自体、適切なことではないものと考えており、管理者と病院長には、それぞれの職務に応じた給与額を条例や規程の定めに従って、適切に支給しているということでございます。

以上、お答えとします。

○議長（荒川泰宏君） 岩井議員。

○15番（岩井智恵子君） 私は決して報酬の差云々を言っている、それが主な考えではなくて、市長の答弁に矛盾があると感じたからこの話をしたんです。本当に管理者として重責なことを言っておられる傍らで、病院長は病院長の今までどおりの仕事を多分されていると思いますし、職員や皆さんに本当に信頼されているということもあって、特に病院長が仕事が減ったとか、その病院長のことまでどうこう言うつもりはないんですけれども、管理者にいたしましたでも、大変重責なところをもう承知の上で受けられたのですから、私が今さらどう言うこともないんですけれども、初めての起用です。手探りもあろうかと思っておりますけれども、どうぞよろしくお願ひしたいと思っております。

次の質問に行きます。

続いて、前川病院事業管理者にお伺いいたします。

さて、私は、課題が多い新病院整備事業は、補正予算が可決された、これ、可決されたとしても、これからが大変だと考えています。11月14日の市民病院整備評価委員会でも、医師確保について発言されておられますが、医師確保は超難関だと推測されます。昔と違って、背景には医師不足もあり、教授の命令で簡単に動かない、つまり大学から送り込んでもらえない状況下だと聞き及んでおります。医師確保にはどのように取り組んでいられるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（荒川泰宏君） 前川病院事業管理者。

○病院事業管理者（前川 聡君） 岩井議員の問3についてお答えをいたします。

医師確保にどのように取り組んでいるかについてであります。医師確保については、本年9月の病院事業管理者就任以降、いろいろなチャンネルを通して取り組みを進めております。この時期ですが、具体的なことはまだ申し上げられませんが、来年4月には2名の常勤医師を採用する方向で調整しております。また、新病院整備の事業の動向が確実なものになってきましたら、こうした取り組みをさらに加速できるものと考えています。いずれにしましても、病院経営を適切に進めていく上で、医師確保は、岩井議員が言われたように非常に大変な重要な事項でありますので、福山病院長とも力を合わせながら、今後も引き続き取り組みを進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（荒川泰宏君） 岩井議員。

○15番（岩井智恵子君） あと福山病院長も2年だとおっしゃっていたんですけども、そういった中でまた、そして病院がしっかりと見えてこない、看護師さんが辞めていかれたりとか、お医者さんも違うところに行かれたりとかということもこれからあろうかと思っておりますので、その医師確保、また看護師の確保については、懸命にしていきたいとこのように思います。

それでは、次に2番目、野洲市民病院整備基本構想・基本計画についてお伺いします。

問1、病院整備特別委員会での質問とかぶるかもしれませんが、ご了承ください。病院事業管理者にお伺いします。

令和3年度の湖南広域消防局東消防署による救急搬送先の医療機関は、済生会滋賀県病院、滋賀県立総合病院、そして市立野洲病院の順に件数が多く、市立野洲病院は全体の12%を占めているとのこと。頑張っって受け入れに努力をされていることや守山野洲医

師会の連携もあると思います。本当に感謝しているところであります。市立野洲病院は一般急性期とともに急性期後の回復期を中心に担っており、しかも、今、入院患者の数は内科、整形外科共に多くの割合を占め、引き続いて伸ばしていかなければならないのに、計画では急性期病棟を半分の50床に減らし、維持期病棟をその分増やし、想定稼働率を95%と計画されていますが、現状に逆らっていませんか。入院ベッドの回転も収益に大きく影響してまいります。そのあたりをお伺いたします。

○議長（荒川泰宏君） 前川病院事業管理者。

○病院事業管理者（前川 聡君） 岩井議員の質問にお答えいたします。

急性期を減少していくことについてということでもありますけれども、急性期病棟を減らせると考える理由ですが、今、コロナ病床を除くと、平均在院日数ですけれども、約20日となっている一般急性期の病床稼働率を上げれば、少ない病床数でも多くの新来患者を受け入れることが可能になると考えるからです。これには経営的なねらいもありますが、入院中の患者さんに医療を集中的に投入して、入院日数を短縮できれば、患者さんの心身に掛かる負担を軽減することができます。そして、回復期病棟などを経て、最終的には、自宅における元の生活をより早く取り戻していただくことができるものです。

なお、念のために昨年度の駅前Bブロックで検討されていた急性期病床数76を現状並みの21日の平均在院日数で回した場合と今回の計画を比較してみますと、46床で現状のような運営をした場合、1か月で治療できる患者さんの数は、76床割る30日分の21日で108名ですけれども、今回の計画に上げているように、50床を14日の平均在院日数で回すと病床運営をした場合でも、50床割る30日分の14で107名となり、ほぼ同数の患者に効果的な治療を行うことができることがお分かりいただけると思います。

ただ、通告いただいているように、次の質問にも関連しますが、新しい病院では、引き続き整形外科の手術件数を維持しながら、昨年度いなくなった外科の常勤ドクターを確保することで、外科系の患者を増やしていきたいと考えています。この現実を見据えますと、私見を含めて申し上げますが、設計の段階で急性期のベッドをもう少し増やすこともあり得るかと考えています。次以降のご質問の答弁でも、このあたりを関連して申し上げたいと思いますので、ひとまず、以上1問目についての答弁といたします。

訂正です。先ほどのBブロックのところですが、「76床」を現状のような運用した場合ということですので、少し訂正させていただきます。

以上です。

○議長（荒川泰宏君） 岩井議員。

○15番（岩井智恵子君） ありがとうございます。

先日、守山野洲医師会の先生方とお会いしまして、ちょっと話を聞きました。市立野洲病院では整形外科が月30例以上の手術を行っており、術前術後の治療は急性期病棟で行うため、整形外科だけでも50床は少なく、整形外科の手術件数を制限せざるを得ない状況になる。また、一般の急性期患者を受け入れられなくなり、外来診療にも支障を来すことです。前川病院事業管理者は、専門家としてそのことを踏まえ、急性期病棟をあえて半分の50床にする意味合いはあるのか。今お答えいただいたわけですが、やはり今現状ではなくて、これからの新しい病院に託すことからすると、そして今はもう前、院長にも聞いたんですけれども、雨漏りとか病院の手術室が狭いとかで受け入れるにも受け入れられないと。でも、今度新しい病院とすると、3つの手術室も確保され、やはりもっと回転の利く、急性期の患者さんを多く受け入れるためには50床に減らすということは、大変大きな弊害があるのではないかと思います、あえてもう一度そのあたりをお願いします。

○議長（荒川泰宏君） 前川病院事業管理者。

○病院事業管理者（前川 聡君） 今、岩井議員が質問というか、お話しされたように、現時点で50床の急性期病棟ですけれども、後でも少しお話をします維持期病棟を障害者病床等に、障害者病床は一般病棟ですので、そのうちの3割は一般の患者さんが入るということで、その分の数を入れると50の15床、65床ぐらいに動くこともあります。また現在、これは今の構想のところを出したもので、今後の検討で、今言われたような、先ほど私がお答えしたように外科系の医師の確保で外科系の患者さんが増えることもあります。そのことについて、当然一般病棟を増やすことができますが、もう一つは、現状では平均在院日数が20日前後で動いているんですけれども、一般の急性期病院では14日というのが国としてもそういう形の誘導があります。その辺につなげていくと。そして、その14日で終わらない部分は慢性期の回復リハビリ病棟等で転棟してやるというような格好で運用すれば、患者さんの在院日数も短くなることも含めて、運用できるんじゃないかというふうに考えております。

○議長（荒川泰宏君） 岩井議員。

○15番（岩井智恵子君） 問2も一緒にちょっと先ほど質問に入ってしまったんですけれども、脳神経外科は最新のMRIを駆使して、県下でも最も的確な診療が受けられる診

療科の1つです。また、整形外科では、股関節や膝関節の専門チームを結成し、治療するという構想があること、野洲にいながら、一流の治療が受けられる、これは大変うれしく、自慢でもあります。まさに特化した病院の位置づけだと思いますが、そういった点の磨き方というのか、アピールの仕方、そこらはどのようにお考えでしょうか。

○議長（荒川泰宏君） 前川病院事業管理者。

○病院事業管理者（前川 聡君） 今のご質問についてお答えいたします。

私の考えでは、全市民のニーズに適切にマッチした病院運営を持続的に維持していきたいということです。議員がおっしゃる若者に受ける、あるいは特化した病院の工夫については、診療科で考えますと、産科や小児科の充実が想定されると思うわけですが、産科及び小児科については、医師の確保は大変厳しい中、滋賀県では県内を4つのブロックに分けて、ブロックごとに中核的医療施設を指定し、医師を集中させることで勤務の軽減を図りつつ、重症例などに適切に対応できる体制の構築が進められています。現在、当院には産科医も、小児科医も常勤医師がいない状況であり、ただいま申し上げた方向性の中、新たに医師を確保することは極めて困難であると考えています。

なお、小児科については、外来診療において非常勤の医師を引き続き確保して対応していきたいと考えています。

また、現状、外来受診患者の約85%が65歳以上の高齢者であります。一般的に、罹患率も65歳を境に急に上昇するものでありますし、何より本市の高齢化率は、平成2年は10.5%であったものが、今年12月1日現在では26.8%となっているのが現状です。そういったことから、全市民のニーズに適切にマッチした病院運営を持続的に維持していきたいと考えています。

以上です。

○議長（荒川泰宏君） 岩井議員。

○15番（岩井智恵子君） 分かりました。

次、問3に行きます。

厚生労働省では、維持期病棟の報酬を下げ、徐々に自宅療養にかじを切っていくとのこと、そんな方向性を感じ取りながら、くどいようですが、急性期病棟を半減し、維持期病棟を増やすのは、経営を鑑み、再度、一からもう一度調整をしっかりと考えていただくという気はおありでしょうか。今も考えるとおっしゃっているのも、ちょっと維持期病棟のほうに。まあ分かりますよ。高齢者も増えるんだから、そういう病棟も大事ですけども、

やはり向こうのほうに行くと、余計収支計算が私は合わないと思っているので、そこらをしっかりと収益が上がることも1つの運営ですので、そのところはいかがでしょうか。

○議長（荒川泰宏君） 前川病院事業管理者。

○病院事業管理者（前川 聡君） 維持期病棟を増やすことについてということで、岩井議員のご質問にお答えしたいと思います。

まず、確かに国の方針では維持期、いわゆる慢性期について、入院から在宅へシフトするよう診療報酬等で方向づけられています。ただし、計画書の中にも記していますように、野洲市ではまだ20年以上先まで今より高齢化が進み、高齢者の実数も増える、さらに独居や高齢者の高齢化が進むわけであります。もちろん、地域の先生方や当院も、そして訪問介護、看護の事務所も努力され、在宅訪問の体制強化に取り組んでおり、これも国の施策によるところですが、そのための人材確保がなかなか進まないのが実態です。

そこで、市民病院として、地域の慢性期患者のニーズに応えるために、今回、維持期の医療に取り組む計画としたということです。また、この計画書の中で申し上げているとおり、維持期を医療療養病床にするか、まだ決定していません。もう一つの選択肢として、先ほどお話ししましたが、加齢に伴っての神経系の難病による障害者認定の患者を受け入れる、障害者病床とすることも考えています。市民や地域の医療ニーズが持続的に見込めること、あるいは職員の合意形成が前提になりますが、この病棟を行うとした場合、維持期ですが、病床としては急性期の区分になりますので、このうち3割、15床を1間目でご質問いただいた、一般急性期の病床として、臨機に活用することも可能となるものです。近々、院内で障害者病床を試行的に設置して、検証を行う予定となっていますので、方向を定め次第、市民、議員の皆様にお知らせしたいと考えています。

2問目の質問のところの野洲市における高齢化率のところを私が間違えておりまして、12月1日現在で26.68%、私は「26.8%」と言いましたが、「6」が抜けておりましたので、訂正させていただきます。

以上です。

○議長（荒川泰宏君） 岩井議員。

○15番（岩井智恵子君） 維持期病棟というのは、私はあまり聞いたことが、なじんでいない言葉なんですけれども、この周りの市町ではどのような機関か病院が取り扱うのか、病床を持っておられるのか、お願いします。

○議長（荒川泰宏君） 前川病院事業管理者。

○病院事業管理者（前川 聡君） 維持期病棟というのは、長くいるという意味で、今回新しく使った言葉ですけれども、一般的な、例えば慢性の療養型病床というのが、これは近いところでは守山市民病院であったり、そういうところであります。障害者病床というのは多分あんまり聞かれたことがないと思いますけれども、重度な障がいの方であれば、びわこ学園というのはご存じだと思いますが、そういう病院が当たります。市立野洲病院が目指しているところは、それよりは少し軽症な患者さんを対象とした障害者病床を考えておりまして、それに関しては、県内では琵琶湖大橋病院、それから神崎中央病院等で行っておりますが、その障害者病床の原疾患割合も、それぞれの病院によって違います。現在、市立野洲病院では滋賀医大にあります県の難病センターとのタイアップをして、神経難病の患者さんの受入れをできる体制ができないかということ連携しながら進めていきたいと考えております。よろしいでしょうか。そういう現状です。

○議長（荒川泰宏君） 岩井議員。

○15番（岩井智恵子君） ありがとうございます。

（「議長、守山市民病院という発言がありましたが、どこにあるのですか」の声あり）

○議長（荒川泰宏君） 暫時休憩します。

（午後3時17分 休憩）

（午後3時17分 再開）

○議長（荒川泰宏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

前川病院事業管理者。

○病院事業管理者（前川 聡君） 先ほど私の発言で少し間違いがありました。済生会守山市民病院ですかね。訂正させていただきます。

（「それでよろしい」の声あり）

○議長（荒川泰宏君） 岩井議員。

○15番（岩井智恵子君） 今は丁寧な説明をいただいたわけですがけれども、何分今も言いましたように、ちょっとなじめないのと身体障がい者の方で軽いめの方を、そういうのは、やはり満床になるほどの見込みをつけておられるわけですね。急性期を50もこちらに回しているというのか、50床を減らしてこちらに回すわけですから、それなりの収益も伴わないと、私は収益ばかり言って、本当に怒られるかもしれないですけれども、厚生労働省は維持期病棟をなくし、それから、先ほども言いましたように、在宅へ移行させ

る思惑がある中、既に維持期病棟、一般または医療療養ですね、急性期病棟、一般では1日1床当たりの診療報酬の差額は1万6,000円、地域包括ケア病棟、回復期リハビリテーションとでも1万5,000円の差があり、稼働率を考えると、急性期病床を維持期病棟に変更することで月額1,710万の収入減となると、はじいておられます。維持期病棟をなくする方向性が示される中で、今後の維持期病棟増は病院経営の足かせになるかは考えておりますが、そのあたりのお考えをお伺いします。

○議長（荒川泰宏君） 前川病院事業管理者。

○病院事業管理者（前川 聡君） 経営的なお話をいたしますと、慢性療養運動病棟では大体、今、2万円前後ということで、確かに岩井議員が言われたように、一般の急性期病棟が4万円近いことでいうと、当然、マイナスになるわけですがけれども、経営的にいうと、投与する人的パワーを考えてすると、急性期は当然それだけの人的なパワー、医師であったり看護師であったりを投入するわけですから、そういう意味では、そのバランスで考えて経営を考えることになると思います。先ほどお話ししました維持期病棟に関しては一般病棟で、入院期間の制限がないわけですがけれども、大体その1日の単価というのが4万円近いということで、一般病棟と変わらないようなコストが取れるということで、経営的にもそちらの、後々のマーケティングでそれほどの患者さんが集められるのかということも含めて、今、それを検討しているところというのが現状であります。

以上であります。

○議長（荒川泰宏君） 岩井議員。

○15番（岩井智恵子君） 決して、この前もおっしゃったように、これは決定事項ではないということはおっしゃっておられるので、私もここで一言言わせていただこう、数字的には合ってなかったかもしれませんがけれども、議員として、一言言って、本当にしまったということのないように、また看護師とか医師の人数は減らせるわけですね、その維持病棟を増やすと、そこを言っておられるんですか、収支的にも。

○議長（荒川泰宏君） 前川病院事業管理者。

○病院事業管理者（前川 聡君） 先ほどの岩井議員のご質問にもありましたけれども、医師確保であったり、看護師の確保が非常に厳しい状況であるというときに、どうしても医師や看護師が集められない場合には、少ないマンパワーで維持できる病棟であるということで、当然、医師や看護師が集められれば、当然、より上位の機能を持つ病棟にしたいというふうには考えております。

○議長（荒川泰宏君） 岩井議員。

○15番（岩井智恵子君） ということは、誘導的というのか、そのときの情勢を見て鑑みるという意味ですね。分かりました。

問4になりますが、先日の説明会でも、高齢化医療に伴う対策として、自宅に医師や看護師の派遣が必須となりますが、守山野洲医師会の関係をスムーズにしておかないと、うまく事が運ばないのではないかとと思いますが、先ほどからも出ておりますけれども、守山野洲医師会との関係、これをスムーズにしていきたいと私も思っております。お互い意見は違っても、野洲をよくしたいというのは、もうその頂点は一緒なんですから、そのあたりをどのようにして対応されようとしておられるのか、お願いします。

○議長（荒川泰宏君） 布施健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（布施篤志君） 岩井議員のご質問について、私のほうからお答えをさせていただきます。

4問目のご質問でございます。

まず、在宅医療についてでございますけれども、当院におきましても、在宅療養支援病院として、当院をかかりつけとされております在宅の患者さんに訪問診療を行っておるところでございます。また、地域の診療所の先生方も訪問診療を自らの患者さんに行っておられるというような構造でございます。議員がおっしゃる地域の診療所との連携につきましては、診療所の患者さんで急変した場合の入院の受け入れ、または診療所の時間外における外来、入院患者の受け入れ、また診療所ではできない検査などの受け入れなど、いろいろあるわけでございますけれども、個別の市内の診療所の先生方とは、現在も円滑に医療連携ができています状況でございます。この状況につきましては、新病院におきましても、継続していかなくてはならないというふうに考えておりますし、そのようにできるものはあるというふうに、間違いのないものであるというふうに考えております。

そして、お伺いいただいております守山野洲医師会さんとの関係のことでございますけれども、基本計画が成立したことを受けまして、現在この内容を説明させていただく機会には、医師会様のほうに調整をお願いしておるところでございます。我々といたしましては、市の正式な計画として真摯にご説明をさせていただき、ご理解を得ていきたいという考えに変わりはありませんので、引き続きスムーズにいくように努力してまいりたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 岩井議員。

○15番（岩井智恵子君） 今、スムーズにということをおっしゃっていただきましたけれども、ちょっと現地で聞いておきますと、なかなかスムーズじゃないという内容をお聞きしました。それで、何もかもこれが成立したから言うていこうじゃなくて、本当に小さなことから、医師会とは話を詰めていかないと、こちらではこう決まりましたからこのようにという頭ごなしなことであつたりという話になると、そして秘密裏に何とか公にしないで、もう自分たちだけで話し合うとか、そういうことをされると、なかなか医師会も、だったらもうその話に乗っていこうということのきっかけもつかめないと思いますので、私は、ちょっとそこらは軽率過ぎるんじゃないかと。もっともっと歩み寄りが大事だと思いますし、今も申し上げましたように、結果を持っていくのではなくて、それまでにいろいろ守山野洲医師会の先生方の話も聞いて、そしていいとこ取りをしながら、自分たちの話も持っていく。これが筋じゃないかと思うんですよ。できたら、できたら言うてたら、ほんまにそんなんも、ずっとレールのようになってしまったのでは話がもうないし、やっぱり守山野洲医師会の力も大きいですから、上に病院の話が上がっていったときに、果たして厚労省などでも医師会が反対しているのかと、ここらも大きなポイント、これは本当に真剣な話です。そういうことにもなるかと思えます。なかなか崩せないほど、本当に医師会のほうもこの間もチラシも出しておられますけれども、確かなものを持っておられますので、それは市長だけではなくて、執行部の皆さんもそのところは真摯に受け止めて、歩み寄っていく、説明をきちっと丁寧にしていくというのが私は大事じゃないかなと思うんですが、そのあたりはどうでしょうか。

○議長（荒川泰宏君） 布施健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（布施篤志君） 少し経過だけご説明をさせていただきたいんですけども、まず5月18日以降、特別委員会以降ですけれども、6月9日におきまして、守山野洲医師会さんの理事会のほうにご出席をさせていただきました。この際には……。

○15番（岩井智恵子君） 18日以降の5月9日。

○健康福祉部政策監（布施篤志君） ごめんなさい。6月9日でございます。6月9日の理事役員会にご出席をさせていただきまして、市長、副市長、そして私、担当次長、課長とともにご説明をさせていただいたところでございます。この際にもいろいろなご意見、ご批判のご意見もございましたが、最終的には、今後速やかに基本計画の成案化をさせていただいた後に、医師会に対して論拠づけした計画をご説明させていただくというような

ことをもちまして、ご説明をさせていただいたところでございます。

今回、基本計画が成案化になりましたので、そのことをもって、きちっと事務方といたしましても、ご説明に上がりたいということを今申し上げているところでございます。その日程を調整いただいているところでございますので、細部につきましては、省略をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（荒川泰宏君） 岩井議員。

○15番（岩井智恵子君） なかなか厳しいものもあろうかと思っておりますけれども、先ほど言いましたように、目的は1つですので、市民のためにどうあるのが一番いいのかというのが最終的なところだと思いますので、歩み寄り等をよろしく願いいたします。

そして、市長にちょっと一言言いたいんですが、ある方にも言われたんですけども、市長は多くの席、市民の説明会でも何でもそのときに、おおむね野洲医師会は賛成、理解を得ているとか、おっしゃいますけど、決してそうではありません。それとか、おおむねと言われる。じゃ、守山じゃなくて、野洲医師会はほとんど賛成しているかのような一般市民さんもそのように取りますし、私も7か所説明された中で、6か所へ行きましたけれども、既にたくさんの大勢の市民が賛成してくれているような言い方をよくされますけど、それはそうじゃないので、しっかりとそこらは事実を持って、ご挨拶のときには言っただきたいと最初をお願いしておきます。

以上で終わります。

○議長（荒川泰宏君） 次に、通告第4号、第12番、奥山文市郎議員。

○12番（奥山文市郎君） 第12番、創政会、奥山文市郎でございます。

昨晚というか、深夜、ワールドカップサッカーで、睡眠不足な方がいらっしゃるかと思っておりますけれども、しばらくご辛抱していただきたいと思います。そして、そのサッカーにつきましても、国民に夢と希望と感動を与えてくださいましたが、翻って、野洲市政におきましても、市民に夢と希望を与えるため、執行部の皆様方と私たち議会人が切磋琢磨しながら、市政発展に邁進したいと思っておりますので、どうかよろしく願い申し上げます。

それでは、最初の質問に移らせていただきます。

去る11月4日に、当創政会会派議員は駅前開発整備等の先進地事例を視察するため、枚方市や西宮市などを訪問いたしました。枚方市では荒川議長の知人でもある伏見市長にも直接お出合いすることもでき、京阪の枚方市駅周辺整備についての具体的な取り組みを

お聞かせいただきました。また、西宮北口や大阪駅前のうめきた地区にも足を延ばし、関西有数の都市整備を実際に目で見て、本市とはスケールは違いますが、参考となるところは多くあると感じました。

さて、先月の都市基盤整備特別委員会でも議論されたところではありますが、本市の野洲駅南口につきましては、本年8月の臨時会におきまして、病院設置条例の一部が改正され、病院建設予定地が当該地区から外されたところでもあります。このことによりまして、昨年度に実施予定であった駅前整備予算が、病院整備動向が未定であったことから不執行となりましたが、このたび、晴れて野洲市駅南口周辺整備事業がリスタートされることは大いに歓迎すべきものであります。加えて、事業区域につきましても、病院予定地であったB地区を編入して拡大することは大きなスケールメリットがあり、駅前渋滞要因にも想定されていた病院整備がなくなったことは、企業進出をより促進させるものでもあります。さらには、駅北側の市三宅地先における県立高専設置の追い風も重なり、今後は京阪神などからの多くの学生の通学が見込まれる場所ともなります。この駅前のにぎわいづくりと高専と連携する企業や市民が交流していく場としての空間づくりは、誘致した本市に求められる責務ではないかと考えております。

今まで紆余曲折はありましたが、駅前で10年以上も温めてきたこの一等地を商業集積をはじめとした県内有数の未来志向の開発を、市民の声を取り入れ、民間企業とのコラボレーションで成し遂げようじゃありませんか。今までのピンチをチャンスと捉え、市の顔となるべきシンボリックな活性化ゾーンを駅前に構築することは、本市の将来発展を見据えると非常に重要であると考えます。

そこで、先の議案質疑と重複する部分があるかと思えますけれども、次の質問をさせていただきます。

まず1点目ですが、今回の野洲駅南口周辺整備に対する市長の思いや意気込みについてお聞かせいただきたいと思えます。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 奥山議員の野洲駅南口周辺整備に対する市長の思いについてのご質問にお答えいたします。

私がかねてより、野洲駅南口周辺整備事業の見直しによるにぎわいの創出と税収増を訴えてまいりました。そして、それを叶えるためには民間の知恵と力を活かした官民連携だと強調してきました。まさに奥山議員のおっしゃる民間企業とのコラボレーションです。

野洲駅南口周辺整備については、奥山議員のご指摘のとおり、紆余曲折がありましたが、ようやく私の思いが実現する準備が整ったことに対してうれしく思うとともに、その整備内容が重要であることから、これからが正念場だと捉えております。そんな中、関西の先進事例を貴会派が率先して視察されたと伺い、大変心強く感じております。今後、市の顔となる駅前にふさわしい、若者から高齢者、誰もが憩い、楽しめるようなエリアとなるような官民連携で事業を進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（荒川泰宏君） 奥山議員。

○12番（奥山文市郎君） 市長、ありがとうございます。力強く思いを語っていただきまして、それよりも、昨日のサッカーじゃないんですけども、日本代表の監督のように、チームプレーに徹して、職員の皆様の手で夢を成し遂げていただきたいと思っております。

次に、2点目に参ります。

今、市長がおっしゃいました官民連携のもとで開発整備を進めていこうと考えられておられますが、行政が想定している公共インフラ整備などの行政支援対策についてお聞かせください。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 2点目の公共インフラ整備などの行政支援対策についてお答え申し上げます。

公共インフラと申しますと、上下水道整備の他、周辺を含めた道路改良などが想定され、それらを事業者から提案された場合には、市としてその内容を踏まえた検討を進める必要があると考えております。また、駅前という立地上、車やバス、そして自転車や歩行者が行き交う場所となることから、交通安全対策として駅とA、B、Cブロックを結ぶ高架歩道、いわゆるペDESTリアンデッキが想定されます。具体的な行政支援については、サウンディングを進める中で民間側からの提案を踏まえ、検討したいと考えております。

以上でございます。

○議長（荒川泰宏君） 奥山議員。

○12番（奥山文市郎君） ありがとうございます。

官民連携でありますから、積極的な公共投資を行っていただきまして、この事業用地に付加価値を高めていただきまして、よりグレードの高い企業進出と開発をお願いしたいところであります。

それでは、3点目の質問に参ります。

今回、当該地区に対しまして、民間企業から複合商業集積の提案を求めていく中で、住居系も入ることも想定しているのか、お尋ねいたします。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 3点目の住居系も入ることも想定しているのかのご質問にお答えいたします。

過去の一般質問でも何度かお答えしておりますが、住居系をあえて除外することは考えておりません。ただし、マンションだけの提案ではなく、地域のにぎわい創出につながるような民間のノウハウを活用した魅力あふれる提案をいただき、官民連携で進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（荒川泰宏君） 奥山議員。

○12番（奥山文市郎君） ありがとうございます。

それでは、この項目、4点目でございますけれども、本市の決して潤沢ではない財政事情、いわゆる県下でも最低レベルの財政調整基金残高とあるんですけれども、この事情を考えますと、企業進出に対しましては、用地の一括売却が基本というか、ベターであると考えておりますが、その方向性についてお尋ねいたします。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 4点目の用地の一括売却が基本と考えるが、その方向性はという問いについてのお答えを申し上げます。

先日開催いただいた都市基盤整備特別委員会で所管部長よりお答えいたしました。駅前用地に係る事業債の償還は一般会計から賄うことが可能であり、一括売却以外に借地の選択肢も想定しております。よって、事業者からの提案を公募する時点では制限をかけず、自由で柔軟な発想により、魅力的な提案をいただきたいと考えております。事業者からの提案内容と条件を十分に見極め、より市にとって有益な提案を選定したいと考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（荒川泰宏君） 奥山議員。

○12番（奥山文市郎君） それでは、1点だけ再質問をさせていただきます。

より間口の広い提案を求めるということについては、理解いたします。また、先の市民

病院基本構想並びに先の議員の質問では、病院事業用地の起債11億円余りにつきましては、令和5年度に一旦は病院事業会計で償還し、その補てんを、先ほど聞いておりますと、一般会計から13億余りを補てんというか、繰り出しするということ聞いております。これも先ほどの質問の中にあつたんですけれども、財政調整基金が今年度末で13億余りということになると思うんですけれども、この中期財政計画では安定保有規模が20億円とあるんですけれども、これを大きく下回ることになります。それで、また大きく心配もしておりますけれども、今後、病院、防災ステーション、そしてこの当該市である駅南の開発等々で多くの財政需要が想定される中で、また今言いましたけれども、駅南での公共投資、ペDESTリアンデッキ等の事業費、そういうことの捻出も含めまして、安定的な資金確保は必要であると考えます。

そこで、5万人市民が維持できるような市の財政状況の将来見通しを踏まえて、一括売却での売却資金の確保について、再度お尋ねしたいと思います。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 奥山議員にご心配いただいているとおり、財政状況を考えますと、売却もありなんですけれども、だから売却のみの提案ということは間口を広げることがまず第一だというふうに考えておりますし、財政状況を見ましても、何とかやりくりしていけるという判断の中で売却も視野に入れて、借地の選択肢もあるということで、提案を受けたいというふうに考えております。売却だけにすると、どうしても事業者も限定されてくるようなこともありますので、広く提案していただけるような間口を広げるということを、やはり考えていきたいと思っておりますので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（荒川泰宏君） 奥山議員。

○12番（奥山文市郎君） ありがとうございます。

今後も議会としては、駅南開発の推移を見守っていきたいと思います。そして、今回の提案で、企業と市がウィン・ウィンの関係を目指し、そして市民にも喜んでもらえるような三方よしの駅前整備を大いに期待するところであります。

それじゃ、次の第2問目の質問に参ります。

それでは、2番目の質問である空き家対策の積極的な推進についてに移らせていただきます。

現在、少子高齢社会の急速な進行や人口減少に伴いまして、地域においては空き家が

徐々に増加していき、様々な課題が生じてきています。誰も住んでおられない空き家が集落内に存在することで、樹木や草の管理などの環境保全面、また防犯対策上の問題が発生し、さらには家屋が老朽化してくると倒壊の危険性も増してくることもなります。こうしたことで、地域活動においても空き家が増加してくると、現在コロナ禍でコミュニティが停滞している中で、それに拍車をかける一因ともなります。また、現在空き家とはなっていませんが、高齢者の独居世帯の数も年々増加してきており、将来の空き家予備軍的な家庭も散見され、地域にとっても非常に憂慮している状況であります。

ちなみに、私が住んでいる篠原学区の調査では1,049軒の世帯のうち空き家状態となっているのが49軒、また75歳以上の一人住まいの世帯が66軒あり、合わせますと学区内の1割近くがこの危惧すべき状況下にあります。地元自治会でも、この空き家対策は個人の財産に係る所有権や所属権などの私権に関与していかねばならず、地元だけで解決していくのは非常に難しい面があり、とても困惑しております。それで、どうしても行政の手を借りないと思うようには課題解決が進まないのが現状であります。

そこで、空き家対策について、次のとおり質問させていただきます。

まず1点目ですが、本市の空き家対策解決に向けた考え方についてお聞かせください。

○議長（荒川泰宏君） 三上都市建設部長。

○都市建設部長（三上忠宏君） 奥山議員の空き家対策の積極的な推進についての1点目のご質問にお答えをいたします。

本市では、平成30年3月に野洲市空家等対策計画を策定しておりまして、野洲市の空き家等の現状を踏まえ、市の空き家等の対策を効果的かつ効率的に推進するために、基本方針を定め、取り組みを進めているところでございます。

この基本方針の1点目は、空き家は管理できていない問題のある空き家とそれ以外の問題のない空き家に分かれていますが、所有者は、問題のある空き家の管理が徐々に難しくなるケースがあり、後に特定空家にならないように、所有者等の意向を確認しながら管理指導を行う等、予防策に取り組むこととしているところでございます。

2点目は、特定空家に対しまして、適切な対応を進めてまいります。本市は、適切な管理が行われていない、結果といたしまして安全性の低下や公衆衛生の悪化等が生じている、あるいは生じるおそれがある問題のある空き家について、所有者等を特定し、共に問題の解決に向けて取り組んでおります。また、生活環境に悪影響を及ぼしていると判断される特定空家につきまして、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく措置を進めてまい

ります。

なお、過去に市内で5件存在しておりました特定空家につきましては、自主解体や市による代執行によりまして、全て改善がなされ、現時点では特定空家に該当する空き家はございません。

以上、お答えといたします。

○議長（荒川泰宏君） 奥山議員。

○12番（奥山文市郎君） ありがとうございます。

それでは、2点目の質問に参ります。

今、部長のほうから市の考え方をお聞かせいただきましたが、この空き家対策に係る具体的な市の支援策や取り組みについて、お尋ねしたいと思います。

○議長（荒川泰宏君） 三上都市建設部長。

○都市建設部長（三上忠宏君） それでは、2点目のご質問にお答えをいたします。

議員がご指摘のとおり、全国的に空き家が増加している現状で空き家対策に係る具体的な支援対策につきましては、市街化調整区域において、都市計画法の関係法令を遵守しながら、その解釈に基づく範囲内におきまして、平成31年3月に野洲市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例の一部改正を行っておりまして、同年4月からは、都市計画の線引き以前から建築のために造成された土地や、建築確認申請が下りて10年以上住宅が存在しているか、もしくは存在していた土地について、住宅を必要とする人であれば、誰もが自己用住宅を建築することができ、土地活用が図れるように対応しているところでございます。

なお、昨年度の実績では、この条例の適用を受けまして建築された28件のうち、この改正内容に該当する件数は16件でございまして、年々増加しているところでございます。

また、老朽化により屋根や外壁が腐朽や破損している危険空家に対する支援につきましては、令和2年度に新設いたしました野洲市空家解体促進事業補助金により解体費用を補助し、市民の安全、安心の確保、住環境の改善及び良好な景観の促進を図っているものでございまして、令和2年度に2件、令和3年度に1件の実績がございます。

以上、お答えといたします。

○議長（荒川泰宏君） 奥山議員。

○12番（奥山文市郎君） ありがとうございます。再質問をさせていただきます。

今お答えいただきました空家解体促進事業補助金につきましてはですが、この制度の実施

主体は、家屋の所有者以外も可能かどうか、また解体以外の樹木等の保全管理とか一部除去、一部解体等の費用も対象になるのか、お尋ねいたします。

○議長（荒川泰宏君） 三上都市建設部長。

○都市建設部長（三上忠宏君） それでは、再度のご質問にお答えをいたします。

まず、実施主体であります所有者以外の対象ということでございますけれども、補助金交付要綱で定めておりますのは、所有者、もしくはその所有者の相続人、所有者の方がお亡くなりになっておられますケースもございますので、その相続人ということで定めさせていただいておりますので、要綱上はそれ以外の申請者、実施主体というのは想定はしていないということになります。

それから、もう一点が一部除去ですとか樹木等というふうなことでございますけれども、補助金制度の主たる目的が危険な空き家の完全な解体除去ということでございますので、空き家の解体除去を必ずしていただくということが原則になってまいります。ですので、おっしゃっていただきましたように、一部であったり、あるいは樹木等の除去というのみでは補助金の対象にならないというものでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（荒川泰宏君） 奥山議員。

○12番（奥山文市郎君） ありがとうございます。

今言いましたこの補助金につきましては、所有者並びに相続人、そして目的も全部解体であるということですが、やはり今困っているのは、そういった所有者とか相続人がもうおられないという方で、地元等の方がいろんな伝手を頼りながら、保全管理とか一部の解体もしているわけですが、できましたら、今後柔軟な考え方で、そういった事業主体とか事業メニューの中にもそういったことも拡大していくようなご検討をまたよろしくお願いいたします。

じゃ、次の3項目めの質問に参ります。

空き家対策の解決策として、空き家バンクを活用している自治体が県内にも多数あるとお聞きしておりますけれども、本市においての活用についてのお考えをお聞かせください。

○議長（荒川泰宏君） 三上都市建設部長。

○都市建設部長（三上忠宏君） それでは、3点目のご質問にお答えをいたします。

空き家バンクにつきましては、湖南地域では、民間の不動産業者等によります企業活動が健全に、また比較的活発に行われておりますことから、これまで民間の企業活動に委ね

てまいりましたが、現在は県内でも多くの自治体が空き家バンクに取り組まれているというふうな状況でございます。

本市におきましても、所有者等に対しまして、当該空き家を今後どのようにしていくのか、意向調査を行う場合がございますので、その結果を踏まえて、市が関与をしていくべきかの判断を行います。主には市が関与しない手法、所有者自らが売却されるなど、市場での流通や活用につながるよう、所有者等に働きかけることとしているところでございます。

しかしながら、これまでの市の関与は空き家の危険を排除することを主に取り組んでまいりましたが、今後は空き家の活用という観点も必要であると考えておりますことから、現在、本市におきましても、市内の空き家の流通促進を行うことにより、防犯、防災の取り組みを含めた地域の空き家対策を進めるとともに、地域の活性化を図ることを目的に、野洲市空き家バンクの設置に向けて検討を進めているところでございます。

なお、空き家バンクの体制の構築につきましては、宅建業者などの団体ですとかまちづくり団体等の連携が必要となる場合もございますことから、設置後の利用状況、主には空き家の登録状況ということになるかと思っておりますが、そうしたことや既に取り組まれている他団体の連携事例などを鑑みながら検討を進めてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（荒川泰宏君） 奥山議員。

○12番（奥山文市郎君） ありがとうございます。

この空き家バンクにつきましても、今後、積極的なご検討をお願いしたいと思います。こうした空き家バンクを使うことによりまして、民間との業者とのマッチング制度を利用することによりまして、地域が本当に困っている課題解決、そして野洲市が抱えております人口減少につきましても、歯止めをかけることにもつながりますので、官民連携でより一層のご努力をお願いしたいと思います。

それでは、3番目、最後の質問に移りたいと思います。

それでは、最後の質問ですが、県道48号線（近江八幡守山線）の道路整備についてお尋ねいたします。

県道48号線（近江八幡守山線）のうち、比留田地区から小南地区にかけて道路幅が非常に狭く、自動車がすれ違ふことが容易ではなく、また自転車、バイク、歩行者などの通行にはとても危険な道路環境下にあります。さらには、小南地先の農地周辺の道路両端の

アスファルトが部分崩壊している箇所もあり、自動車や自転車などがすれ違う場合には気をつけないと道路法面に突っ込んだり、道路下の水路や田んぼに落ちることさえ起こりかねない状況になっております。

こうしたことから、この道路におきましては、毎年、数件の交通事故が実際に発生しております。その多くは自動車同士の対面時であります。また、農繁期ともなると農耕車両の通行も多くなり、一昨年にはコンバインの横転事故も発生し、運転者があわや下敷きとなりそうな重大事故も起こりました。これは社会通念上、県道と呼ぶにふさわしい一般的な安全通行が可能な道路幅員があれば、全て回避できたものと考えられるものであります。

加えまして、令和6年に完成が予定されています大津湖南幹線の終点が比留田であり、その先線の整備が予定されていない現状では、当該県道が県道2号線への迂回路となる可能性もあり、今以上の交通量が増えることも想定されます。そうなれば、より一層の道路改修や安全対策を講じなくてはならない必然性も出てくるのではないのでしょうか。

そこで、次の点につきまして、お尋ねさせていただきます。

まず1番目です。当該県道の抜本的な道路拡幅などの改修計画はないか、お尋ねします。
○議長（荒川泰宏君） 三上都市建設部長。

○都市建設部長（三上忠宏君） 奥山議員の県道48号（近江八幡守山線）の道路整備についての1点目のご質問にお答えをいたします。

当該道路につきましては、議員ご指摘のとおり、道路幅員が狭く、自動車のすれ違いや二輪車、歩行者の方が通行される際には注意しながら通行いただいていると認識しているところでございます。現在、県が事業を進めております大津湖南幹線が県道野洲中主線まで供用されますと、周辺の交通状況も変わり、当該道路につきましても、より一層注視していかなければならないと考えているところでございます。

ご質問をいただいております抜本的な道路拡幅計画の有無につきまして、道路管理者でございませ滋賀県に確認をいたしましたところ、現時点では計画は立てていないとの回答を得ております。

以上、お答えといたします。

○議長（荒川泰宏君） 奥山議員。

○12番（奥山文市郎君） ありがとうございます。

残念ながら、現時点では計画がないということでありませけれども、今、抜本的な道路改修の計画がないということですが、私が住んでおります小南地先におきましては、道路

法面境界にある用水路を埋め立て、安全通行できるような歩道幅員を確保することができないか、このスライドのような形で施工していただいている部分もあるので、その拡大、拡張をできないか、お聞かせください。

○議長（荒川泰宏君） 三上都市建設部長。

○都市建設部長（三上忠宏君） では、2点目のご質問にお答えいたします。

大津湖南幹線の供用後には、当該道路につきましても、先ほど申し上げましたように、交通量が増えることが予想されますので、交通量の抑制が必要と考えておりますが、併せまして、自動車が安全にすれ違うために有効な道路幅員を確保するなどの安全性も重要であると考えております。このことから、道路幅員の狭い危険な箇所につきましては、議員がおっしゃられるように、道路法面の立ち上げによる道路拡幅、こういった対策も必要であると考えられますので、今後、滋賀県に対しまして、要望してまいりたいと考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（荒川泰宏君） 奥山議員。

○12番（奥山文市郎君） ありがとうございます。

あくまでも事業主体が県道ということで県でありますので、県のほうに強く要望していただきたいと思います。

それでは、最後の質問です。

もう一度、スライドお願いいたします。この大津湖南幹線の終点、この青い部分ですけれども、この部分の比留田以北でございますけれども、近江八幡方面への先線整備計画の予定はどうなっているのか、また比留田までの幹線完成後の近江八幡市方面の道路と接続するアクセス道路の想定はどう考えているのか、お尋ねいたします。

○議長（荒川泰宏君） 三上都市建設部長。

○都市建設部長（三上忠宏君） それでは、3点目のご質問にお答えをいたします。

大津湖南幹線の近江八幡市方向の先線でございます中部湖東幹線でございますけれども、こちらにつきましては、滋賀県東近江土木事務所が所管をされておりまして、昨年度から近江八幡市域の野村町、小田町、元水茎町、牧町で測量を行い、今後は、測量結果を基に、道路構造や道路予定地の範囲を検討する道路予備設計を行われる予定であると伺っております。また、大津湖南幹線供用開始後の近江八幡市方向のアクセス道路といたしましては、終点でございます県道野洲中主線から県道大津能登川長浜線へアクセスする道路が主要に

なっていくものと考えております。

なお、県道近江八幡守山線へ流れる車が増えることも予想されますが、この道は、今も議員が再三ご指摘のとおり、道路幅員が狭く、また市道市三宅小南線との交差点から県道大津能登川長浜線までの区間は生活道路でもありますことから、この道路に誘導しない対策が必要であると考えております。このことは滋賀県も同様の認識をされているところでございます。

このことから、今後、交通状況を注視しながら具体的な交通安全対策につきまして、関係機関と協議してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（荒川泰宏君） 奥山議員。

○12番（奥山文市郎君） ありがとうございます。

令和6年に大津湖南幹線が完成、そして国道8号線のバイパスも令和7年に完成するという事をお聞きしておりますけれども、これもあくまでも暫定開通でありまして、共に本市で暫定的な終点となって、本市がボトルネックというような状況になりますので、交通渋滞が、並びに安全確保ができないということになりそうですので、一日も早く、県内の主要幹線が接続して、特に私も全国各地へ行かせていただきましたけれども、本県の道路行政が非常に遅れているということも痛感しておりますし、そこは市長さんが先頭になって、県とか国に働きかけていただきまして、これからの人口を呼ぶには、まずもってインフラである道路整備をしないと人も企業も来てくれません。そういうことをしながら、我々議会としても、国に対して陳情等もさせていただきますし、よりよい野洲市政の発展のために頑張っていきたいと思っております。

以上で、私の質問とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（荒川泰宏君） お諮りいたします。

本日の会議はこれにてとどめ、延会いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（荒川泰宏君） ご異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。

なお、明7日は午前9時から本会議を再開し、本日に引き続き一般質問を行います。本日はこれにて延会いたします。お疲れさまでした。（午後4時08分 延会）

野洲市議会会議規則第127条の規定により下記に署名する。

令和4年12月6日

野洲市議会議長 荒川泰宏

署名議員 田中陽介

署名議員 山本剛